

守口市 子ども・子育て支援 事業計画

子どもの豊かな成長をともに支え

はぐくむまち 守口



平成27年3月
守口市

A 20x20 grid of dots. The top row has 15 large black dots followed by 5 small grey dots. The bottom row has 15 small grey dots followed by 5 large black dots. All other dots in the grid are small and grey.

西端 勝樹

目 次

第1章 計画の概要

- 1. 計画策定の背景と趣旨..... 1
- 2. 計画の全体像..... 2
- 3. 計画の位置づけと期間..... 3

第2章 守口市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

- 1. 統計データからみる人口・少子化の動向..... 9
- 2. ニーズ調査からみた守口市の子育ての状況..... 16

第3章 守口市次世代育成支援後期行動計画の評価と課題

- 1. 施策の取り組み状況..... 23
- 2. 特定保育サービスの目標事業量の達成状況..... 29
- 3. 行政サービス等の状況..... 32

第4章 計画の基本的な考え方

- 1. 基本理念と重点方針..... 33
- 2. 基本的な視点と目標..... 34
- 3. 計画の体系..... 39

第5章 施策目標別の展開

- 施策目標 1. 子どもの豊かな成長支援..... 41
- 施策目標 2. 子どもが安全に育つための環境づくり..... 52
- 施策目標 3. 子どもの人権尊重と権利擁護の推進..... 55
- 施策目標 4. 子育てにゆとりがもてる環境づくり..... 60
- 施策目標 5. 子育てと仕事の両立支援..... 65
- 施策目標 6. 地域力の活用による子育て支援..... 70

第6章 事業計画

- 1. 教育・保育提供区域の設定..... 75
- 2. 教育・保育の量の見込みと確保方策および実施時期..... 76
- 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策および実施時期..... 81
- 4. 教育・保育の一体的な提供と推進に対する体制の確保..... 94

第7章 計画の推進に向けて

- 1. 計画の推進体制..... 95
- 2. 計画等の広報・啓発..... 95
- 3. 計画の進捗管理..... 95

資料編

1. 守口市子ども・子育て会議設置条例.....	97
2. 守口市子ども・子育て会議委員名簿.....	98
3. 計画策定の経緯.....	99
4. 「守口市子ども・子育て支援事業計画（案）」にかかるパブリックコメントについて	100
5. 行政サービス等の状況.....	105
6. こんな時の行政サービス等.....	113
7. 守口市機構図（平成 26 年 4 月 1 日現在）	119
8. 守口市の子どもの人口実績と推計.....	120
9. ニーズ調査の結果.....	121
10. 用語集.....	159

計画書の見方

■ 計画の構成

本計画は以下のとおり構成されています。

概要

第1章 計画の概要

計画策定の背景や趣旨、計画の全体像や概要（位置づけや計画期間）を示すとともに、新制度の概要を掲載しています。

現状・課題の整理

第2章 守口市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

守口市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状について、統計データやニーズ調査結果の考察を掲載しています。

第3章 守口市次世代育成支援後期行動計画の評価と課題

これまで取組みを進めてきた「守口市次世代育成支援後期行動計画」について、事業担当課の自己評価結果とともに、評価の考察を掲載しています。

現状・課題を踏まえて「守口市子ども・子育て支援事業計画」における取組みを展開していきます。



今後の方向性と具体的な取組み

第4章 計画の基本的な考え方

今回策定する「守口市子ども・子育て支援事業計画」における基本理念と重点方針、基本的な施策と目標等、計画の基本的な考え方を示しています。

第5章 施策目標別の展開

「守口市子ども・子育て支援事業計画」で取り組む具体的な施策について、施策目標ごとに内容を示しています。

第6章 事業計画

「子ども・子育て支援事業計画」の必須記載事項として定められた教育・保育、各事業の量の見込みや確保の内容を具体的に示しています。

推進体制

第7章 計画の推進に向けて

守口市の子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進するための方策を示しています。

■ 用語解説

計画書の本文や図表中において、用語の右上に「※」のついている語句については、巻末の資料編「10. 用語集」にて用語の説明を記載しています。

なお、本文中の「就学前」は「小学校就学前」のことを指します。

第 1 章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

近年わが国の少子化は、ますます進行し、平成 17 年（2005 年）には合計特殊出生率※が 1.26 まで低下しましたが、平成 18 年（2006 年）以降はわずかながら増加に転じ、平成 25 年（2013 年）では 1.43 となっています。しかし依然として、人口を維持するのに必要な合計特殊出生率 2.08 を下回っている状況が続いており、この流れは今後も続くと言想されています。

平成 15 年（2003 年）には次世代育成支援対策推進法※が制定され、家庭と事業者、行政が一体となって次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために、地方公共団体、一般事業主※および特定事業主※に各々の行動計画の策定が義務付けられました。

しかしながら、依然として少子化は進行しており、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などから、多くの子育て家庭が子育ての孤立感と負担感を抱いているのが現状です。

また、仕事と子育ての両立支援である環境整備においては、量の確保が不十分であり、深刻な待機児童※問題が発生しています。

そこで、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成 24 年（2012 年）8 月に「子ども・子育て関連 3 法※」が制定され、平成 27 年度（2015 年度）4 月から「子ども・子育て支援新制度※」がスタートします。

(2) 計画策定の趣旨

守口市では、平成 17 年（2005 年）に「守口市次世代育成支援行動計画（前期計画）※」、平成 22 年（2010 年）に「守口市次世代育成支援後期行動計画※」を策定し、「生まれて良かった 育てて良かった ふるさと もりぐち」を基本理念として、総合的な子育て支援に取組み、子育て環境の充実に一定の成果を収めてきました。しかし、その一方で、乳幼児※数の減少が続いているにもかかわらず待機児童は依然として発生し続けており、市民のニーズを受け止め切れていないのが現状です。

「子ども・子育て支援新制度」では、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い就学前の教育・保育および地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

そこで、守口市では、地域の実情と近年の子どもを取り巻く環境を踏まえ、待機児童を一日も早く解消するとともに、就学前の子どもたちが、保育の必要性※の有無にかかわらず、就学前の教育・保育を受ける機会を広く確保するため、私立幼稚園とともに新たな認定こども園※制度も活用し、子どもが健全に育ち、親が安心して子どもを生み育てることができるまちの実現を目指して、「守口市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の全体像

(1) 守口市子ども・子育て支援事業計画の考え方

「守口市次世代育成支援行動計画※」は、子ども・子育てに関する総合的な施策を取りまとめたものでした。一方、新制度で定められた「子ども・子育て支援事業計画」は、区域ごとの「教育・保育サービスの利用量」を定める事業計画で、国は「教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画※」と定義しています。

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法※で規定される「子ども・子育て支援給付」や「地域子ども・子育て支援事業」の整備を含め、「生まれて良かった 育てて良かった ふるさと もりぐち」の実現を目指し、守口市における総合的な子ども・子育て支援施策として、子どもや親、地域社会などさまざまな視点からの取組みを進めていくことが重要であると考えます。

(2) 子ども・子育て支援新制度の概要

① 新制度のねらい

新制度では、下記の3つの改善をねらいとしています。

- 就学前の教育・保育の総合的な提供
- 就学前の保育の量的拡大・確保と就学前の教育・保育の質的改善
- 地域の子ども・子育て支援の充実

② 新制度の内容

新制度の内容は、以下のとおりです。

- 認定こども園、幼稚園※、保育所※および保育園を通じた共通の給付
(「保育所および保育園」は、以下「保育所」といいます。)
 - ・保育の必要性を認定し、その内容に応じた給付（施設型給付※）を行う。
- 認可を受けた事業者を通じた共通の給付
 - ・保育の必要性を認定し、その内容に応じた給付（地域型保育給付※）を行う。
 - ・地域型保育事業※にも給付措置をすることにより、就学前の保育の量的拡大・確保につながる。
- 認定こども園制度の改善
 - ・認定こども園への移行を促進することにより、就学前の教育と保育の量的拡大・確保を図る。
 - ・就学前の教育と保育を一体的に提供する認定こども園制度の改善、普及促進を図る。
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実
 - ・保育の必要な子どもがいる家庭だけでなく、地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、総合的な子育て支援を計画的に推進する。

3. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

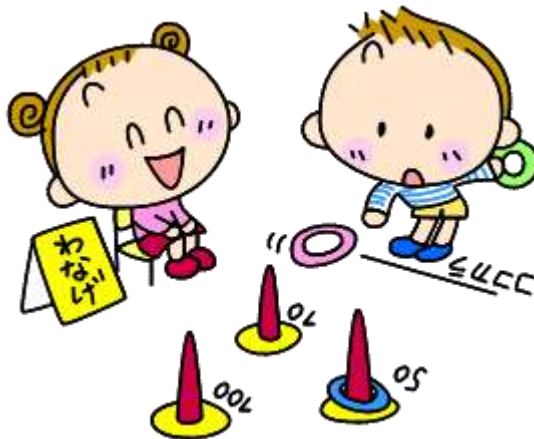
本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づき守口市子ども・子育て会議※の意見を聴いて策定する市町村子ども・子育て支援事業計画と位置付け、次世代育成支援行動計画※（一部を除く。）および母子保健計画※を兼ねる計画とします。

(2) 他の計画との関係

本計画は、「第五次守口市総合基本計画※」の部門別計画です。策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえながら、「第五次守口市総合基本計画」が掲げる将来像「育つ・にぎわう・響きあう 人と心が集うまち 守口」を目指し、その他関連計画との整合を図っています。

(3) 計画の期間

この計画の期間は、平成 27 年度（2015 年度）から平成 31 年度（2019 年度）までの 5 年間とします。



【新制度におけるサービスの全体像】

■ 子どもの認定区分、給付の内容および利用できる施設・事業

子どもの認定区分 (子ども・子育て支援法の条項)		給付の内容 (保育必要量)	利用できる 施設・事業
1号	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの (1号認定子ども)(第19条第1項第1号)	教育標準時間※	認定こども園 幼稚園
2号	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの (2号認定子ども)(第19条第1項第2号)	保育短時間※ 保育標準時間※	認定こども園 保育所
3号	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの (3号認定子ども)(第19条第1項第3号)	保育短時間 保育標準時間	認定こども園 保育所 地域型保育事業

■ 子ども・子育て支援給付に関する利用者区分

		各サービスの利用対象者の区分					
		年齢区分		保育の必要性		利用対象者の認定区分等	
		0～2歳		3～5歳		6～11歳	12～14歳
		あり	なし	あり	なし	－	－
		3号	－	2号	1号	小学生	中学生
1. 子どものための現金給付							
児童手当※		●	●	●	●	●	●
2. 子どものための教育・保育給付							
施設型給付	①認定こども園	●		●	●		
	②幼稚園（新制度へ移行する幼稚園）				●		
	③保育所	●		●			
地域型保育給付	①家庭的保育事業※（5人以下）	●					
	②小規模保育事業※（6～19人）	●					
	③居宅訪問型保育事業※	●					
	④事業所内保育事業※	●					

（注）幼稚園については私学助成等の制度が残り、新制度への移行は設置者の判断によることとなるため、施設型給付の対象ではない幼稚園として存続する施設もあります。

●：守口市で対象となる区分です。（但し、例外的な事例は除く。）

■ 地域子ども・子育て支援事業に関する利用者区分

年齢区分	各サービスの利用対象者の区分							
	－	0～2歳		3～5歳		6～11歳	12～14歳	15歳以上
保育の必要性	－	あり	なし	あり	なし	－	－	－
利用対象者の認定区分等	妊婦 または 保護者	3号	－	2号	1号	小学生	中学生	中学卒業後の 18歳未満の 子ども
3. 地域子ども・子育て支援事業（各事業の説明は次頁に掲載しています。）								
①利用者支援事業【新規事業】	●	●	●	●	●	●	●	●
②地域子育て支援拠点事業	●	●	●	●	●			
③妊婦に対する健康診査	●							
④乳児家庭全戸訪問事業	●	●	●					
⑤養育支援訪問事業 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	●	●	●	●	●	●	●	●
⑥子育て短期支援事業		○	○	○	○			
⑦ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）		●	●	●	●	◎		
⑧一時預かり事業 （幼稚園における預かり保育を含む）			●		●			
⑨時間外保育事業（延長保育事業）		●		●				
⑩病児保育事業（病後児保育を含む）		●		●				
⑪放課後児童健全育成事業 （もりぐち児童クラブ※；入会児童室※）						☆		
⑫実費徴収に係る補足給付事業 【新規事業】		●		●	●			
⑬多様な主体の新制度への参入促進事業 【新規事業】								

（注）上の表①～⑬の網掛け部分については、国の制度上は利用可能な区分です。

●：守口市で対象となる区分です。

○：守口市で今後、子育て短期支援事業のうち、ショートステイ事業の実施を予定している区分で、対象は就学前の子どもです。

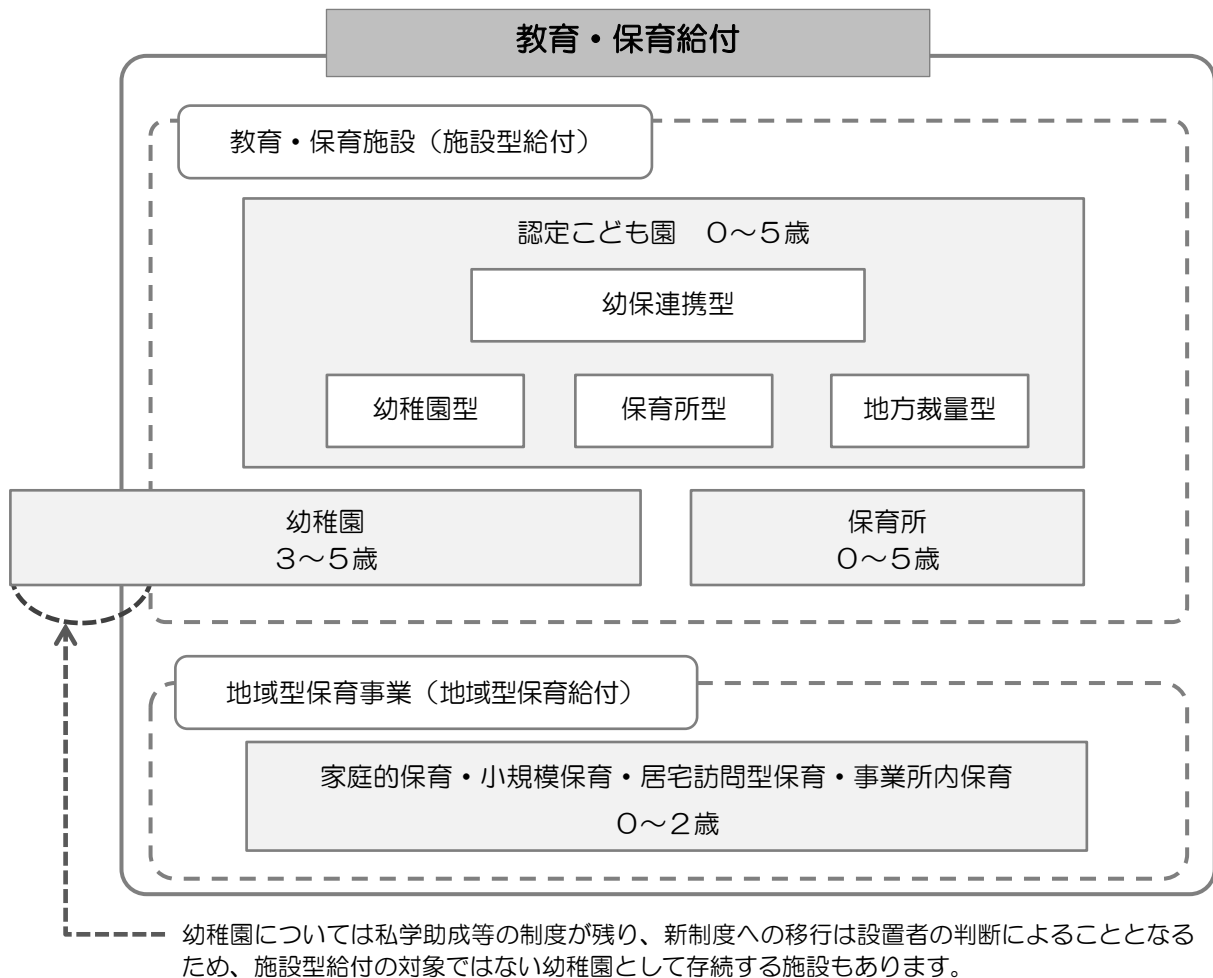
◎：現在守口市では低学年（小学校1～3年生）のみを対象としています。今後は高学年（小学校4～6年生）まで拡大する予定です。

☆：現在守口市では、もりぐち児童クラブ（入会児童室）を実施しており、低学年（小学校1～3年生）のみを対象としています。国の制度上は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生が対象です。

■ 地域子ども・子育て支援事業に係る各事業の概要

事業名	内容
①利用者支援事業【新規事業】	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
②地域子育て支援拠点事業	乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
③妊婦に対する健康診査	妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」、「検査計測」、「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
④乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
⑤養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
子どもを守る地域ネットワーク 機能強化事業	子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会※等）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実施する事業
⑥子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）および夜間養護等事業※（トワイライトステイ事業））
⑦ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）	乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
⑧一時預かり事業 （幼稚園における預かり保育を含む）	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
⑨時間外保育事業（延長保育事業）	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間および通常の利用日以外の日において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業
⑩病児保育事業（病後児保育を含む）	病児について、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業
⑪放課後児童健全育成事業 （もりぐち児童クラブ：入会児童室）	就労等の理由により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
⑫実費徴収に係る補足給付事業 【新規事業】	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業
⑬多様な主体の新制度への参入促進事業 【新規事業】	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業

【新制度における給付のイメージ図】



認定こども園って、なあに？

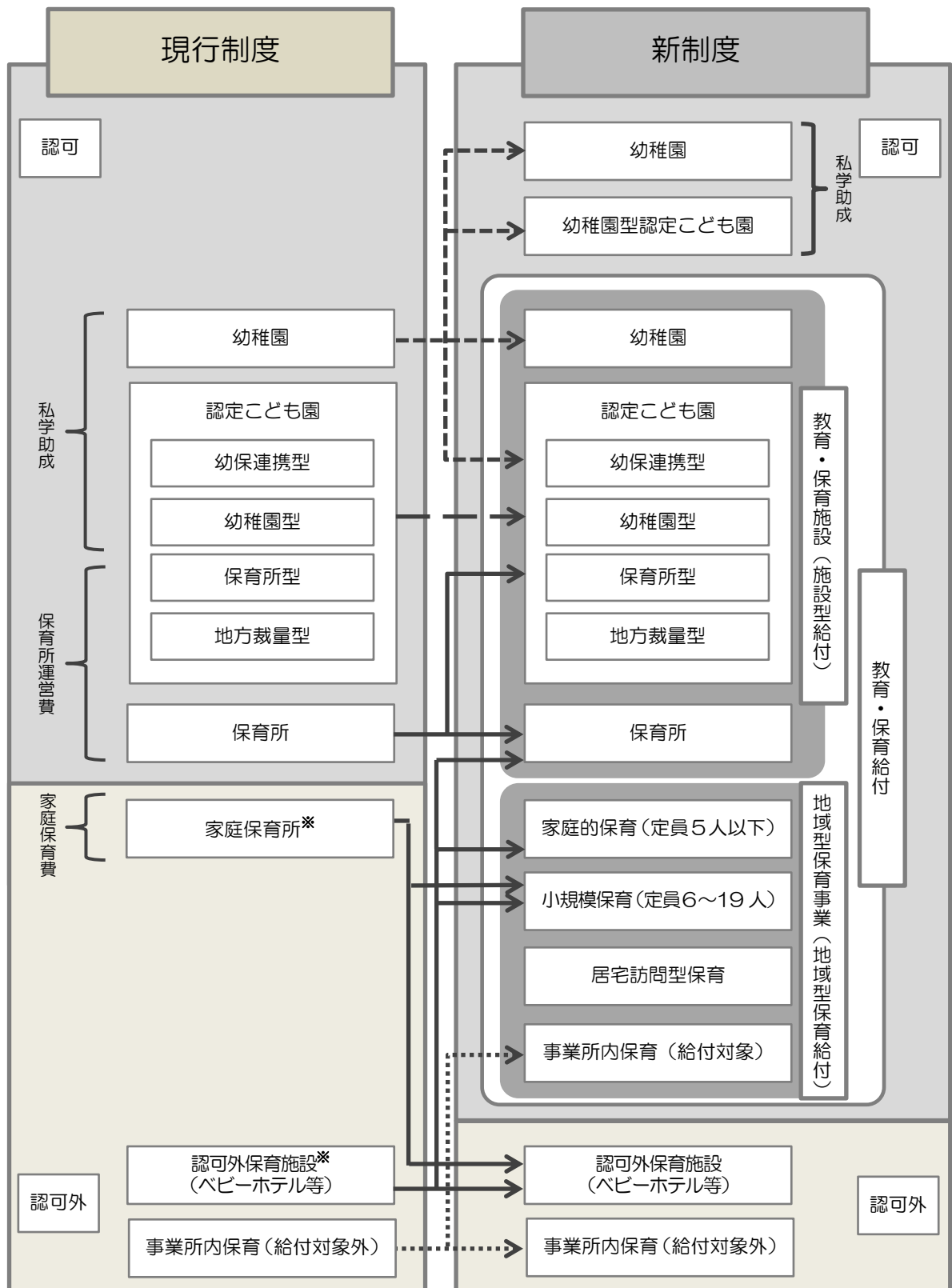
- 就学前の教育と保育を一体的に行う施設です。
- 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行います。
- 認定こども園を利用できるのは、0～5歳のお子さんです。
(0～2歳のお子さんが通園する場合は、保育の必要性の認定を市から受ける必要があります。)

☆3つのポイント☆

1. 保護者の働いている状況に関わりなく、3～5歳のどのお子さんも、就学前の教育と保育を一緒に受けます。
2. 保護者が働かなくなったなど、就労状況が変わった場合も、通い慣れた園を継続して利用できます。
3. 子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家族も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。



【現行制度と新制度での教育・保育サービスの施設や事業の比較】



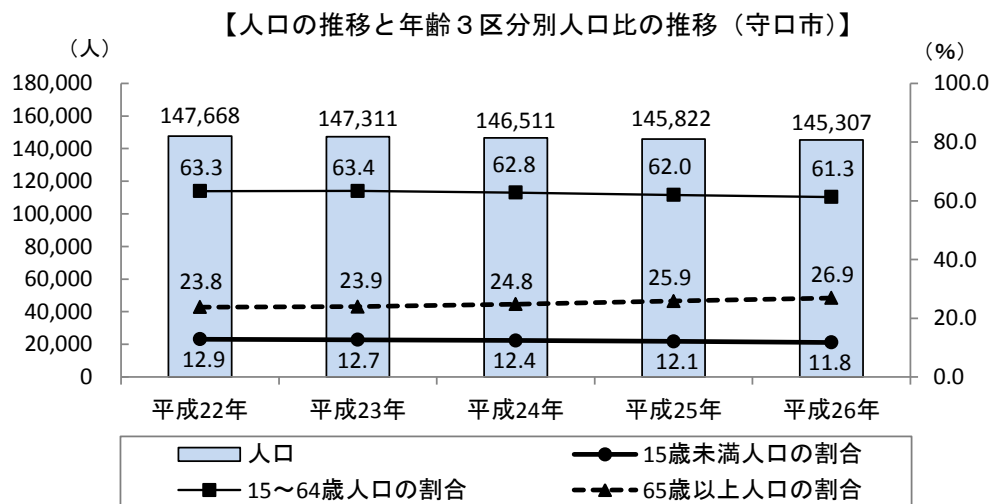
第2章 守口市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1. 統計データからみる人口・少子化の動向

(1) 人口の推移と推計

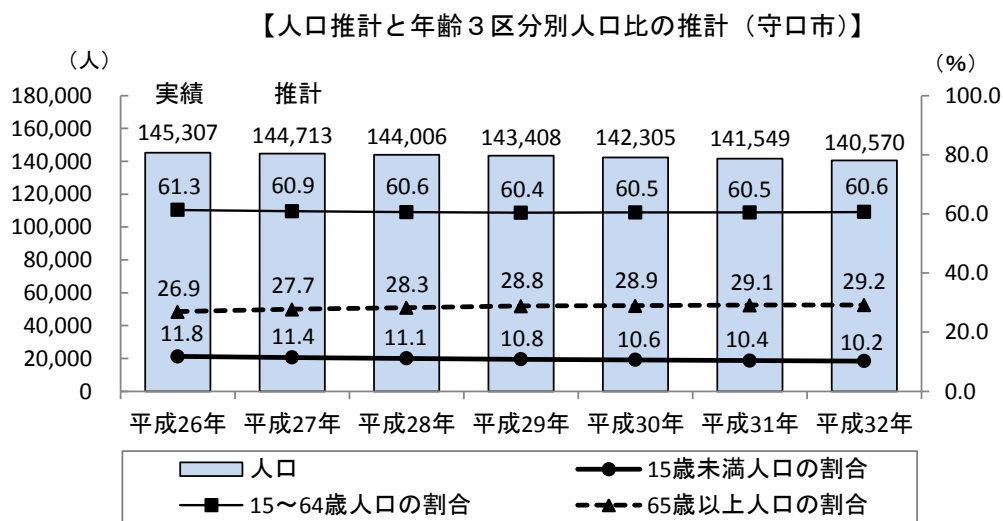
① 人口の推移と年齢3区分別人口比の推移

守口市の人口は横ばいから微減傾向で、平成26年では145,307人となっています。年齢3区分別人口比の推移をみると、15歳未満の年少人口比率は年々低下傾向にあり、平成26年では11.8%となっています。これに対し、65歳以上の高齢者人口比率は上昇しており、平成26年では26.9%となっています。



② 人口推計と年齢3区分別人口比の推計

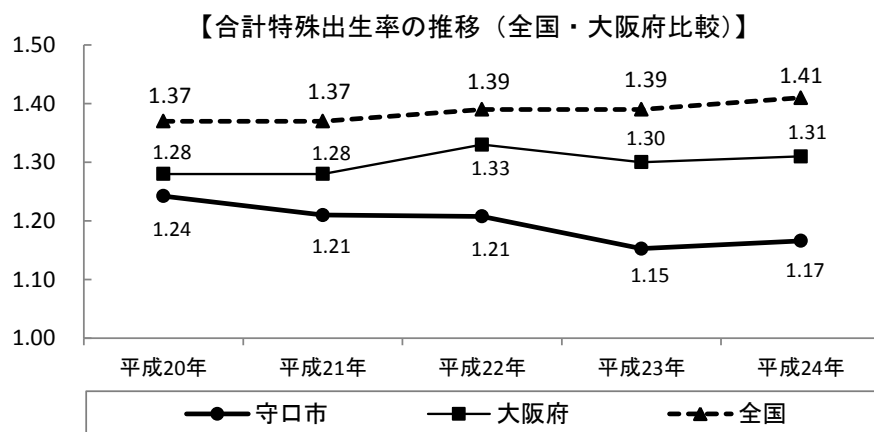
守口市の将来の人口は減少傾向にあり、平成32年には140,570人と平成26年から約4,700人の減少が予測されています。年齢3区分別人口比をみると、少子高齢化はますます顕著になる傾向が続き、高齢化率※は平成32年には29.2%になると予測されています。



(2) 出生の推移

① 合計特殊出生率の推移

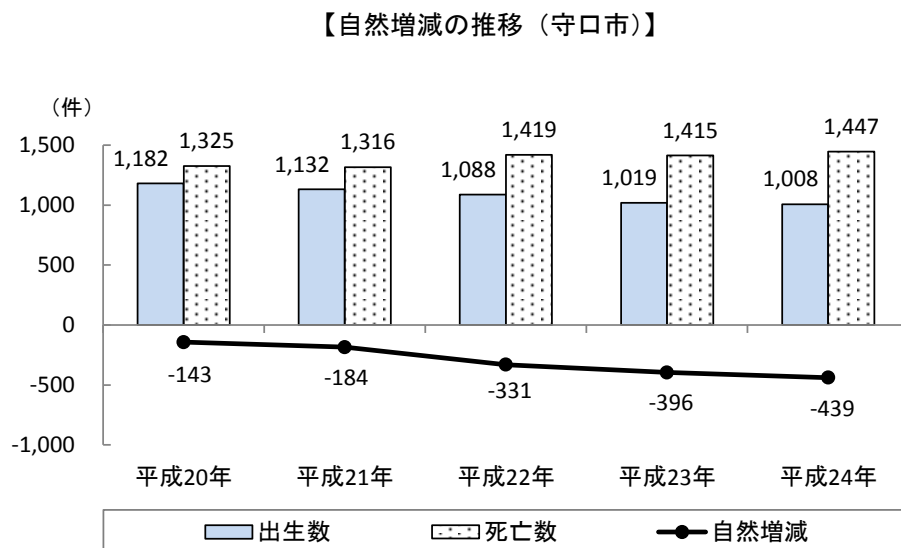
守口市の合計特殊出生率は平成23年から平成24年にかけて上昇したものの、平成20年から比べると減少傾向にあります。全国・大阪府と比べると、各年最も低い値で推移しています。



資料：全国・大阪府は厚生労働省人口動態統計、守口市は守口市統計データより算出

② 自然増減（出生数・死亡数による人口の増減）の推移

守口市の出生数・死亡数をみると、各年死亡数が出生数を上回り、自然増減はマイナスとなっています。自然増減については、年々減少し、平成24年では439件のマイナスとなっています。

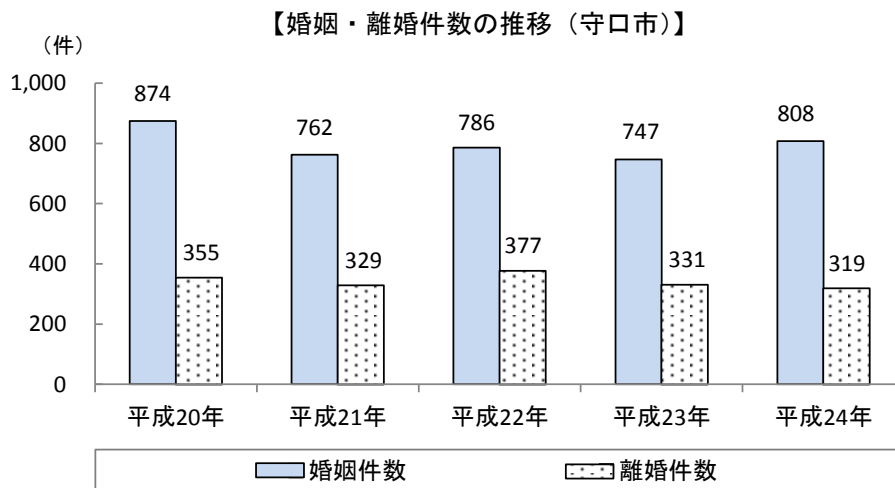


資料：大阪府人口動態統計データ

(3) 婚姻・離婚の推移

① 婚姻・離婚件数の推移

守口市の婚姻件数は、平成20年から平成21年にかけて大きく減少し、その後平成23年まで700件台で推移していましたが、平成24年では808件となっています。離婚件数については増減を繰り返し推移し、平成24年では319件となっています。



資料：大阪府人口動態統計データ

② 婚姻・離婚率の推移

婚姻率※は平成21年から平成23年まで全国および大阪府より低い値で推移していたものの、平成24年では最も高くなっています。離婚率※については平成21年を除くすべての年で、全国および大阪府を上回る値となっています。

【婚姻・離婚率の推移（全国・大阪府比較）】

(単位：人口千対)

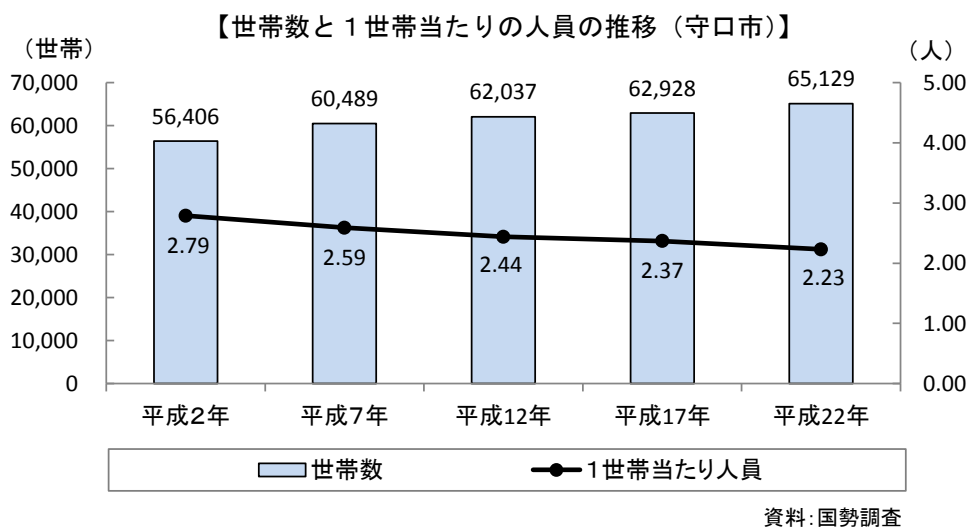
		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
婚姻率	守口市	6.0	5.2	5.4	5.1	5.6
	大阪府	6.1	6.1	5.9	5.6	5.5
	全国	5.8	5.6	5.5	5.2	5.3
離婚率	守口市	2.42	2.24	2.57	2.26	2.19
	大阪府	2.37	2.37	2.39	2.23	2.16
	全国	1.99	2.01	1.99	1.87	1.87

資料：全国は厚生労働省人口動態統計、大阪府・守口市は大阪府人口動態統計データ

(4) 世帯の推移

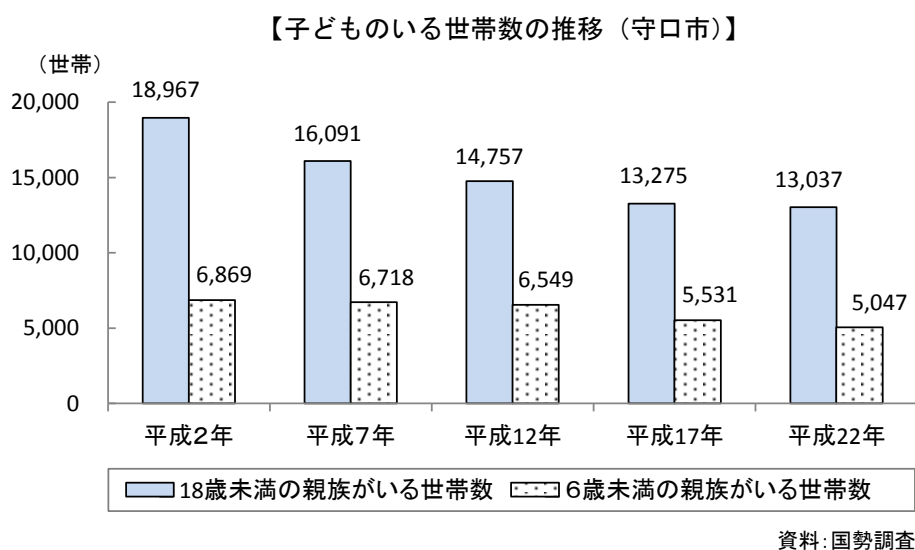
① 世帯数と1世帯当たりの人員の推移

守口市の世帯数は年々増加しており、平成22年には65,129世帯となっています。これに対し、1世帯当たりの人員は減り続けており、平成2年の2.79人から平成22年には2.23人と20年間で0.56人減少しています。



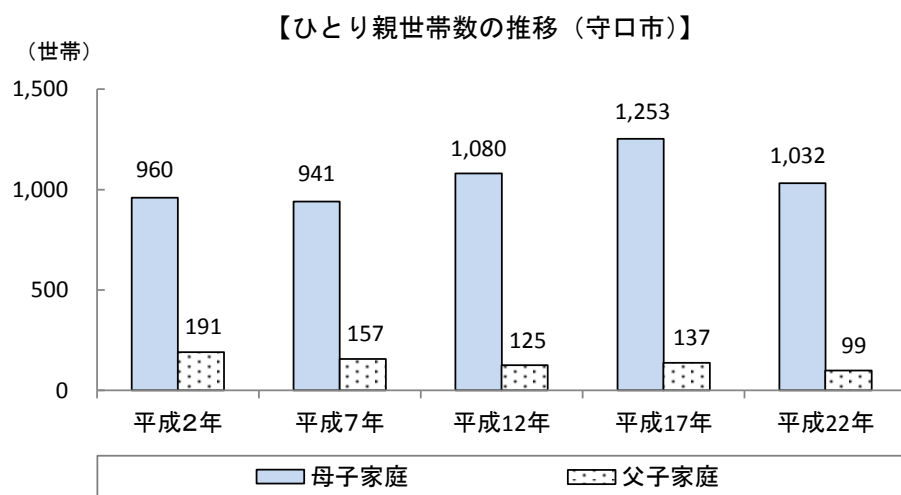
② 子どものいる世帯数の推移

18歳未満の親族のいる世帯数は減少が続いており、平成22年は13,037世帯となっています。このうち6歳未満の親族のいる世帯数も同様に減少しており、平成22年は5,047世帯となっています。



③ ひとり親世帯数の推移

守口市のひとり親世帯数をみると、母子世帯は平成17年に最も多く、1,253世帯となったものの、その後減少し、平成22年には1,032世帯となっています。父子世帯は平成2年で191世帯であったのに対し、平成22年には99件と平成2年の半数程度となっています。



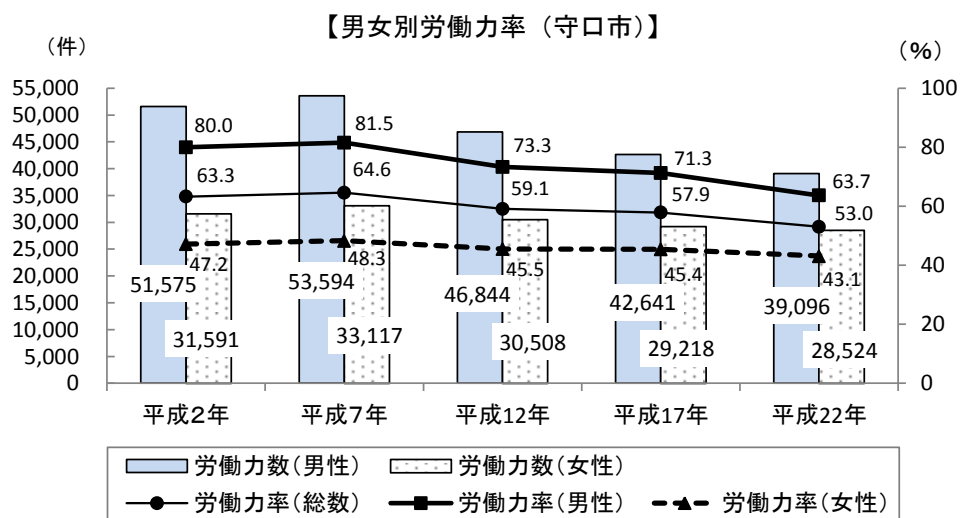
資料:国勢調査



(5) 労働力率※の推移

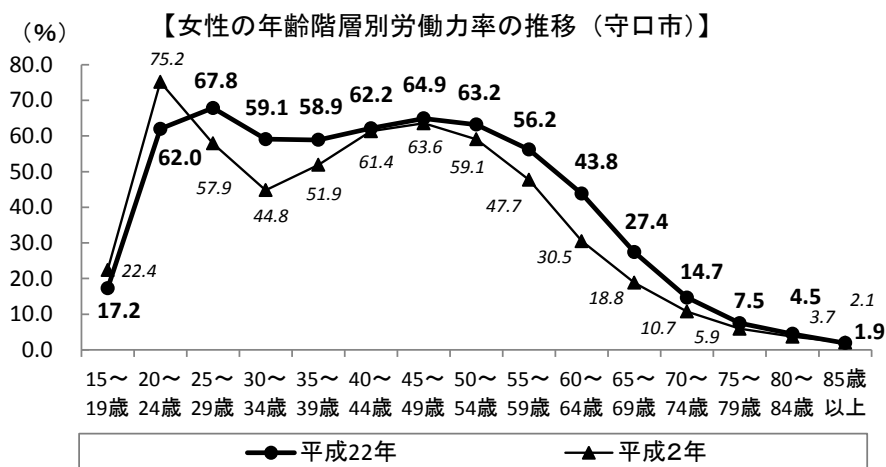
① 男女別労働力率の推移

守口市の労働力人口※は平成22年は男性が39,096人、女性が28,524人で、合計67,620人です。労働力率は、男性の63.7%に対して女性は43.1%で、男女間の格差は20.6ポイントとなっています。



② 女性の年齢階層別労働力率の推移

守口市の女性の労働力率を年齢階層別にみると、平成22年は平成2年に比べ、20～24歳の労働力が低下しているのに対し25歳以上は労働力率が上昇しており、いわゆるM字カーブ※はゆるやかになっています。



(6) 統計データからみる現状のまとめ

① 人口・少子化の動向

- ・平成 27 年の推計人口は約 14 万 5 千人で、「第五次守口市総合基本計画」策定時に見込んでいた推計値ほどには減少していません（総合基本計画策定時の平成 27 年推計値は 13 万 9 千人）。
 - ・合計特殊出生率は、人口維持に必要な 2.08 を大きく下回る状況が続いています。
- 総人口の減少および少子高齢化が緩やかに進行していますが、子育てにやさしいまちづくりを通じて、さらに魅力ある定住都市となることが期待できます。

② 世帯の動向

- ・世帯数が増加する一方で、1 世帯当たり人員数は減少しています。
 - ・子どものいる世帯数は減少しています。
- 核家族化が進行しており、子育て家庭への支援の充実が求められます。

③ 女性の就労動向

- ・平成 2 年から平成 22 年の間、出産後および子育て終了後の女性の就業率が増加しています。
 - ・国においては、労働力の確保の観点から、女性の社会進出を促進する多面的な動きが加速化しています。
- 女性の労働力率は今後も増加傾向が見込まれ、子育てと仕事の両立支援の充実が求められます。



2. ニーズ調査からみた守口市の子育ての状況

(1) 調査の概要

① 調査の目的

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条に基づく新制度の開始を控え、子ども・子育てに関する実態とニーズを把握し、「子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とすることを目的として就学前の子どもおよび小学生の保護者を対象に調査を行いました。

② 調査項目

就学前調査
1. 世帯および子どもの基本属性 2. 今後の出産意向 3. 子どもの育ちをめぐる環境について 4. 保護者の就労状況と就労意向 5. 平日の教育・保育サービスの利用状況 6. 子どもが病気やけがで教育・保育サービスが利用できなかった場合の対応 7. 平日の教育・保育サービスの利用希望 8. 土曜日・休日、長期休暇中の幼稚園や保育所の利用希望 9. 育児休業取得状況 10. 仕事と子育ての両立の状況 11. 就学後に希望する放課後の過ごし方 12. 不定期の教育・保育事業の利用や宿泊を伴う一時預かりなどの利用状況 13. 子育て支援サービスの利用状況、利用希望 14. 市役所への要望 15. 子どもの生活習慣 16. 子育てを支援する生活環境の整備、子どもの安全確保について 17. 子育てについての意見
就学後調査
1. 世帯および子どもの基本属性 2. 子どもの育ちをめぐる環境について 3. 保護者の就労状況と就労意向 4. 平日のもりぐち児童クラブ入会児童室の利用状況 5. 子どもが病気やけがで小学校を休まなければならなかった場合の対応 6. 仕事と子育ての両立の状況 7. 市役所への要望 8. 子どもの生活習慣 9. 放課後や休日の過ごし方 10. 地域での自然体験、社会・文化活動などへの参加 11. 子育てを支援する生活環境の整備、子どもの安全確保について 12. 子育てについての意見

③ 調査設計

調査対象

種類	調査対象	
就学前調査	守口市在住で就学前の子どもの保護者（①+②+③）	4,387 人
	① 守口市在住で市内の幼稚園に通う子どもの保護者	1,229 人
	② 守口市在住で市内の保育所に通う子どもの保護者	1,948 人
	③ 守口市在住で①②以外の子どもの保護者	1,210 人
就学後調査	守口市在住で小学生の保護者	1,000 人

調査期間

種類	調査期間
就学前調査	平成 26 年 1 月 10 日（金）～平成 26 年 1 月 22 日（水）
就学後調査	

調査方法

種類	調査方法	
就学前調査	① 守口市在住で市内の幼稚園に通う子どもの保護者	直接配布・直接回収
	② 守口市在住で市内の保育所に通う子どもの保護者	
	③ 守口市在住で①②以外の子どもの保護者	郵送配布・郵送回収
就学後調査	郵送配布・郵送回収	

④ 回収結果

種類	配布数	回収数	うち		回収率	有効回収数	有効回収率
			無効票	締切後着			
就学前調査	4,387 件	2,824 件	4 件	3 件	64.4%	2,817 件	64.2%
① 幼稚園に通う子どもの保護者	1,229 件	1,021 件	1 件	0 件	83.1%	1,020 件	83.0%
② 保育所に通う子どもの保護者	1,948 件	1,329 件	3 件	1 件	68.2%	1,325 件	68.0%
③ ①②以外の子どもの保護者	1,210 件	474 件	0 件	2 件	39.2%	472 件	39.0%
就学後調査	1,000 件	394 件	0 件	4 件	39.4%	390 件	39.0%
合 計	5,387 件	3,218 件	4 件	7 件	59.7%	3,207 件	59.5%

（２）ニーズ調査の結果

ニーズ調査の結果についての主なデータは資料編に掲載しています。

(3) ニーズ調査の考察

ニーズ調査の結果から今後守口市が取り組んでいく事業とその方向性を考察したところ、以下のとおり子育てに関する課題が明らかになりました。

① 健康の確保

- ・就学前、就学後調査ともに6割以上の保護者が、小児医療などの医療機関を利用できる体制の整備を求めています。
- ・就学前、就学後調査とも自由意見では、乳幼児医療費助成*の期間の延長、予防接種費用の助成を望む意見が多く寄せられています。
- 子どもの健康を支える取組みが求められています。小児医療機関や休日・夜間の診療体制の周知徹底、乳幼児医療費助成の充実についても検討する必要があります。
- ・就学前調査では3割以上の保護者が、子育てに関する悩みとして、子どもの病気や発育、発達に関することや食事や栄養に関することをあげています。
- 子どもの発達や食生活や栄養面に関する正しい知識を普及するための取組みが求められます。また、乳幼児健康診査の受診率のさらなる向上を図るとともに、保健指導等の保健事業を充実し、子どもの発達に関する相談体制の整備を進める必要があります。

② 安心・安全の環境づくり

- ・就学前、就学後調査ともに子育てが楽しいと感じていない保護者の3割程度が、子育てしやすい住居・まちの環境面での充実が必要だと回答しています。
- ・就学前調査では約6割の保護者が、子育てのバリアフリー化を求めており、自由意見では道路や歩道の整備を望む意見も多くなっています。
- 子育てに安心・安全な住環境・生活環境といった視点から、子育てバリアフリーへの取組みが必要となっています。守口市ではバリアフリーに配慮した道路環境の整備に取り組んでいますが、今後は乳幼児との外出に便利な施設の普及促進とともに、子育てバリアフリーに関する情報を広く周知することも重要です。
- ・就学前、就学後調査ともに5割以上の保護者が、子どもの安全を確保する対策の充実を求めています。
- ・就学後調査では子育てが楽しいと感じていない保護者の3割以上が、子どもを対象にした犯罪・事故の軽減への対策が必要だと回答しています。
- ・就学前調査の自由意見では、不審者や犯罪が多いことに対する不安の声や交通安全対策を求める意見が多く寄せられています。
- 防犯面から、登下校時や学校生活における安全確保に向けた取組みを地域の協力を得て進めていますが、引き続き、その活動の促進を図る必要があります。交通安全については、これまでから交通安全教室を開催していますが、自転車の乗り方の指導などさらなる交通安全意識の向上に力を入れる必要があります。

③ 教育環境の整備

- ・就学前、就学後調査ともに4割前後の保護者が、子育てに関する悩みとして、子どもの教育に関することをあげています。
- 子どもの発達段階に応じた教育の充実とともに家庭の教育力の向上に向けた取組みが求められています。就学前の教育、学校教育の充実や保護者の学習機会の充実や教育相談体制の整備が必要です。
- ・就学前、就学後調査とも自由意見では、小・中学校の学力向上、就学前の教育や学校教育の内容の充実、教職員の質の向上、幼稚園教諭[※]の人員確保を求める意見が多く寄せられています。また、教育・保育施設の改修等、環境の整備を求める意見も多くなっています。
- ・就学後調査の自由意見では、放課後学習を増やしてほしいという意見が多くあがっています。
- 守口市では、小中一貫教育を開始し、「めざす守口の教育」に掲げる取組みを進めていますが、小・中学校における学力向上への取組み、就学前の教育、学校教育の内容のさらなる充実とともに、教職員の教育指導体制の充実や人材確保策の確立が必要です。また、施設面での環境整備に引き続き取組む必要があります。
- 小学校における放課後学習についてもさらなる充実に向けた取組みを推進していく必要があります。

④ 子どもの人権の尊重

- ・就学後調査では4割以上の保護者が、子育てに関する悩みとして、子どもの友だちづきあいに関することをあげています。
- これまでから、人権教育、道徳教育に取り組んでいますが、今後も心を育てる教育の推進が求められます。
- 現在、学校いじめ防止基本方針に基づく取組みとして、生徒指導等を行っていますが、今後はいじめ等の被害にあった子どもや保護者のケア体制の充実とともに、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けたさらなる取組みが求められます。

⑤ 子育ての負担・孤立感の解消

- ・就学前、就学後調査ともに9割以上の保護者が、子育てに関する相談先があると回答していますが、相談先がないとの回答も少数ながらみられます。
- ・就学前、就学後調査ともに子育ての相談先として、配偶者や親族、友人・知人をあげる人が多く、公的機関に相談する人は少数となっています。
- ・就学前調査の自由意見では、気軽に相談できる窓口を増やしてほしいといった意見のほか、色々な相談内容に対応してほしい、平日以外も相談窓口を開設してほしいといった意見が多くあげられています。
- 子育てをめぐる問題が複雑・多様化する中、誰もが気軽に相談できる環境づくりが求められています。現在、土曜日も開設している守口市子育て支援センター[※]や、私立保育園による地域子育て支援センター[※]、子育て支援課相談係などの相談窓口を設置して

いますが、様々な悩みを気軽に相談できる身近な場として、市の相談体制を充実させるとともに、大阪府中央子ども家庭センター※などの関係機関との連携を強化し、相談窓口の周知を図ることが重要です。

- ・就学前、就学後調査ともに1割前後の保護者が、日常や緊急時において子どもをみてもらえる人がいないと回答しています。
- 現在私立保育園の一部で一時預かり事業を行っていますが、恒常的に定員を上回る通常保育を行っているため、十分な対応ができておりません。今後は一時預かりのニーズへの安定した対応ができるよう、事業の充実が必要です。
- ・就学前、就学後調査ともに6割前後の保護者が、子育てを楽しんでいると感じることが多いと回答しているものの、3割程度の保護者が、楽しいとつらいが同じくらいと回答しています。また、つらいと感じることが多いとの回答も少数ながらみられます。
- ・就学前、就学後調査とも自由意見では、育児に不安・悩み・ストレスがあるという意見が多くあがっています。
- 子育ての負担感、孤立感の解消に向けて、相談・情報提供体制の充実や子育て中の親子の交流の場の充実が必要です。

⑥ 経済的負担の軽減

- ・就学前、就学後調査ともに4割前後の保護者が、子育てに関する悩みとして、子育てにかかる出費がかさむことをあげています。
- ・就学前、就学後調査ともに6割以上の保護者が、育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充などの子育て世帯への経済的援助を求めています。
- 子どもの医療費助成など、育児にかかる費用の軽減策の拡充を図るとともに、教育・保育にかかる費用の軽減策についても具体化していく必要があります。

⑦ 遊びの環境づくり

- ・就学前、就学後調査ともに、子どもの遊び場について、「雨の日に遊べる場所がない」、「思い切り遊ぶために十分な広さがない」、「遊具などの種類が充実していない」、「不衛生である」、「緑や水辺など子どもが自然にふれあう場が少ない」、「公園など遊び場のトイレがおむつ替えや親子での利用に配慮されていない」といった意見が多くあがっています。
- ・就学前、就学後調査とも自由意見では、ボール遊び等の禁止行為が多く遊びにくいといった意見が多くあげられています。
- ・就学前調査では7割以上の保護者が、親子が安心して集まれる屋外の施設の整備を求めています。
- 子どもたちがのびのびと遊ぶことができる環境の充実とともに、子ども連れの親が利用しやすい施設整備が必要です。
- 公園などに整備した親水空間を活用するとともに、自然環境を考慮した「学ぶ場」という視点からの遊び場の充実が求められています。

- ・就学前、就学後調査とも自由意見では、交流の場や教室・イベントを増やしてほしい、平日以外も参加できるイベントを開催してほしいといった意見が多く寄せられています。
- 親子がともに交流ができる場の確保とともに、誰もが参加しやすい環境づくりが求められています。

⑧ 仕事と子育ての両立

- ・就学前、就学後調査ともに、仕事と子育てを両立する上で大変なこととして、子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてくれる人がいないことの意見が最も多く、4割以上となっています。
- ・就学前調査の自由意見では、待機児童の解消や保育施設の充実を求める意見、夜間や休日、緊急時等の預かりサービス、病児・病後児保育の充実を求める意見が多くあげられています。また、保育時間の延長を求める意見も多くなっています。
- 多様化する保育ニーズへの対応が求められており、通常保育事業※の拡充とともに、一時預かり事業などの特別保育事業※の充実が必要です。
- ・就学前、就学後調査ともに子育てが楽しいと感じていない保護者の3割以上が、子育てのつらさを解消するために、仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備が必要だと回答しています。
- 働く保護者が仕事と子育てを両立できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）※の視点に立った職場環境づくりが求められています。
- 企業や経営者等に対し、短時間勤務やテレワーク※といった多様な働き方など、仕事と子育てをしやすい雇用環境の確保についての啓発が必要です。
- ・就学前の子どもの父親の8割半ばが育児休業を取得しておらず、その理由としては、「制度を利用する必要がなかった」、「仕事が忙しかった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」などが上位にあげられています。
- 男性の仕事中心の働き方の見直し、父親の育児休業取得促進に向けた取組みが求められています。
- 男女がともに仕事と子育てを両立できる職場環境の整備とともに、職場内の子育てに対する理解を高める取組みが必要です。

⑨ 男女共同参画の推進

- ・就学前、就学後調査ともに5割以上の保護者が、主に子育てを行うのは「お父さんとお母さん」と回答しています。一方で、「主にお母さん」の回答が約4割であるのに対し、「主にお父さん」は1割以下となっています。
- ・就学前調査では約4割の保護者が、子育てに関する悩みとして、仕事や自分のやりたいことに時間がとれないことをあげています。
- ・就学前調査の自由意見では、働いているため育児に時間が取れずストレスがある、仕事と子育ての両立が難しいという意見が多くあがっています。

- 家庭における男女共同参画の推進が求められています。現在、「守口市男女共同参画推進計画※」に基づき、啓発事業等を実施していますが、今後も男女がともに子育てを担う意識の向上や男性の子育てスキル向上に向けた取組みとともに、幼少期からの男女共同参画の意識形成を図る必要があります。

⑩ 地域における子育て支援

- ・就学前、就学後調査ともに3割程度の保護者が、自分の子育てが地域の人に支えられていると感じないと回答しています。
 - ・就学前、就学後調査ともに、子育てを支えてほしい人として、「近所の人」、「同じ世代の子どもを持つ保護者」を上げる人が多く「教育・保育施設や子育て支援を行う施設の職員」、「学校の先生」を上げる人が多くなっています。
 - ・就学前、就学後調査の自由意見では、子育てに関する地域の理解・協力を求める意見が多く、地域住民とかかわりがもてる環境を望む人が多くなっています。
- 地域全体で子育てを支援する体制づくりが求められています。地域の大人たちみんなが地域の子どもたちを育てるという意識の向上を図るとともに、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）の拡充や育児サークル等の地域の子育て支援活動の促進が必要です。
- 地域が連携・協働し、地域ぐるみの子育て支援を行えるよう、地域における子育て支援ネットワークの構築が必要です。
- ・就学前調査の自由意見では、市民保健センターや守口市子育て支援センターが遠くて利用しにくいという意見が多くあげられています。また、子育て支援の内容やどのようなサービスが利用できるのかについての情報を増やしてほしいといった意見も多くなっています。
- 子育て支援を気軽に受けることができるよう、身近な場所でのサービスの提供を検討していく必要があります。また、子育てに関して必要なときに的確な情報を提供する仕組みを確立する必要があります。

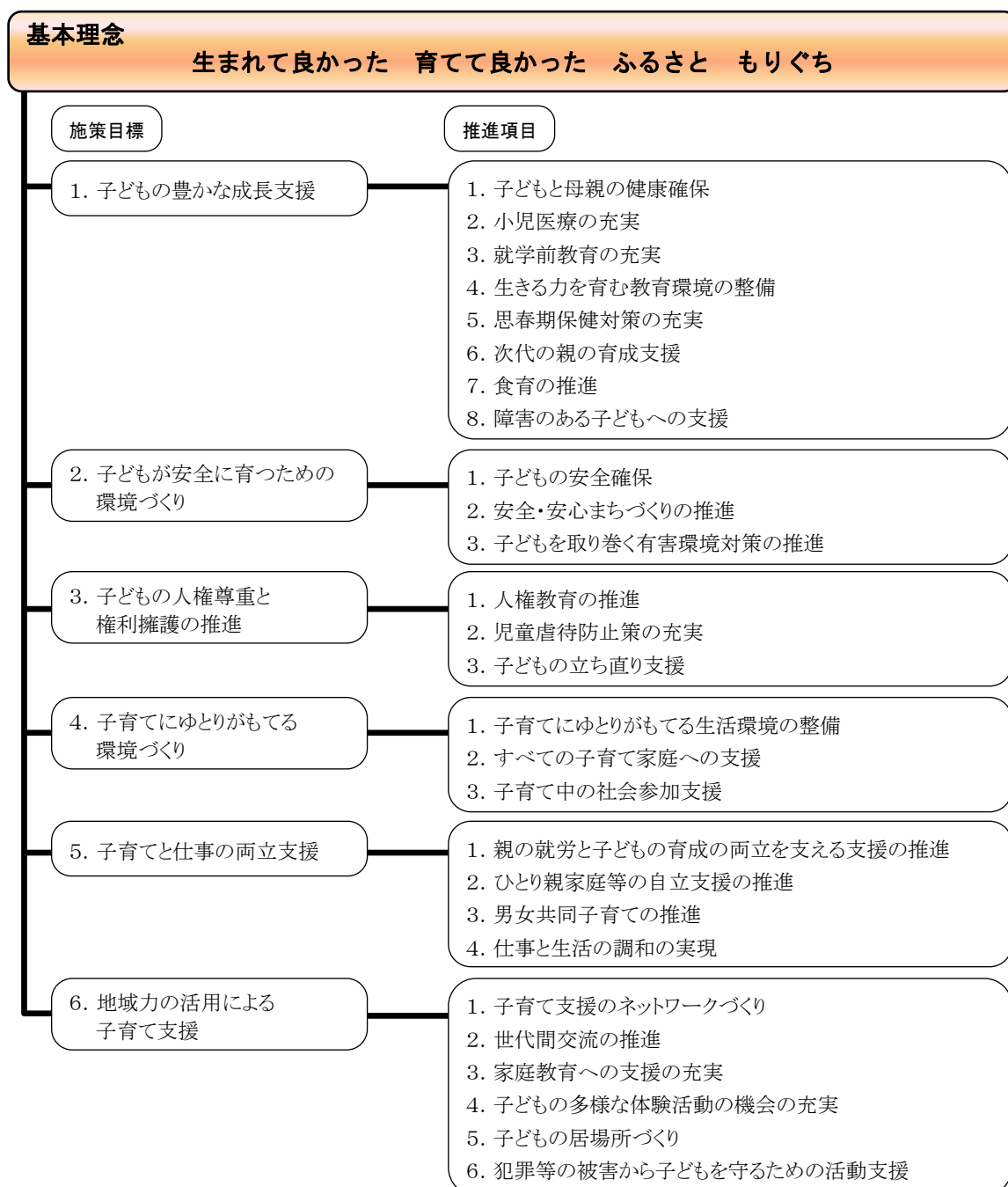
第3章 守口市次世代育成支援後期行動計画の 評価と課題

1. 施策の取組み状況

「守口市次世代育成支援後期行動計画」においては、「生まれて良かった 育てて良かった ふるさと もりぐち」を基本理念に、子どもが健やかに育つこと、安心して子どもを生み育てる環境をつくること、地域の子育て力を育むことを目指し、あらゆる視点から総合的な子育て支援を行ってきました。

本計画の策定にあたり、「守口市次世代育成支援後期行動計画」で定めた事業の進捗状況について事業担当課による自己評価から現状および今後の方向性を総括し、目標事業量の達成状況を示します。

【守口市次世代育成支援後期行動計画の体系】



(1) 事業評価

「守口市次世代育成支援後期行動計画」（平成 22 年度から平成 26 年度）における事業は 119 事業（再掲を除く）で、それぞれの事業について平成 25 年度までの取組みの総合評価を行いました。

全 119 事業中、15 事業が「特に順調」、93 事業が「順調」とし、合計 108 事業（90.8%）が順調という評価となっています。

各事業をそれぞれ 4 点満点で、特に順調の場合 4 点、順調の場合 3 点、やや遅れている場合 2 点、遅れている場合 1 点、未実施の場合 0 点として評価し、施策目標ごとに評価の平均点をみると、「4. 子育てにゆとりがもてる環境づくり」、「5. 子育てと仕事の両立支援」の平均点が 3.0 未満となっています。

【施策目標ごとの事業の評価】

施策目標	事業数	評価					評価の平均点
		特に順調 (4点)	順調 (3点)	やや遅れている (2点)	遅れている (1点)	未実施 (0点)	
1. 子どもの豊かな成長支援	54	6	46	2	0	0	3.1 点
2. 子どもが安全に育つための環境づくり	10	3	6	0	0	1	3.0 点
3. 子どもの人権尊重と権利擁護の推進	19	4	14	0	1	0	3.1 点
4. 子育てにゆとりがもてる環境づくり	15	0	14	0	0	0	2.9 点
5. 子育てと仕事の両立支援	19	1	13	4	1	0	2.7 点
6. 地域力の活用による子育て支援	26	4	20	1	1	0	3.0 点
事業数合計 () 内は構成比	119 (100%)	15 (12.6%)	93 (78.2%)	7 (5.9%)	3 (2.5%)	1 (0.8%)	3.0 点

(注) 施策目標 1～6 の事業数には再掲事業を含むため、それぞれの合計が事業数合計 119 と一致しません。
(単純合計は 143 となります。)

(注) 評価の平均点の算出方法については、次の例のとおりです。

例) 1. 子どもの豊かな成長支援 の場合・・・ 4 点 × 54 事業 = 216 点満点
 (4 点 × 6 事業) + (3 点 × 46 事業) + (2 点 × 2 事業) = 166 点 / 216 点満点
 → 評価の平均点は 166 点 ÷ 54 事業 = 3.07 ≒ 3.1 点

(2) 事業評価の考察

「守口市次世代育成支援後期行動計画」の事業評価の結果、進捗が特に遅れている項目や今後力を入れていく項目について、今後の方針を検討しました。

施策目標 1. 子どもの豊かな成長支援

・推進項目 1. 子どもと母親の健康確保

平成 25 年度の乳幼児健診の受診率をみると、乳児一般健診と乳児後期健診の受診率が 7 割台にとどまっています。3 歳 6 か月健診については、平成 25 年度では受診率が 8 割台となっているものの、平成 21 年度から平成 24 年度については 7 割台で推移しており、ここ数年に渡っては受診率が低い状況です。

→ 発達障がい※の早期発見・早期対応という視点からも、健診の重要性の啓発に努め、受診率向上に一層取り組む必要があります。

・推進項目 3. 就学前教育の充実

保育所や幼稚園では集団生活を通じた正しい生活習慣の形成をはじめ、保護者への情報提供、相談等の取組みに努めるとともに、小・中学生や地域の高齢者との交流や、保育所の園庭開放、幼稚園における就学前の親子の招待などの取組みにより、地域の子育て力、家庭の教育力の向上に努めています。

→ 就学前教育をさらに充実させていくには、家庭、地域、児童発達支援センター、保育所、幼稚園、小学校等、関係機関の連携を強化し、特に小学校とのつながりを意識した保育に努めていく必要があります。

・推進項目 8 障害のある子どもへの支援

居宅介護（ホームヘルプ）、移動支援（ガイドヘルプ）、短期入所、日中一時支援事業、児童デイサービス等の福祉サービスの取組みがやや遅れている状況にあります。また、多様なニーズへの対応や専門性の確保等に向けた体制整備が求められる中、守口市での障がい児に対する相談支援は「市立わかさ・わかすぎ園※」のみでの実施となっています。

→ 相談体制の充実とともに、子どもの障がいに応じた適切な教育や支援が受けられる体制の整備に取り組む必要があります。

施策目標 2. 子どもが安全に育つための環境づくり

・推進項目 2. 安全・安心まちづくりの推進

安全・安心まちづくりに向け、学校における安全対策とともに、安まちメール※の活用や P T A や地域団体のボランティアによる防犯パトロールなど、地域ぐるみの取組みを進めてきましたが、新たなボランティアをどう確保していくかが課題となっています。

→ 地域ボランティアの人材確保とともに、多様化する犯罪に備え、緊急時の対応策の整備に対する取組みを強化していく必要があります。

施策目標 3. 子どもの人権尊重と権利擁護の推進

・推進項目 2. 児童虐待※防止策の充実

児童虐待の未然防止・早期発見に向け、訪問事業や電話相談、講習会・研修会の実施などの取組みを進めてきましたが、子ども虐待防止アドバイザー(子ども家庭サポーター)※の取組みが遅れており、メンバーと行政の連携体制が不十分であることが課題となっています。

- 児童虐待が増加傾向で、子育て支援課相談係への相談件数も増加している中、守口市児童虐待防止地域協議会※を中心に、関係機関と密に連携し、虐待の未然防止・早期発見に努めていく必要があります。

・推進項目 3. 子どもの立ち直り支援

不登校の小・中学生に対して、適応指導教室※、教育相談事業(学生フレンド※)などにより、学校復帰へのサポートを行なってきました。学生フレンドについては進捗状況はおおむね順調であるものの、学校からの要望数に対して、人員が足りていない状況にあります。

- 学生フレンドの人員確保とともに、不登校の小・中学生の減少に向け、各校の課題に応じた教育相談業務を充実していく必要があります。

施策目標 4. 子育てにゆとりがもてる環境づくり

・推進項目 1. 子育てにゆとりがもてる生活環境の整備

就学前調査の結果では、「自動車の通行が多いにもかかわらず歩道や信号がない道路が多いので心配」や「歩道の段差などがベビーカーや自転車での通行の妨げになっている」といった交通安全に関する意見のほか、「買い物や用事などの合間の気分転換に子どもを遊ばせる場所がない」や「緑や広い歩道が少ないなど街並みにゆとりとuringおいがない」といった環境整備への意見が多くなっています。

- 公共施設の子育てバリアフリーの推進とともに、ゆとりを感じることができるまちづくりという視点からも整備を進めていく必要があります。

・推進項目 2. すべての子育て家庭への支援

ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)について、進捗状況はおおむね順調であるものの、地域によって、協力会員・依頼会員の人数にばらつきがあることが課題となっています。また、地域子育て支援拠点事業については、就学前調査の結果によると保護者の9割以上が事業を利用していない状況で、利用意向も低くなっています。

- ファミリー・サポート・センター事業の協力会員の確保とともに、事業の周知に努める必要があります。地域子育て支援拠点事業についても、事業の周知に努めるとともに、保護者からのニーズを踏まえ検討していく必要があります。

施策目標 5. 子育てと仕事の両立支援

・推進項目 1. 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援の推進

仕事と子育ての両立支援として、多様な保育サービスの充実に取り組んできましたが、守口市の待機児童数は平成 23 年 4 月に 40 人を超え、平成 26 年 4 月 1 日現在では 45 名となっています。

- 仕事と子育ての両立の実現に向けて、待機児童の解消とともに、一時預かり事業など、多様な保育サービスについても拡充していく必要があります。

もりぐち児童クラブは「登録児童室※」と「入会児童室」のそれぞれの独自性を生かしながら、取組みが順調に進められています。就学後調査の結果によると、「入会児童室」の利用時間の延長という要望が多く、小学校 4 年生以降の利用意向も高くなっています。

- もりぐち児童クラブ「入会児童室」について、利用時間、対象年齢等の拡大等を検討していく必要があります。

・推進項目 2. ひとり親家庭等の自立支援の推進

母子・父子自立支援員※による相談事業が遅れている状況です。守口市の母子・父子自立支援員は社会福祉士等の有資格者ではなく、一般職員が母子・父子自立支援員として対応しているのが現状で、支援員の知識不足、人材確保が課題となっています。

- ひとり親家庭は、子どもの養育、住居、収入等生活全般で様々な困難を抱えていることから、総合的な支援が求められるため、支援員の資質向上を考慮したうえで、人材確保に努める必要があります。一時的な生活援助、子育て支援については、大阪府の母子家庭等日常生活支援事業制度※を活用しているため、大阪府との連携体制を強化していく必要があります。

・推進項目 3. 男女共同子育ての推進

平成 22 年度策定の「守口市男女共同参画推進計画」に基づき、男女共同参画の推進に向けた取組みを進めてきましたが、守口市の審議会委員等における女性の登用率については平成 25 年度では 20.1%にとどまっているのが現状です（目標比率は 30.0%以上）。

- 男女共同の子育てをより一層推進するために、市が率先して女性活用に取り組み、地域のモデルとなることが求められます。

施策目標 6. 地域力の活用による子育て支援

・推進項目 1. 子育て支援のネットワークづくり

子育て支援のネットワークづくりとして、子育て情報誌による情報提供をはじめ、さまざまな交流の場の提供とともにサークル活動等への支援などの取組みを進めてきましたが、就学前調査の結果によると、子育て情報誌「もりっこ」の認知度は低くなっています。

- 情報誌の周知を図るとともに、あらゆる媒体を活用した情報提供を行っていく必要があります。

・推進項目 3. 家庭教育への支援の充実

家庭教育への支援として、市民を対象とした家庭教育講座の開催、視聴覚ライブラリーの貸出等の取組みを進めてきましたが、視聴覚ライブラリー事業については取組みが遅れている状況です。また、就学前調査の結果によると、家庭教育に関する学級・講座に対する認知度、利用の割合はともに低くなっています。

- 家庭教育は子どもの健全な成長に重要な役割を担うという視点から、家庭の教育力を向上させる取組みが求められます。市が行なっている家庭教育への支援事業や家庭教育に関する学級・講座の認知度を上げるとともに、参加しやすい環境整備、ニーズに合わせた学級・講座を実施していくことが必要です。

・推進項目 4. 子どもの多様な体験活動の機会の充実

青少年育成団体の活動支援について、事業の進捗状況はおおむね順調であるものの、活動場所の確保や団体の自主的な運営の確立などが課題となっています。また、就学後調査の結果によると、地域での自然体験、社会参加、文化活動に参加したことがない小学生は2割以上となっており、参加していない理由としては「活動に関する情報がなく参加しにくい」、「活動の内容に興味や関心がない」が多くなっています。

- 指導員の確保等、団体の運営に対する支援を充実させるとともに、活動への参加を促進する取組みとして、活動内容の改善、体験しやすい環境の整備、活動に関する情報提供を行っていく必要があります。

2. 特定保育サービス※の目標事業量の達成状況

(1) 定期的な保育等に関する事業

① 通常保育事業

保護者の就労や病気などの理由で、家庭で保育することができない（保育に欠ける）就学前の子どもを保育所で預かる事業です。

事業名		実績		目標事業量	平成 25 年度 達成率
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
通常保育事業	3歳未満児	949 人	913 人	864 人	105.7%
	3歳以上児	1,460 人	1,514 人	1,586 人	95.5%

② 延長保育事業

保護者の就労や病気などの理由で、家庭で保育することができない（保育に欠ける）就学前の子どもを通常の保育時間（11 時間）の前後に時間を延長して保育所で預かる事業です。

事業名		実績		目標事業量	平成 25 年度 達成率
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
延長保育事業		1,272 人	757 人	1,175 人	64.4%
		11 か所	11 か所	11 か所	100.0%

③ 休日保育事業

保護者の就労や病気などの理由で、家庭で保育することができない（保育に欠ける）就学前の子どもを休日に保育所で預かる事業です。

事業名		実績		目標事業量	平成 25 年度 達成率
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
休日保育事業		2 人	2 人	4 人	50.0%
		1 か所	1 か所	2 か所	50.0%

④ 病児・病後児保育事業

病気や病気の回復期であるため通常保育ができない就学前の子どもを保育所等において一時的に保育する事業および、保育中に体調不良となった就学前の子どもの保育を継続し緊急的に対応する事業です。

病児対応型、病後児対応型および体調不良児対応型の3つの事業類型があります。

事業名		実績		目標事業量	平成 25 年度 達成率
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
病児・ 病後児 保育事業	病後児対応型	300 日	600 日	300 日	200.0%
		1 か所	2 か所	1 か所	200.0%
	体調不良児 対応型	－	－	300 日	－
		－	－	1 か所	－

(注) 守口市次世代育成支援後期行動計画では、病児対応型の目標事業量は設定していません。

病児対応型 : 保育所等において病気のため安静が必要な就学前の子どもを一時的に保育する事業

病後児対応型 : 保育所等において病気の回復期のため安静が必要な就学前の子どもを一時的に保育する事業

体調不良児対応型 : 保育中に体調不良となった就学前の子どもを、保護者が迎えに来るまでの間、保育所において保育を継続し、緊急的に対応する事業

⑤ 一時預かり事業

保護者の急用や病気、心身のリフレッシュ等を目的に、保育所等で就学前の子どもを保育する事業です。

事業名		実績		目標事業量	平成 25 年度 達成率
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
一時預かり事業		6,600 日	6,600 日	6,600 日	100.0%
		3,463 人	1,001 人	－	－
		11 か所	11 か所	11 か所	100.0%

⑥ 放課後児童健全育成事業（もりぐち児童クラブ：入会児童室）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1～3年生までの子どもに対し、授業の終了後に小学校等を利用してその健全な育成を図る事業です。小学校1～6年生までの子どもおよび保護者が同伴する3歳以上の幼児を対象とした放課後の安全な遊び場所を提供する登録児童室とともにすべての小学校で実施しています。

事業名		実績		目標事業量	平成 25 年度 達成率
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
もりぐち児童クラブ:入会児童室		697 人	704 人	585 人	120.3%
		18 か所	18 か所	18 か所	100.0%

(2) 地域における子育て支援事業

① 地域子育て支援拠点事業

子育て家庭の保護者の子育ての不安等を軽減することを目的に、子育てに関する情報提供、相談・指導の実施や、親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置運営する事業です。

事業名	実績		目標事業量	平成 25 年度 達成率
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
地域子育て支援拠点事業	5 か所	5 か所	6 か所	83.3%

② ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

子育ての支援を受けたい人と協力したい人が会員登録し、保育所への送迎や保育所等帰宅後の預かり、保護者の用事の際の一時預かり等、地域住民が子育てを支援する事業です。

事業名	実績		目標事業量	平成 25 年度 達成率
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
ファミリー・サポート・センター事業	1 か所	1 か所	1 か所	100.0%



3. 行政サービス等の状況

守口市次世代育成支援後期行動計画（平成 22 年度から平成 26 年度）に関する行政サービス等の主なデータを下記内容で資料編に掲載しています。

- (1) 幼稚園の状況
- (2) 保育所の状況
 - ① 認可保育所の状況
 - ② 家庭保育所（認可外保育施設）の状況
 - ③ 待機児童数の状況
- (3) 保育サービス等の状況
 - ① 一時預かり事業の状況
 - ② 病後児保育事業の状況
 - ③ 子育て支援センター事業（守口市子育て支援センター）の状況
 - ④ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）の状況
- (4) 障がい児通園施設の状況
- (5) 母子保健事業の状況
- (6) 小学校の状況
 - ① 学校数と児童数
 - ② もりぐち児童クラブの状況
 - ③ 不登校児童数、いじめの報告（国への報告）件数
- (7) 小学生の安全に関する状況
 - ① 交通事故の被害件数
 - ② 恐喝・脅し・痴漢の被害件数
- (8) 子どもの虐待等の状況
 - ① 子どもの虐待件数
 - ② 子育て支援課相談係への相談（家庭児童相談）件数

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念と重点方針

(1) 基本理念

子どもの豊かな成長とともに支えはぐくむまち 守口

「このまちで生まれ育ったことに誇りを持ち、そしてこのまちで家庭を持ちたい」
そんな守口市にしていくために、家庭、地域、教育・保育に携わる事業者、その他事業者と行政が協働し、守口市のすべての子どもたちの豊かな育ちと学びを支え、子育て家庭へ温かいエールを送る。わたしたちは、そんな守口市の実現に全力で取り組みます。

(2) 重点方針

子育ては保護者が第一義的責任をもつという基本的認識を前提とした上で、家庭は子どもの教育の原点であり出発点であるという認識に立ち、さまざまなニーズを有する子育て家庭を社会全体で支えていくことが、子どもの成長、また仕事と家庭の両立の実現にとって不可欠です。

そこで、待機児童の解消と質の高い教育・保育の確保を図るため、守口市における子育ての現状と「子ども・子育て支援新制度」を踏まえ、守口市における子育て支援の重点方針として次の5つを定めます。

- ① 母の妊娠期から子の義務教育期間を通じた切れ目のない子育て支援を行います。
- ② 在宅子育て家庭を含め0～2歳児の保育ニーズに合わせて、受け皿を確保し仕事と家庭の両立を強力に支援します。
- ③ 3～5歳児は、認定こども園、幼稚園および保育所において質の高い教育・保育を受ける機会を確保します。
- ④ 就学前の子どもに対する教育・保育の提供が高い公共性を有することを踏まえ、民間施設および公立施設がともに質の高い教育・保育の提供を実現するために必要な施策の推進を図るとともに、認定こども園の普及を促進します。
- ⑤ 公立施設にあっては、効率的な運営が可能となるよう施設数の集約化を図りつつ、認定こども園への移行にあわせて教育・保育の充実を図るとともに、少数ニーズなど公立施設でなければ提供が困難なサービスも含めセーフティーネットとしての機能と地域子育て支援に関する機能を強化します。



待機児童の解消と質の高い教育・保育の確保

2. 基本的な視点と目標

(1) 基本的な視点

「子どもの最善の利益」の実現を目指し、「子ども・子育て支援新制度」の適切な運用を通じて子どもや子育て家庭に必要な支援を行うため、以下の6つの視点から総合的な子ども・子育て支援施策を推進していきます。

①子どもの視点

一人一人の子どもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、生きている喜びや充実感が得られるよう、子どもの視点に立った取組みを推進していきます。

また、障がいのある子どもの豊かな育ちと学びを支える体制を確保するとともに、教育・保育において特別な支援や配慮を必要とする子どもについては、早期の発見と対策を通じて、一人一人の成長を支える取組みを推進していきます。

②次代を担う子どもを育成する視点

子どもは次代の親であるという長期的視点から、子どもが自然とのふれあいや他人との多様ななかかわりの中で、豊かな人間性とたくましく「生きる力」を養うとともに、生涯にわたる学習の基礎をつくる力を培うための取組みを進めます。

また、就学前の子どもの小学校への円滑な移行を図るため、認定こども園、幼稚園および保育所などの教育・保育施設と小学校との緊密な連携を図り、子ども自身の戸惑いや保護者の不安の解消に努めます。

③子育て家庭を支援する視点

親が子育てに責任と喜びを感じ、子どもとの生活に安らぎや夢をもち続けられるよう、子育てに関する不安の解消を図るため、専門的な知識や豊富な経験を持つ人材の確保、相談機能の充実や経済的支援など、すべての子育て家庭への支援という視点に立った取組みを推進します。また、ひとり親家庭の自立と子どもの健やかな成長を支える観点から必要な支援に努めます。

④地域社会全体での支援の視点

「子どもは社会の宝」であり、子育ては地域全体で支えるという考えのもと、家庭、教育・保育を担う施設、地域の人々、事業者および行政機関が、子どもと子育て家庭を支える担い手としてそれぞれの役割を果たすとともに、関係機関によるネットワークを活用して連携・協働し、子どもや子育て家庭に関する課題の解決に当たるといった視点に立った取組みを推進していきます。また、保護者による養育を支援することが特に必要な子どもに対しては、子どもの権利を擁護する観点からさまざまな地域資源を活用し重層的なセーフティーネットを確保する取組みを推進します。

⑤待機児童の解消と就学前の教育・保育に関する選択肢の拡大の視点

「子ども・子育て支援新制度」では、保育の必要性の有無にかかわらず就学前の教育・保育が受けられる認定こども園制度に関する認可や指導監督、財源措置の一本化などの改善や家庭的保育事業等による保育の充実が図られます。また、子育てサービスの利用支援や地域の実情に合わせて行われるさまざまな支援サービスの法的位置づけが明確化されます。

これら新たな制度を最大限に活用し、待機児童の解消を図るとともに、就学前の教育・保育に関する子ども・保護者の選択肢を拡大する視点に立った取組みを推進していきます。

⑥ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現の視点

就労中または就労の継続を希望する保護者が、子どもと過ごす時間を確保しながら無理なく仕事を続けることができるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現という視点に立った取組みを推進します。

また、仕事と家庭生活の両立を実現するためには、現状では特に男性の育児への参加が重要であることから、必要な環境整備を促進する観点から事業者に対する啓発等の取組みを推進します。



(2) 施策目標

基本理念の実現に向け、基本的な視点のもと、次の6つの施策目標を設定し、子ども・子育て支援法の趣旨や基本指針等を踏まえながら、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の量的拡大および質的向上を実現していくための基盤整備を行い、包括的な子ども・子育て支援の枠組みの確立を目指します。

①子どもの豊かな成長支援

小児医療や妊婦・乳幼児健診、保健指導の充実等を通じて、子どもと母親の健康を守り、育児不安の軽減を図ります。

就学前の教育・保育の充実を図り、小・中学校における学力や体力の向上に向けた取組みを進めます。

「子ども・子育て支援新制度」を踏まえ、市内の教育・保育施設の認定こども園への移行を促進し、より多くの子どもたちが就学前の教育の機会を得られるよう新制度の適切な運用に取り組めます。

現在の公立幼稚園については、望ましい教育環境で、生涯にわたる学習の基礎を培うという観点から、現在の規模を見直すとともに認定こども園への移行を進めます。

障がいのある子どもが、より豊かに育ち、学ぶことができるよう、支援体制の充実と教育・保育の環境整備に努めるとともに、保護者への支援に取り組んでいきます。

また、教育・保育において特別な支援や配慮を必要とする子どもの早期発見と成長段階に応じた適切な対応が可能となるよう、臨床心理士等による高い専門性を確保した総合的な支援体制の整備を図り、関係機関との連携を強化します。

②子どもが安全に育つための環境づくり

子どもを交通事故や不慮の事故、犯罪被害から守る取組みを推進します。子どもを守るため、安全を確保するための知識や防犯意識の啓発、警察などの関係機関や地域の各種団体との連携強化を図り、子どもが安全に育つまちづくりを目指します。

また、市内の教育・保育施設における早期の耐震化を図ります。

③子どもの人権尊重と権利擁護

子育てに関する相談・支援体制の充実に取り組む、児童虐待の未然防止を図るとともに、早期発見と早期対策を行うため関係機関と密接に連携していきます。また、学校における人権教育やこころの教育を充実させ、いじめの防止や子どもの立ち直りへの支援に努めるとともに、市民への人権啓発および地域における人権学習の機会の充実を通じて、子どもの人権を守る高い意識をもつ社会の実現を目指します。



④子育てにゆとりがもてる環境づくり

子育てがストレスなくできる環境づくりを、子育てバリアフリーの観点と子育てに関する不安の解消の観点、さらには経済的な負担の軽減の観点から進めます。具体的には、道路のバリアフリー化、安全に楽しく遊べる公園づくり、子育てに便利な施設・設備の普及など子育てを支援する観点からの都市基盤づくり、子育てに役立つ情報の積極的な発信および相談窓口の充実と周知、認定こども園などでの地域子育て支援事業などを通じて在宅子育てへの支援を促進するとともに、子育て中の親同士の交流促進、外国人へのわかりやすい子育て情報の提供など、子育て環境の充実を目指します。

さらに、子どもに係る医療費助成を拡充し子育て家庭の負担の軽減を図ります。

⑤子育てと仕事の両立支援

待機児童ゼロを目指し、働きながら子育てをしている人たちのニーズに応え多様な保育サービスの充実を図っていきます。

認定こども園、幼稚園および保育所など教育・保育施設の特色や特長を生かしながら待機児童を効果的に解消するためには、保育ニーズのみの0～2歳児には保育所や認定こども園、地域型保育事業者など確実な受け皿を確保する一方、就学前の教育・保育の両方のニーズがある3～5歳児については、幼稚園での預かり保育や認定こども園による受け皿の確保が有効です。

そのため、「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴う市内の私立の教育・保育施設の認定こども園への移行、認可外の保育施設等が提供する地域型保育事業の動向などを踏まえ、私立の教育・保育事業者が認定こども園に移行し守口市の待機児童の解消に資するために必要な支援、地域型保育事業を行う事業者への適切な支援を行うとともに、公立保育所にあつては、公立施設としての責任と役割を明確化し施設数の集約化を行いながら認定こども園への移行を進めます。また、病児・病後児保育など多様なニーズに対応するため、必要な支援を行います。

現在、すべての小学校で実施している放課後児童健全育成事業（もりぐち児童クラブ：入会児童室）についても引き続き取り組んでまいります。

また、ひとり親家庭に対しては、母子・父子自立支援員の確保による相談体制の充実や就業支援、子どもの保育所への優先的な入所、子育て短期支援事業の実施など、ひとり親家庭の自立と子どもの健やかな成長のために必要な事業の推進に努めます。

さらに、男女がともに子育てをする意識の啓発に努め、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現できる社会を目指して、育児休業の取得促進、労働時間の短縮、テレワークの導入など子育て世代の働き方の改善を促進するため、事業者への啓発等を図り、就労中または就労を希望する保護者が子どもと過ごす豊かな時間を確保できる環境整備に努めます。



⑥地域力の活用による子育て支援

家庭内では核家族化が進行し、地域においては少子高齢化や共働き世帯の増加などに伴って、いわゆる「向こう三軒両隣」といった住民どうしの昔ながらの付き合いが少なくなり、若い人が出産や育児に関して相談できる人が少なくなっています。

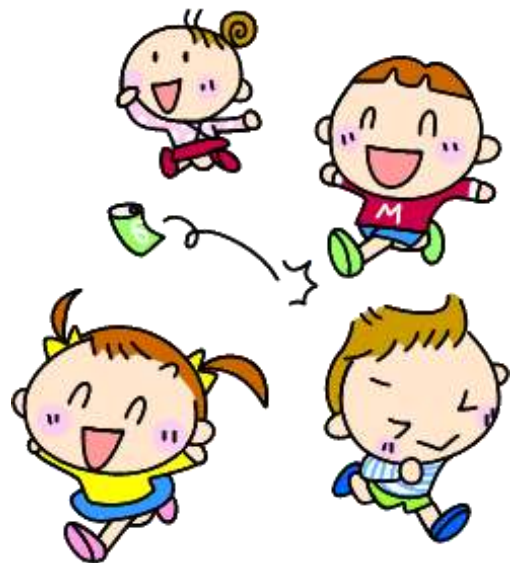
このような中、地域の子育てサークルへの参加や世代間交流の場などは、子育てをしていく上で必要な知恵の獲得や不安の解消に大きな役割を果たしています。

また、子どもを犯罪等から守る取組みも、多くの地域住民の理解と協力が不可欠です。

現在、すべての小学校で実施している放課後における子どもの居場所づくりについても、地域の方々の協力を得ながら引き続き取り組んでまいります。

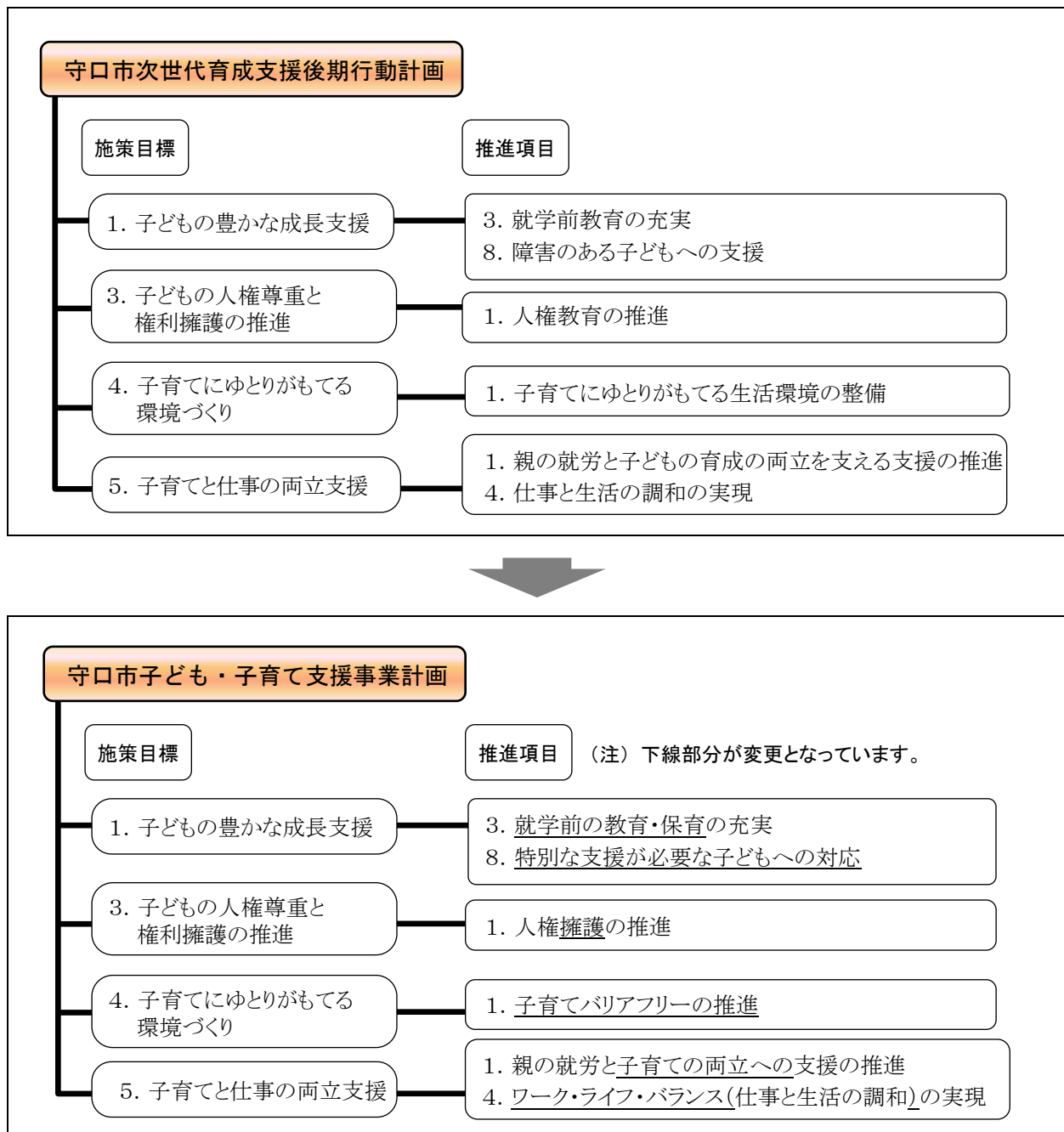
また、保護者による養育を支援することが特に必要な子どもに対しては、地域のさまざまな資源を活用するとともに、関係機関との連携の強化を図ります。さらに、個人情報の管理に細心の注意を払いながら、子どもの健やかな成長を守り保護者を支えるために必要な措置を機動的にとることができるよう体制の整備を目指します。

「子どもは社会の宝」、「子育ては社会全体で支えるもの」との認識に立ち、地域力による温かい子育ての輪が広がるまちづくりを目指します。



3. 計画の体系

本計画は、「守口市次世代育成支援後期行動計画」の大部分を受け継ぐ計画であり、施策目標・推進項目を基に体系化していますが、推進項目名については、本計画における施策の内容等により表現の整理を行いました（下図参照）。



なお、第5章において、本計画の施策目標別の展開を行います。本計画で対応しない取組みについても、次期の「守口市次世代育成支援行動計画」で対応を予定している旨を記載します。また、**施策目標 1. 子どもの豊かな成長支援**の「**・推進項目 2. 小児医療の充実**」のすべての事業は、「**・推進項目 1. 子どもと母親の健康確保**」の中に組み入れました。それによってそのあとの番号が繰り上がっています。

本計画における体系図は次項のとおりです。

【守口市子ども・子育て支援事業計画の体系】

基本理念

子どもの豊かな成長をともに支えはぐくむまち 守口

施策目標

推進項目

1. 子どもの豊かな成長支援

1. 子どもと母親の健康確保
2. 就学前の教育・保育の充実
3. 生きる力を育む教育環境の整備
4. 思春期保健対策の充実
5. 次代の親の育成支援
6. 食育の推進
7. 特別な支援が必要な子どもへの対応

2. 子どもが安全に育つための環境づくり

1. 子どもの安全確保
2. 安全・安心まちづくりの推進
3. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

3. 子どもの人権尊重と権利擁護の推進

1. 人権擁護の推進
2. 児童虐待防止策の充実
3. 子どもの立ち直り支援

4. 子育てにゆとりがもてる環境づくり

1. 子育てバリアフリーの推進
2. すべての子育て家庭への支援
3. 子育て中の社会参加支援

5. 子育てと仕事の両立支援

1. 親の就労と子育ての両立への支援の推進
2. ひとり親家庭等の自立支援の推進
3. 男女共同子育ての推進
4. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現

6. 地域力の活用による子育て支援

1. 子育て支援のネットワークづくり
2. 世代間交流の推進
3. 家庭教育への支援の充実
4. 子どもの多様な体験活動の機会の充実
5. 子どもの居場所づくり
6. 犯罪等の被害から子どもを守るための活動支援

第5章 施策目標別の展開

施策目標 1. 子どもの豊かな成長支援

すべての子どもが心豊かに成長していくため、子どもと母親の健康を守る取組みを進め、育児不安の軽減に努めます。また、就学前の教育・保育および学校教育の質の向上や認定こども園、幼稚園および保育所と小学校の円滑な接続を図り、子どもの生きる力を育てる環境の整備に努めます。さらに、特別な支援が必要な子どもへの支援や専門的な支援を行う療育体制を充実していきます。

施策目標	推進項目
子どもの豊かな成長支援	1. 子どもと母親の健康確保 2. 就学前の教育・保育の充実 3. 生きる力を育む教育環境の整備 4. 思春期保健対策の充実 5. 次代の親の育成支援 6. 食育の推進 7. 特別な支援が必要な子どもへの対応

【関連事業等の概要】の対象者の見方について

【見本】

施策No.	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課
5	新生児訪問指導 (再掲 57 ページ)	■ 保健指導が必要な産婦および新生児 (出生後 28 日を経過しない乳児) に 対して… (省略) ■ 母子へのサポートを行なう… (省略) 乳 本文参照	乳 ④ ⑤	健康推進課

各事業・取組みの対象者を下記の9種類の □アイコン と3種類の ○アイコン で表記しています。

■ □アイコン は対象者区分を示しています。

■ ○アイコン は対象者の詳細を示しています。

乳…0歳から2歳までの乳幼児

④…本人が対象

幼…3歳から就学前までの幼児

⑤…保護者が対象

小…6歳から11歳までの小学生

⑥…配偶者が対象

中…12歳から14歳までの中学生

(例) 乳④…0歳から2歳までの乳幼児本人が対象

高…15歳から17歳までの子ども

乳⑤…0歳から2歳までの乳幼児の保護者が対象

未…18歳から19歳までの未成年

妊④⑥…妊婦本人とその配偶者が対象

妊…妊婦

対…対象を限定しないもの(主な対象がある場合には、内容・今後の展開で詳しい対象者を説明しています。)

他…上記8種類の対象以外のもの(内容・今後の展開で詳しい対象者を説明しています。)

(注) 【見本】の対象者欄を見ると、乳のようにアイコンの色が反転しているものがあります。これは対象者区分の年齢をさらに細かく区分していることを示しています。例えば、【見本】の「新生児訪問指導」は、新生児(出生後28日を経過しない乳児)を対象とするため、0歳から2歳の乳幼児を示す乳ではなく、乳と表記し、内容・今後の事業展開欄で、アイコン乳の横に詳しい対象者を説明しています。

・推進項目 1. 子どもと母親の健康確保

障がいや疾病の早期発見、子どもの健康について相談できる環境づくりに努め、子どもと親の心と体の健やかな成長を支援していきます。

本項目では、以下の 12 事業・取組みを推進します。

【関連事業等の概要】

施策No.	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課
1	保健指導の充実 (再掲あり)	- 母子健康手帳交付時の保健指導を徹底し、未婚やひとり親、親族など身近な支援者がいない妊婦や、心身の健康に課題がある妊婦など、出産前から関わりを深め、虐待防止も含め出産後の養育に関する支援を行っていきます。 - 必要な相談・指導が受けられるよう、あらゆる機関との連携を図ります。 - 経過観察の必要な乳幼児とその保護者への保健指導・個別相談を充実し、必要に応じて「育児教室※」など集団指導も実施していきます。 - 必要な相談・指導が受けられるよう、あらゆる機関との連携を図ります。	妊④ 乳④⑤ 幼④⑤	健康推進課
2	妊婦に対する健康診査	妊婦の健康保持・増進を図り、妊娠に伴うリスクを軽減させるため、母子健康手帳交付時等の機会を活用し、妊婦健診の受診券の交付を行い、受診率の向上に努めます。	妊④	健康推進課
3	両親教室の実施	出産前からの子育て準備として、妊婦やその配偶者の体験・交流の機会である両親教室を実施し、子育てに関する情報提供を行うとともに、実践で役立つ知識の普及を図ります。	妊④⑤	健康推進課
4	乳幼児健診の充実	あらゆる機会を通じて、乳幼児健診の重要性を呼びかけるとともに、受診率の向上に努めます。	乳④⑤ 幼④⑤	健康推進課

施策No.	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課
5	新生児訪問指導 (再掲あり)	■ 保健指導が必要な産婦および新生児（出生後 28 日を経過しない乳児）に対して助産師等による訪問指導を行い、好ましい母子関係の中で育児が行なえるよう虐待防止を含め、きめ細かな育児支援を行っていきます。 ■ 母子へのサポートを行なう乳児家庭全戸訪問事業と併せて、乳児期での全戸訪問に取り組みます。 乳 本文参照	乳 ④ ⑤	健康推進課
6	乳児家庭全戸訪問事業 (再掲あり)	■ 生後 4 か月までの乳児のいる全家庭を対象に、訪問員等が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行っていきます。 ■ 保健指導が必要な家庭については、助産師等が行なう新生児訪問指導と併せて、専門職による必要な支援を行っていきます。 乳 本文参照	乳 ④ ⑤	健康推進課
7	かかりつけ医を持つよう啓発	■ 子どもの健康確保に向け、健診や予防接種等の機会を通じ、「かかりつけ医」の重要性を啓発し、かかり方についても周知を図っていきます。 対 主に子どもの保護者が対象	対	健康推進課
8	小児医療に関する情報の提供	■ 広報や市ホームページ等のあらゆる媒体を活用し、休日・夜間等の救急医療体制や相談等の情報提供を充実し、周知に努めます。 ■ 救急医療体制等の情報のひとつとして、小児救急電話相談などの情報も積極的に提供していきます。 対 主に子どもの保護者が対象	対	健康推進課
9	予防接種の知識の普及	■ 乳幼児健診等の機会を通じて、予防接種手帳の活用をすすめ、予防接種の種類や接種時期だけでなく、その有効性の理解促進に努めます。 対 主に子どもの保護者が対象	対	健康推進課

施策No.	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課
10	助産制度による分娩費の支援 (再掲あり)	経済的理由により入院助産を受けることができない妊婦に対して、指定の助産施設での分娩費を支給していきます。	妊④	保育・幼稚園課
11	出産育児一時金 (再掲あり)	- 守口市国民健康保険に加入している方が出産したとき（妊娠 12 週以上の死産・流産を含む）に、その世帯主に対して一時金を支給していきます。なお、出産後 2 年以内に申請してください。 - 他の健康保険に加入している方については、ご自身の加入している健康保険にお問い合わせください。	他	保険課
12	子どもに関する医療費助成制度 (再掲あり)	0 歳から中学校卒業まで（出生の日から満 15 歳に達する以後における最初の 3 月末日を経過するまで）の子どもが疾病等で通院や入院をした場合に、その子どもに係る医療費の一部を助成していきます。	乳④ 幼④ 小④ 中④	子育て支援課

「小児医療の充実」について

次世代育成支援後期行動計画で、この推進項目に掲載していました「かかりつけ医を持つよう啓発」、「小児医療に関する情報提供」、「予防接種の知識の普及」の 3 事業は、同施策目標内の「推進項目 1. 子どもと母親の健康確保」へ組み入れました。

・推進項目 2. 就学前の教育・保育の充実

生涯にわたる人間形成の基礎が培われる就学前に質の高い教育・保育を受けることができるよう、家庭や地域、教育・保育施設等でそれぞれの教育・保育機能を高め、それぞれが連携することで、子どもたちの豊かな育ちと学びを充実していきます。

なお、子ども・子育て支援新制度では、すべての子どもが等しく教育・保育を受ける機会が得られるよう、認定こども園の普及が図られ、教育・保育に係る利用者負担は応能負担が原則となります。新制度に移行しない私立幼稚園の利用を希望する場合には、私立幼稚園等就園奨励費補助金、私立幼稚園保護者補助金があります。

私立幼稚園等就園奨励費補助金、私立幼稚園保護者補助金については、資料編を参照してください。

本項目では、以下の 10 事業・取組みを推進します。

【関連事業等の概要】

施策No.	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課
13	教育・保育施設等での取組み	■ 集団生活を通しての他者との関わりの中で、仲間を支える思いやりの心とともに、基本的な生活習慣を身につけ、子どもの主体性や豊かな感性を育むよう努めるとともに、家庭と連携し、自己と他者への基本的信頼感を育てていきます。	乳 幼	保育・幼稚園課
14	異年齢交流	■ 子どもが人と関わる力を培うとともに、小学校教育への円滑な接続ができるよう、認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業所において、近隣小・中学校等との交流や連携の充実に努めます。	乳 幼 小 中	保育・幼稚園課 学校教育課
15	世代間交流	■ 地域の文化や伝統の伝承などを通じて、子どもと地域の交流を深めるため、認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業所において、シルバー人材センター等との連携により、地域の高齢者との交流を実施していきます。	乳 幼	保育・幼稚園課
16	保育教諭※・幼稚園教諭・保育士※の資質・能力の向上	■ 各種研修会の開催を通じて、保育教諭、幼稚園教諭や保育士の資質や技術の向上を図ります。 ■ 保育教諭、幼稚園教諭および保育士による合同研修等を推進し、教育・保育の共通理解や人材育成に努めます。 他 本文参照	他	保育・幼稚園課
17	障がいのある乳幼児への支援（再掲あり）	■ 認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業所において、障がいのある乳幼児に対する統合教育※・統合保育※の充実に努めます。 ■ 教職員が適切な対応ができるよう、言語聴覚士※、臨床心理士等の専門講師または支援学校等による巡回相談などを行っていきます。 他 本文参照	乳 幼 他	保育・幼稚園課 学校教育課

施策No.	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課
18	幼保小連携強化の取組み	■ 認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所および小学校において、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育を強化していきます。 ■ 認定こども園、幼稚園および保育所と小学校との円滑な接続に向け、教育内容や教育環境等の充実や改善を図ります。 幼 5歳児 小 小学校1年生	乳^④ 幼^④ 小^④	保育・幼稚園課 学校教育課
19	就学前相談（再掲あり）	■ 認定こども園、幼稚園および保育所において、在園児に限らず乳幼児の保護者を対象に、子育て相談を随時実施し、育児の負担感、孤立感の軽減に努めます。	乳^④ 幼^④	
20	子育て講演会（再掲あり）	■ 公民館や認定こども園、幼稚園、保育所といった身近な場所や中学校校区連携推進協議会（すこやかネット）※の行事などの機会を活用し、講演会を実施していきます。	乳^④ 幼^④	公民館
21	子育て便りの発行	■ 認定こども園、幼稚園および保育所において、子育てに関する情報を掲載した保護者に向けたお便りを定期的に発行し、認定こども園、幼稚園および保育所と保護者との連携、信頼関係の構築を図ります。	乳^④ 幼^④	保育・幼稚園課
22	教育・保育施設の耐震化	■ 安全・安心な保育環境の整備に向け、教育・保育施設の耐震化に努めます。 ■ 公立施設においては、再編整備にあわせ、建て替えにより耐震化を図ります。 他 本文参照	他	保育・幼稚園課

・推進項目3. 生きる力を育む教育環境の整備

基礎・基本の学力を身につけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する力や豊かな人間性、健康と体力など「生きる力」の育成に努めていきます。

本項目では、「学力の向上」、「体力の向上」、「心の教育の充実」、「教職員の資質・能力の向上」、「教育相談事業」、「適応指導教室」、「就学援助費」の7事業・取組みを推進します。

次期次世代育成支援行動計画にて、残りの10事業・取組みの対応を検討します。

【関連事業等の概要】

施策No.	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課
23	学力の向上	すべての小・中学生が楽しく参加し「わかる・できる」授業づくりを進めながら、少人数グループ指導によるきめ細かな指導を充実させるとともに、放課後学習等の実施により家庭での学習習慣の確立に向けた取組みを進めます。	小 中	学校教育課
24	体力の向上	新体力テスト等により小・中学生の実態把握を行い、体育の授業だけでなく外遊びの奨励を行うなど、教育活動全体を通して、健康の保持・増進および体力の向上にかかる取組みを進めます。	小 中	学校教育課
25	心の教育の充実	社会体験や自然体験、交流活動やふれあい活動等の機会を持ちながら、人権教育および道徳教育の充実を図り、子どもの豊かな人間性と社会性を育みます。	小 中	学校教育課
26	進路先訪問	次期次世代育成支援行動計画で対応を検討します。	—	学校教育課
27	職場体験学習	次期次世代育成支援行動計画で対応を検討します。	—	学校教育課
28	自然体験学習	次期次世代育成支援行動計画で対応を検討します。	—	学校教育課
29	福祉体験	次期次世代育成支援行動計画で対応を検討します。	—	学校教育課
30	花の苗づくり事業	次期次世代育成支援行動計画で対応を検討します。	—	学校教育課
31	図書環境の充実と読み聞かせ	次期次世代育成支援行動計画で対応を検討します。	—	保育・幼稚園課 学校教育課

施策No.	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課
32	中学校校区連携 推進協議会（す こやかネット） （再掲あり）	■ 次期次世代育成支援行動計画で対応 を検討します。	—	保育・幼稚園課 学校教育課 生涯学習課
33	学校評議員※の 設置	■ 次期次世代育成支援行動計画で対応 を検討します。	—	学校教育課
34	校内相談窓口の 設置	■ 次期次世代育成支援行動計画で対応 を検討します。	—	学校教育課
35	人権侵害防止の ための研修	■ 次期次世代育成支援行動計画で対応 を検討します。	—	学校教育課

~~~~~  
 ~~~~~省略~~~~~  
 ~~~~~

施策No.	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課
134	登下校時の安全 確保（見守り 隊・声かけ隊）	■ 登下校時の子どもたちの安全を守る ため、PTAおよび地域団体のボラン ティアの協力を得て取組みを促進し ていきます。	小④	学校教育課
再掲 64	子どもを守る防 犯声かけパトロー ール （再掲あり）	■ PTAおよび地域団体のボランティ アや警察等関係機関によるパトロー ール活動を促進していきます。	乳④ 幼④ 小④ 中④ 高④	学校教育課
135	青少年育成指導 員による街頭指 導活動等支援	■ 地域や関係機関・団体と、より一層の 連携を図り、夜間の見回りなどの街頭 活動や啓発活動を促進していきます。	小④ 中④ 高④	スポーツ・青少年課

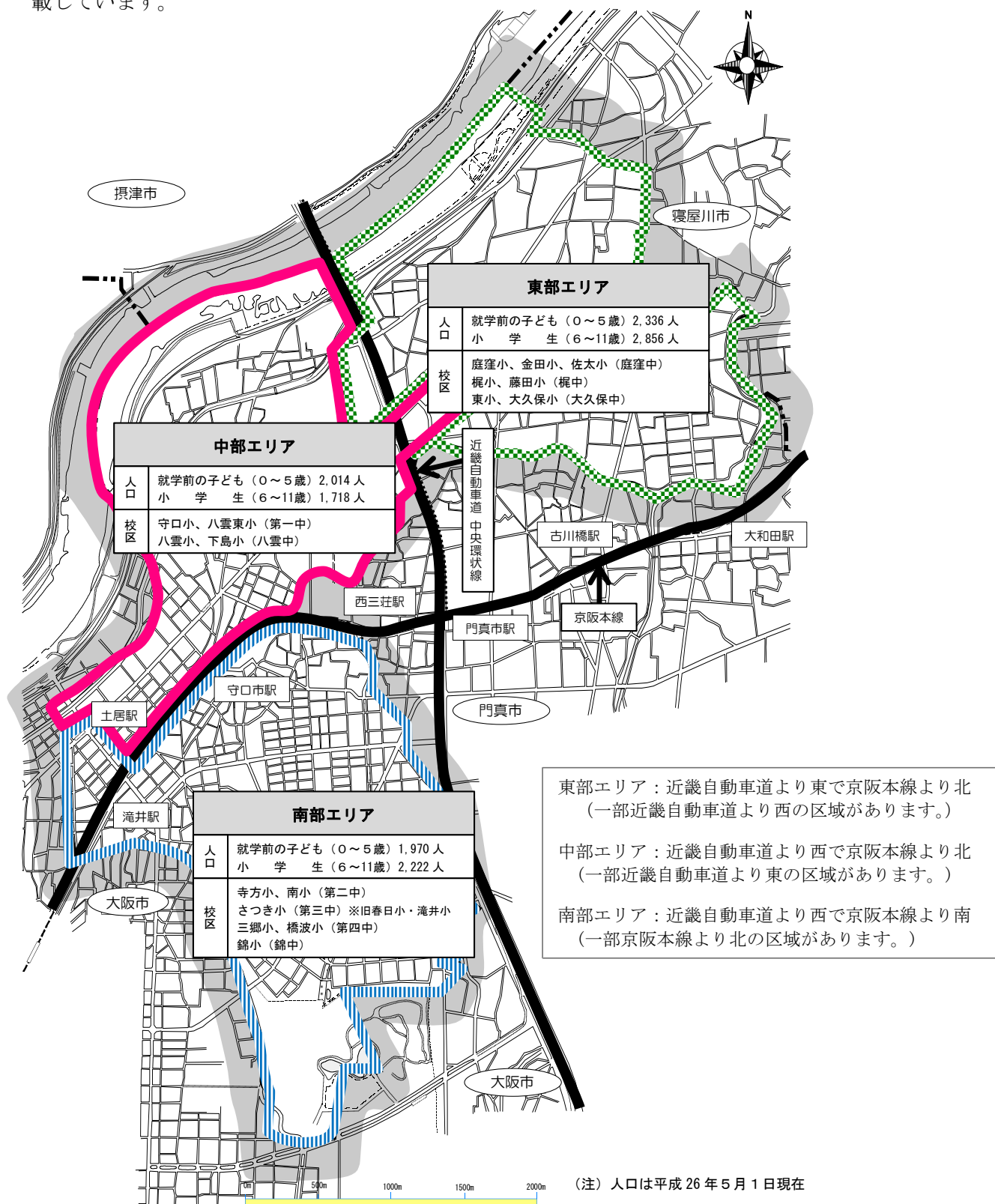
## 第6章 事業計画



## 1. 教育・保育提供区域※の設定

守口市における教育・保育提供区域を、地理的条件、幹線道路や鉄道路線など交通環境、子どもの人口および教育・保育施設の分布状況を踏まえ、東部エリア、中部エリア、南部エリアの3地区に設定します。

守口市の子どもの人口実績（平成22～26年）と推計（平成27～31年）については資料編に掲載しています。



## 2. 教育・保育の量の見込み※と確保方策および実施時期

教育・保育の量の見込みについて、幼稚園、保育所の現在の利用状況に、利用希望を踏まえて、以下の区分で設定します。

認定区分	区分	対象		利用が想定される施設・事業
1号認定	(1)-1	3～5歳	専業主婦(夫)家庭 短時間就労家庭	認定こども園・幼稚園
2号認定	(1)-2	3～5歳	共働き家庭等で学校教育 の希望が強い家庭	認定こども園・幼稚園
2号認定	(2)	3～5歳	共働き家庭等	認定こども園・保育所
3号認定	(3)(4)	0～2歳	共働き家庭等	認定こども園・保育所・ 地域型保育事業

### (1)-1 1号認定（専業主婦（夫）家庭、短時間就労家庭）【3～5歳】

3～5歳で保育の必要性がない認定区分です。

### (1)-2 2号認定（共働き家庭等で学校教育の希望が強い家庭）【3～5歳】

3～5歳で保育の必要性がある認定区分のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される区分です。

【平成26年度の施設の設置状況】（ ）内の数字は、公立幼稚園数。

幼稚園	14か所(5)	東部:6か所(3)、中部:4か所(1)、南部:4か所(1)
-----	---------	-------------------------------

### 【量の見込みと確保方策】

(単位:人)

市全体		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	1号	1,314	1,268	1,262	1,224	1,191
	2号	199	192	190	186	180
	合計	1,513	1,460	1,452	1,410	1,371
②確保方策	特定教育・保育施設	239	239	239	239	239
	確認を受けない幼稚園	1,492	1,492	1,492	1,492	1,492
	合計	1,731	1,731	1,731	1,731	1,731
②-①		218	271	279	321	360

(単位:人)

東部エリア		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	1号	494	477	474	461	447
	2号	56	55	53	52	51
	合計	550	532	527	513	498
②確保方策	特定教育・保育施設	100	100	100	100	100
	確認を受けない幼稚園	432	432	432	432	432
	合計	532	532	532	532	532
②-①		-18	0	5	19	34

(単位:人)

中部エリア		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1号	410	395	394	381	372
	2号	68	65	65	64	62
	合計	478	460	459	445	434
②確保方策	特定教育・保育施設	55	55	55	55	55
	確認を受けない幼稚園	397	397	397	397	397
	合計	452	452	452	452	452
②-①		-26	-8	-7	7	18

(単位:人)

南部エリア		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1号	410	396	394	382	372
	2号	75	72	72	70	67
	合計	485	468	466	452	439
②確保方策	特定教育・保育施設	84	84	84	84	84
	確認を受けない幼稚園	663	663	663	663	663
	合計	747	747	747	747	747
②-①		262	279	281	295	308

## 【確保の内容】

東部エリアと中部エリアの確保量の不足は、南部エリアの私立幼稚園によって確保され、市全体としては十分な確保量が見込まれます。

## (2) 2号認定(共働き家庭等)【3～5歳】

3～5歳で保育の必要性がある認定区分のうち、保育所の利用希望が強い区分です。

【平成26年度の施設の設置状況】( )内の数字は、公立保育所数。

認可保育所	23 か所(12)	東部:10 か所(5)、中部:5か所(3)、南部:8か所(4)
-------	-----------	---------------------------------

## 【量の見込みと確保方策】

(単位:人)

市全体		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		1,392	1,344	1,337	1,295	1,262
②確保方策	特定教育・保育施設	1,616	1,616	1,616	1,616	1,616
②-①		224	272	279	321	354

(単位:人)

東部エリア		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		517	499	496	482	469
②確保方策	特定教育・保育施設	710	710	710	710	710
②-①		193	211	214	228	241

(単位:人)

中部エリア		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		408	394	393	379	370
②確保方策	特定教育・保育施設	380	380	380	380	380
②-①		-28	-14	-13	1	10

(単位:人)

南部エリア		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		467	451	448	434	423
②確保方策	特定教育・保育施設	526	526	526	526	526
②-①		59	75	78	92	103

## 【確保の内容】

中部エリアには確保量の不足が見られますが、市全体では十分な確保量が見込まれます。

## (3) 3号認定(共働き家庭等)【0歳】

0歳で保育の必要性がある認定区分のうち、保育所の利用希望が強い区分です。

【平成26年度の施設の設置状況】( )内の数字は、公立保育所数。

認可保育所	23 か所(12)	東部:10 か所(5)、中部:5か所(3)、南部:8か所(4)
認可外保育施設	8 か所	東部:3か所、中部:4か所、南部:1か所

(注) 認可外保育施設数は、届出施設数

## 【量の見込みと確保方策】

(単位:人)

市全体		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		208	202	200	199	196
②確保方策	特定教育・保育施設	195	195	195	195	195
	特定地域型保育事業	52	52	52	52	52
	合計	247	247	247	247	247
②-①		39	45	47	48	51

(単位:人)

東部エリア		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		76	74	73	73	71
②確保方策	特定教育・保育施設	89	89	89	89	89
	特定地域型保育事業	15	15	15	15	15
	合計	104	104	104	104	104
②-①		28	30	31	31	33

(単位:人)

中部エリア		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		67	65	65	64	64
②確保方策	特定教育・保育施設	34	34	34	34	34
	特定地域型保育事業	32	32	32	32	32
	合計	66	66	66	66	66
②-①		-1	1	1	2	2

(単位:人)

南部エリア		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		65	63	62	62	61
②確保方策	特定教育・保育施設	72	72	72	72	72
	特定地域型保育事業	5	5	5	5	5
	合計	77	77	77	77	77
②-①		12	14	15	15	16

## 【確保の内容】

平成 27 年度は中部エリアでわずかに確保量の不足があるものの、その後は市全体で保育の必要量を確保できる見込みです。

## (4) 3号認定(共働き家庭等)【1・2歳】

1・2歳で保育の必要性がある認定区分のうち、保育所の利用希望が強い区分です。

【平成 26 年度の施設の設置状況】( )内の数字は、公立保育所数。

認可保育所	23 か所(12)	東部:10 か所(5)、中部:5か所(3)、南部:8か所(4)
認可外保育施設	8か所	東部:3か所、中部:4か所、南部:1か所

(注) 認可外保育施設数は、届出施設数

【量の見込みと確保方策】

(単位:人)

市全体		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		1,042	1,014	948	932	918
②確保方策	特定教育・保育施設	717	717	717	717	717
	特定地域型保育事業	90	90	90	90	90
	合計	807	807	807	807	807
②-①		-235	-207	-141	-125	-111

(単位:人)

東部エリア		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		430	419	390	385	378
②確保方策	特定教育・保育施設	316	316	316	316	316
	特定地域型保育事業	19	19	19	19	19
	合計	335	335	335	335	335
②-①		-95	-84	-55	-50	-43

(単位:人)

中部エリア		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		330	322	301	295	291
②確保方策	特定教育・保育施設	151	151	151	151	151
	特定地域型保育事業	57	57	57	57	57
	合計	208	208	208	208	208
②-①		-122	-114	-93	-87	-83

(単位:人)

南部エリア		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		282	273	257	252	249
②確保方策	特定教育・保育施設	250	250	250	250	250
	特定地域型保育事業	14	14	14	14	14
	合計	264	264	264	264	264
②-①		-18	-9	7	12	15

【確保の内容】

保育の確保量は全エリアで不足しています。ただし、現時点では教育・保育施設の認定こども園への移行効果を反映していませんが、今後、私立幼稚園から認定こども園への移行が進めば確保量は大きく改善すると想定されます。また、産休・育休明けの保育などへの対応は、待機児童解消に向けて私立と公立の施設がともに協力して行います。

### 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策および実施時期

#### (1) 時間外保育事業（延長保育事業）【0～5歳】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間および通常の利用日以外の日において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

##### 【平成 26 年度現在の実施状況】

私立保育所	10 か所
-------	-------

##### 【量の見込みと確保方策】

市全体		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人/年	1,140	1,108	1,079	1,052	1,030
②確保方策	人/年	1,140	1,108	1,079	1,052	1,030
	施設数(か所)	10	10	10	10	13
②-①		0	0	0	0	0

東部エリア		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人/年	463	450	437	427	417
②確保方策	人/年	463	450	437	427	417
	施設数(か所)	4	4	4	4	5
②-①		0	0	0	0	0

中部エリア		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人/年	396	386	375	365	358
②確保方策	人/年	396	386	375	365	358
	施設数(か所)	2	2	2	2	3
②-①		0	0	0	0	0

南部エリア		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人/年	281	272	267	260	255
②確保方策	人/年	281	272	267	260	255
	施設数(か所)	4	4	4	4	5
②-①		0	0	0	0	0

##### 【確保の内容】

認定こども園および私立保育園において必要量を確保します。公立施設については、認定こども園への移行にあわせて実施する予定です。

(2) 放課後児童健全育成事業（もりぐち児童クラブ：入会児童室）【小学生】

就労等の理由により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【平成 26 年度現在の実施状況】

市立小学校	17 か所
-------	-------

① 低学年【小学校 1～3 年生】

【量の見込みと確保方策】

市全体		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人/年	834	807	785	757	730
②確保方策	人/年	834	807	785	757	730
	施設数(か所)	17	17	17	17	17
②-①		0	0	0	0	0

東部エリア		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人/年	295	286	278	268	258
②確保方策	人/年	295	286	278	268	258
	施設数(か所)	7	7	7	7	7
②-①		0	0	0	0	0

中部エリア		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人/年	250	241	235	226	219
②確保方策	人/年	250	241	235	226	219
	施設数(か所)	5	5	5	5	5
②-①		0	0	0	0	0

南部エリア		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人/年	289	280	272	263	253
②確保方策	人/年	289	280	272	263	253
	施設数(か所)	5	5	5	5	5
②-①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

すべての市立小学校で引き続き実施し、すべてのエリアで必要量を確保できる見込みです。

## ② 高学年【小学校 4～6 年生】

### 【量の見込みと確保方策】

市全体		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人/年	203	201	194	191	184
②確保方策	人/年	0	0	0	0	0
	施設数(か所)	0	0	0	0	0
②-①		-203	-201	-194	-191	-184

東部エリア		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人/年	38	38	36	36	35
②確保方策	人/年	0	0	0	0	0
	施設数(か所)	0	0	0	0	0
②-①		-38	-38	-36	-36	-35

中部エリア		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人/年	57	57	55	54	52
②確保方策	人/年	0	0	0	0	0
	施設数(か所)	0	0	0	0	0
②-①		-57	-57	-55	-54	-52

南部エリア		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人/年	108	106	103	101	97
②確保方策	人/年	0	0	0	0	0
	施設数(か所)	0	0	0	0	0
②-①		-108	-106	-103	-101	-97

### 【確保の内容】

高学年に関するニーズについては、すべての市立小学校で実施している登録児童室を活用して対応することを想定しています。

### (3) 子育て短期支援事業【0～2歳】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）および夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

#### 【平成 26 年度現在の実施状況】

児童養護施設等	実施していない
---------	---------

#### 【量の見込みと確保方策(市全体)】

市全体		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日/年	138	135	129	127	125
②確保方策	人日/年	0	135	129	127	125
	施設数(か所)	0	1	1	1	1
②-①		-138	0	0	0	0

#### 【確保の内容】

平成 28 年度以降は 1 か所を確保し、ニーズに対応します。

#### (4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

##### 【平成 26 年度現在の実施状況】

守口市子育て支援センター、私立保育園	5か所
--------------------	-----

##### 【量の見込みと確保方策】

市全体		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日/年	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
②確保方策	人日/年	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	施設数(か所)	5	5	5	5	5
②-①		0	0	0	0	0

東部エリア		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日/年	7,340	7,340	7,340	7,340	7,340
②確保方策	人日/年	7,340	7,340	7,340	7,340	7,340
	施設数(か所)	1	1	1	1	1
②-①		0	0	0	0	0

中部エリア		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日/年	6,633	6,633	6,633	6,633	6,633
②確保方策	人日/年	6,633	6,633	6,633	6,633	6,633
	施設数(か所)	2	2	2	2	2
②-①		0	0	0	0	0

南部エリア		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日/年	6,027	6,027	6,027	6,027	6,027
②確保方策	人日/年	6,027	6,027	6,027	6,027	6,027
	施設数(か所)	2	2	2	2	2
②-①		0	0	0	0	0

##### 【確保の内容】

現在の実施施設数を維持し、必要量の確保を図ります。

## (5) 一時預かり事業等

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### 【平成 26 年度現在の実施状況】

私立幼稚園	9か所
私立保育園	10 か所

### ① 幼稚園における在園児（1号認定）を対象とした一時預かり（預かり保育）【3～5歳】

#### 【量の見込みと確保方策】

市全体		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日/年	6,103	5,891	5,861	5,676	5,528
②確保方策	人日/年	6,103	5,891	5,861	5,676	5,528
	施設数(か所)	9	9	9	9	9
②-①		0	0	0	0	0

東部エリア		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日/年	2,179	2,104	2,088	2,030	1,973
②確保方策	人日/年	2,179	2,104	2,088	2,030	1,973
	施設数(か所)	3	3	3	3	3
②-①		0	0	0	0	0

中部エリア		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日/年	2,179	2,103	2,096	2,025	1,974
②確保方策	人日/年	2,179	2,103	2,096	2,025	1,974
	施設数(か所)	3	3	3	3	3
②-①		0	0	0	0	0

南部エリア		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日/年	1,745	1,684	1,677	1,621	1,581
②確保方策	人日/年	1,745	1,684	1,677	1,621	1,581
	施設数(か所)	3	3	3	3	3
②-①		0	0	0	0	0

#### 【確保の内容】

認定こども園および私立幼稚園による事業が想定され、必要量を確保できる見込みです。

② 幼稚園における在園児（２号認定）を対象とした一時預かり（預かり保育）【３～５歳】

【量の見込みと確保方策】

市全体		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日/年	52,224	50,413	49,854	48,807	47,271
②確保方策	人日/年	52,224	50,413	49,854	48,807	47,271
	施設数(か所)	9	9	9	9	9
②-①		0	0	0	0	0

東部エリア		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日/年	14,560	14,322	13,763	13,526	13,288
②確保方策	人日/年	14,560	14,322	13,763	13,526	13,288
	施設数(か所)	3	3	3	3	3
②-①		0	0	0	0	0

中部エリア		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日/年	17,918	17,135	17,135	16,860	16,352
②確保方策	人日/年	17,918	17,135	17,135	16,860	16,352
	施設数(か所)	3	3	3	3	3
②-①		0	0	0	0	0

南部エリア		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日/年	19,746	18,956	18,956	18,421	17,631
②確保方策	人日/年	19,746	18,956	18,956	18,421	17,631
	施設数(か所)	3	3	3	3	3
②-①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

私立幼稚園における一時預かりによる確保が見込まれます。今後はさらに、幼稚園からの認定こども園への移行に伴う事業量の拡大も想定されます。

③ 上記①②以外の一時預かり（幼稚園における在園児（１・２号認定）以外）【０～５歳】

【量の見込みと確保方策】 （注）夜間養護等事業は確保方策を設定していません。

市全体			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		人日/年	8,599	8,362	8,008	7,852	7,736
②確保 方策	一時 預かり	人日/年	7,507	7,270	6,916	6,760	6,644
		施設数(か所)	10	10	10	10	10
	ファミサポ <sup>°</sup>	人日/年	1,092	1,092	1,092	1,092	1,092
	合計	(人日)	8,599	8,362	8,008	7,852	7,736
②-①			0	0	0	0	0

東部エリア			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		人日/年	2,205	2,145	2,044	2,010	1,980
②確保 方策	一時 預かり	人日/年	1,801	1,741	1,640	1,606	1,576
		施設数(か所)	4	4	4	4	4
	ファミサポ <sup>°</sup>	人日/年	404	404	404	404	404
	合計	(人日)	2,205	2,145	2,044	2,010	1,980
②-①			0	0	0	0	0

中部エリア			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		人日/年	4,657	4,531	4,357	4,266	4,199
②確保 方策	一時 預かり	人日/年	4,309	4,183	4,009	3,918	3,851
		施設数(か所)	2	2	2	2	2
	ファミサポ <sup>°</sup>	人日/年	348	348	348	348	348
	合計	(人日)	4,657	4,531	4,357	4,266	4,199
②-①			0	0	0	0	0

南部エリア			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		人日/年	1,737	1,686	1,607	1,576	1,557
②確保 方策	一時 預かり	人日/年	1,397	1,346	1,267	1,236	1,217
		施設数(か所)	4	4	4	4	4
	ファミサポ <sup>°</sup>	人日/年	340	340	340	340	340
	合計	(人日)	1,737	1,686	1,607	1,576	1,557
②-①			0	0	0	0	0

【確保の内容】

認定こども園および私立保育園での一時預かり事業の充実に加え、少数ニーズなどへの公立施設でのセーフティーネットとしての対応、子育て短期支援事業（ショートステイ事業）などによる確保を見込んでいます。

(6) 病児保育事業（病後児保育を含む）

病児について、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

【平成 26 年度現在の実施状況】

私立保育所	2か所
-------	-----

【量の見込みと確保方策(市全体)】

市全体		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日/年	361	348	340	331	325
②確保方策	人日/年	180	348	340	331	325
	施設数(か所)	2	4	4	4	4
②-①		-181	0	0	0	0

【確保の内容】

認定こども園および私立保育園で病児保育を実施する施設を増やすことで、確保を見込んでいます。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）【小学生】

乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。なお、量の見込みと確保策については小学校のみが対象です。

【平成 26 年度現在の実施状況】

守口市子育て支援センター	1か所
--------------	-----

① 低学年【小学校 1～3 年生】

【量の見込みと確保方策(市全体)】

市全体		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日/年	1,020	998	967	945	909
②確保方策	人日/年	1,020	998	967	945	909
②-①		0	0	0	0	0

② 高学年【小学校 4～6 年生】

【量の見込みと確保方策(市全体)】

市全体		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日/年	1,020	998	967	945	909
②確保方策	人日/年	0	998	967	945	909
②-①		-1,020	0	0	0	0

【確保の内容】

高学年のニーズについては、平成 28 年度からの事業を実施し確保を見込んでいます。

## (8) 利用者支援事業【新規事業】

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

### 【量の見込みと確保方策(市全体)】

市全体		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	施設数(か所)	1	1	1	1	1
②確保方策	施設数(か所)	1	1	1	1	1
②-①		0	0	0	0	0

#### 【確保の内容】

利用者支援を担当する組織を設置します。

## (9) 妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」、「検査計測」、「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

### 【平成 26 年度現在の実施状況】

府内の医療機関	市内では5か所
---------	---------

### 【量の見込みと確保方策(市全体)】

市全体		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	妊娠届出数(人)	976	954	941	928	918
	延回数(人回/年)	11,322	11,066	10,916	10,765	10,649
②確保方策	人/年	976	954	941	928	918
	延回数(人回/年)	11,322	11,066	10,916	10,765	10,649
	実施機関数(か所)	5	5	5	5	5
②-①		0	0	0	0	0

#### 【確保の内容】

引き続き、すべての妊婦を対象として必要な事業量を確保します。

#### (10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

##### 【量の見込みと確保方策(市全体)】

市全体		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	人/年	921	900	888	876	866
②確保方策	人/年	921	900	888	876	866
②-①		0	0	0	0	0

##### 【確保の内容】

引き続き、すべての乳児を対象として必要な事業量を確保します。

#### (11) - 1 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

##### 【量の見込みと確保方策(市全体)】

市全体		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	人/年	8	10	12	15	20
②確保方策	実施体制	相談員による訪問などにより対応				

##### 【確保の内容】

養育支援が必要なすべての家庭を相談員が訪問します。

#### (11) - 2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会等）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実施する事業です。

今後、当該協議会の構成員の一層の連携強化を図るとともに、研修等を通じて構成員の専門性の向上を図ります。

**(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規事業】**

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

生活困窮世帯などに対する助成について検討していきます。

**(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規事業】**

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

安定的な特定教育・保育施設等の提供と民間事業者の特質を活かした特色ある特定教育・保育等の提供を両立するために必要な条件整備等について研究し、守口市の教育・保育の向上を図ります。

## 4. 教育・保育の一体的な提供と推進に対する体制の確保

### (1) 認定こども園への移行促進

守口市においては、各エリアの子どもの教育・保育施設等の利用状況等を踏まえ、市内の教育・保育施設の認定こども園への移行を促進します。

### (2) 幼稚園および保育所から認定こども園への移行に必要な支援について

守口市は、認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所に対し、円滑な移行のために必要な支援に努めます。幼稚園や保育所から認定こども園へ移行するにあたり、国や大阪府による財政支援が講じられる場合には、その積極的な活用を図ります。

### (3) 教育・保育の一体的な提供のための方策

認定こども園において、一体的な教育、保育を行うためには、幼稚園担当の職員が保育所における保育への理解を深め、保育所担当の職員が幼稚園における教育への理解を深めるための研修、保育教諭、幼稚園教諭および保育士による合同研修など、実践的な研修を受けられる体制を整えます。

また、保育教諭、幼稚園教諭および保育士を確保するため、子育てなどを理由に離職し再就職していない地域の人材に関する情報を収集し有効に活用するための仕組みづくりに取り組みます。

### (4) 地域型保育事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方

守口市では、特に3歳未満の乳幼児の待機児童の解消を早期に達成するためには、良好な保育環境を備えた地域型保育事業の活用が不可欠です。

これまで守口市では、認可外保育施設の一部を家庭保育所として指定し市独自の補助制度を運用してきましたが、「子ども・子育て支援新制度」では、自治体が定める一定の条件を満たす認可外保育施設が行う事業を、地域型保育事業として位置付けることとなりました。

今後は、認可基準を定める市条例に基づいた良好な保育環境と、教育・保育施設との連携を確保できる事業者による保育の確保を図ります。

(注) 認可の基準を定める市条例には、現在実施中の保育の継続性を図る観点から一部経過措置が置かれています。

## 第7章 計画の推進に向けて



## 1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、守口市は、国や大阪府との連携はもちろん、市民、地域、関係団体や子育てに係る事業者等と連携し、それぞれの主体が子どもの最善の利益を守るという立場に立って、自らの役割を果たしながら協働による取組みを進められるよう努めます。

さらに、より望ましい子育て環境をできるだけ早期に実現するため、市の各組織・部局間の連携体制を確立し、組織の垣根を越えた多角的な取組みを進めます。

また、この計画に掲載している事業のみならず、社会情勢の急激な変化にも柔軟に対応し、新たな課題にも積極的に取り組み、必要な施策の推進に努めます。

## 2. 計画等の広報・啓発

この計画に掲げる事業の推進にあたっては、守口市の子育て支援に関する基本的な考え方や方向性を共通の認識として、市民、地域、子育てに係る事業者、関係機関等の理解と協力を得て取り組んでいく必要があります。

また、「子ども・子育て支援新制度」については、守口市の施策や事業との関連性を明らかにしながらわかりやすく周知することは、これから家庭を持とうとする若い世代や子育て中の保護者の安心感につながり、子育て家庭の定着と市の活性化に結びつくと考えられます。

そこで、本計画および「子ども・子育て支援新制度」について、広報紙、市ホームページ等の媒体の活用はもとより、子育て中の保護者が利用する公共施設などへの資料の配置を含め、在宅子育て家庭へも必要な情報が届くよう効果的な方法を工夫し、広く周知・啓発に努めます。

## 3. 計画の進捗管理

本計画は、毎年度、事業の進捗管理を行いその結果を広報紙や市ホームページなどで公表します。

また、守口市の子育て家庭の状況や、市内の教育・保育施設および地域型保育事業の状況、「子ども・子育て支援新制度」の動向等を踏まえ、計画期間の中間年度に当たる平成29年度に、守口市子ども・子育て会議の意見を聴いて中間見直しを行い、その結果を公表します。



## 資料編



## 1. 守口市子ども・子育て会議設置条例

### 守口市子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 10 月 7 日  
条例第 31 号

(設置)

**第 1 条** 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第 1 項の規定に基づき、守口市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(委員)

**第 2 条** 子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) 教育関係団体の代表者
- (4) 医療関係団体の代表者
- (5) 事業主の代表者
- (6) 労働者の代表者
- (7) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者の代表者
- (8) 市民
- (9) 関係行政機関の代表者
- (10) その他市長が適当と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第 3 条** 子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第 4 条** 子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、最初に行われる会議は、市長が招集する。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子育て会議は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(部会)

**第 5 条** 子育て会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を子育て会議に報告する。

(庶務)

**第 6 条** 子育て会議の庶務は、児童福祉主管課において処理する。

(委任)

**第 7 条** この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2. 守口市子ども・子育て会議委員名簿

(平成 26 年 11 月 1 日現在)

適用区分	内訳	氏名	役職
第 1 号委員	学識経験者	黒川 清 (会長)	大阪国際大学 人間科学部 人間健康科学科 教授
	学識経験者	馬見塚 珠生	親と子のこころのエンパワメント 研究所 代表
第 2 号委員	福祉関係団体の代表者	萩原 朋子	守口市民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会 代表
第 3 号委員	教育関係団体の代表者	多井中 慶司 (副会長)	守口市小学校長会 代表 (守口市立錦小学校 校長)
第 4 号委員	医療関係団体の代表者	森口 久子	守口市医師会 副会長 (森口医院 院長)
第 5 号委員	事業主の代表者	森園 泰子	守口門真商工会議所 議員 (守口赤ちゃんの店 代表者)
第 6 号委員	労働者の代表者	立津 信夫	連合大阪守門地区協議会 副議長 (関西電力労組守口支部 委員長)
第 7 号委員	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する 者の代表者	西山 梢	守口市私立保育会 会長 (守口中央保育園 園長)
	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する 者の代表者	江端 順子	守口市私立幼稚園協会 会長 (寺方幼稚園 園長)
	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する 者の代表者	石丸 利恵	公立保育所長 代表 (守口市立藤田保育所 所長)
	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する 者の代表者	越部 慶子	公立幼稚園長 代表 (守口市立にわくぼ幼稚園 園長)
第 8 号委員	市民	有光 佐知子	公募委員
	市民	谷 千佳	公募委員
	市民	藤原 美奈子	公募委員
	市民	皆川 郁子	公募委員
第 9 号委員	関係行政機関の代表者	奥井 光治	門真公共職業安定所 次長
	関係行政機関の代表者	林 美恵子	大阪府中央子ども家庭センター 企画情報室長

(注) 第 9 号委員 西田 恭二委員、渡邊 弘子委員は人事異動に伴い辞職されました。

### 3. 計画策定の経緯

年	月日	内容
平成 26 年	1 月 10 日 ～ 1 月 22 日	「守口市次世代育成支援に関するニーズ調査」の実施
	3 月 24 日	第 1 回守口市子ども・子育て会議 ・委員委嘱状交付、会長および副会長の選任 ・諮問 ・子ども・子育て支援新制度に関する説明 ・ニーズ調査の集計結果（概要）の報告
	4 月 28 日	第 2 回守口市子ども・子育て会議 ・守口市次世代育成支援後期行動計画の総括について ・ニーズ調査の集計結果の報告 ・計画書骨子案の検討
	5 月 26 日	第 3 回守口市子ども・子育て会議 ・計画書素案「第 1 ～ 3 章」の検討
	7 月 7 日	第 4 回守口市子ども・子育て会議 ・計画書素案「第 1 ～ 3 章」の検討 ・子ども・子育て支援新制度関係条例案に係るパブリックコメントの実施について
	8 月 21 日	第 5 回守口市子ども・子育て会議 ・計画書素案「第 1 ～ 5 章」の検討
	9 月 16 日	第 6 回守口市子ども・子育て会議 ・量の見込みと確保方策および実施時期の検討 ・子ども・子育て新制度関係条例案に係るパブリックコメントの集計結果について
	10 月 1 日	第 7 回守口市子ども・子育て会議 ・計画書素案「第 1 ～ 4 章」の検討
	10 月 22 日	第 8 回守口市子ども・子育て会議 ・計画書素案「第 1 ～ 7 章・資料編（全章）」の検討
	11 月 12 日	第 9 回守口市子ども・子育て会議 ・計画書素案「第 1 ～ 7 章・資料編（全章）」の検討
	11 月下旬	答申
	11 月 28 日 ～ 12 月 19 日	「守口市子ども・子育て支援事業計画（案）」にかかるパブリックコメントの実施

#### 4. 「守口市子ども・子育て支援事業計画（案）」にかかるパブリックコメントについて

##### （１）パブリックコメントの概要

###### ① 募集期間

平成26年11月28日（金）から12月19日（金）まで

###### ② 募集方法

広報もりぐち12月1日号および守口市ホームページに実施概要を掲載し、市内公共施設に「守口市子ども・子育て支援事業計画（案）」、「募集要領」、「意見提出用紙」を設置するとともに、守口市ホームページからもダウンロード可能とし、回収ボックス投函、郵送、Eメール、FAXにより意見を受け付けました。

###### ③ 募集結果

下記のとおり53件の提出があり、延べ134件の意見が寄せられました。その意見を6つの分類に整理し、それぞれの内容について守口市の考え方を掲載しました。

##### ■提出方法および提出件数

提出方法	提出件数
回収ボックス投函	52件
郵送	0件
Eメール	1件
FAX	0件
合 計	53件

##### ■意見の分類ごとの内容件数

意見の分類	内容件数
1) 認定こども園への普及・移行促進について	3件
2) 新制度全般について	4件
3) 公立施設について	11件
4) 確保方策について	4件
5) もりぐち児童クラブ事業について	1件
6) その他について	10件
合 計	33件

## (2) 意見の概要

意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
1) 認定こども園への普及・移行促進について	
・ 今までの保育カリキュラムと大きく変わることへの対応を十分検討してください。	・ 幼稚園と保育所の統合により想定される問題については、検討していきます。
・ 教諭・保育士の配置基準を現行より悪くしないでください。	・ 認定こども園では、幼稚園と保育所の良いところを併せ持つように制度化されています。現行の施設より配置基準が悪くなることは無いと考えています。
・ 質の向上にならないので移行促進をしないでください。	・ 認定こども園では、幼稚園と保育所の良いところを併せ持つように制度化されています。現行の施設より質が悪くなることは無いと考えています。

意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
2) 新制度全般について	
・ 地域子育て支援拠点事業を単なる相談機能にしないこと。また、経験豊かな保育士を活用してください。	・ 地域子育て支援拠点事業の充実により、保育の必要な方だけでなく、在宅家庭の方にも充実したサービスが提供できるようにしていきます。また、経験豊かな保育士等も活用することも含め、有効な人材確保策を検討していきます。
・ 提供区域を3エリアでなくもっと多くのエリアにしてください。	・ 提供区域は、守口市の地理的条件や幹線道路など人口や施設等の分布状況を総合的に勘案して定める区域です。あまり細分化すると、見込み数値の誤差が大きくなるので、守口市では3つのエリアといたしました。なお、提供区域を3つにしたことにより、通園等のエリアが決められ、居住エリア以外に通園できない訳ではありません。
・ 保育料が今よりも高くないようにしてください。	・ 新制度が実施されることによって、利用者負担の保育料が大きく変わることのないよう、現在の保育料の水準を維持するよう検討しています。
・ 保護者が身近で預けられるよう、エリアごとの区域にしないでください。	・ 提供区域を3つにしたことにより、通園等のエリアが決められ、居住エリア以外に通園できない訳ではありません。

意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
3) 公立施設について	
・公立幼稚園、公立保育所のセーフティーネットとしての役割を果たすため充実を図ってください。	・公立幼稚園および公立保育所については、施設数の集約化を図りつつ、セーフティーネットとしての役割も含めサービスの充実を図っていきます。
・集約化による公立保育所、公立幼稚園への選択肢をなくさないでください。	・公立保育所、公立幼稚園の公立認定こども園化も含め集約化案は現在検討中です。市民の皆さんにとって公立保育所、公立幼稚園でなければならない理由が何なのかも含め検討します。
・公立幼稚園、公立保育所の縮小はやめてください。	・公立保育所、公立幼稚園の公立認定こども園化も含め集約化案は現在検討中です。
・公立幼稚園、公立保育所の保育内容の充実をしてください。	・公立幼稚園および公立保育所については、施設数の集約化を図りつつ、セーフティーネットとしての役割も含めサービスの充実を図っていきます。
・公立幼稚園の3年保育を早期に実施してください。	・公立保育所、公立幼稚園の公立認定こども園化も含め施設数の集約化を図り、施設整備の完了と同時に幼稚園部分の3年保育の実施を検討しています。
・公立幼稚園の預かり保育を早期に実施してください。	・公立保育所、公立幼稚園の公立認定こども園化も含め施設数の集約化を図り、施設整備の完了と同時に幼稚園部分の預かり保育の実施を検討しています。
・公立保育所の時間外保育事業を早期に実施してください。	・公立保育所、公立幼稚園の公立認定こども園化も含め施設数の集約化を図り、施設整備の完了と同時に保育部分の時間外保育事業の実施を検討しています。
・公立施設の職員の内、アルバイト職員を正規職員にしてください。	・保育サービスの提供体制を総合的に勘案する中で検討していきます。
・公立施設の良さを地域に広げてください。	・公立施設の良さだけでなく、守口市内のすべての教育・保育施設のよさを地域に広げていきます。
・公立保育所での完全給食を実現してください。	・公立保育所、公立幼稚園の公立認定こども園化も含め施設数の集約化を図り、施設整備の完了と同時に幼稚園部分、保育部分ともに完全給食の実施を検討しています。
・児童福祉法第24条第1項「市町村保育実施義務」を果たすために公立保育所を存続してください。	・同条の趣旨について大阪府に確認し、公立認定こども園であっても、「市の保育実施義務を果たすことができる」との見解をいただいています。

意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
4) 確保方策について	
確保数が不足しているエリアを充足するため、公立施設で充足してください。	出来るだけ各エリアごとの充足を図りたいと考えていますが、計画最終年度の平成31年度までに全体で不足を解消することを目指しています。ただし、公立施設の集約化案は計画に含まれていないので、集約化案作成の過程において各エリアの状況を勘案します。
0～2歳児が十分に受入れられるようにして待機児童の解消ができるようにしてください。	0歳児については、十分に受入れでき、待機児童の解消となるよう計画を立てています。1～2歳児の不足は私立幼稚園から認定こども園への移行が進めば、大きく改善すると考えています。人口推計や利用見込みは予想数であり、実際の数値との誤差については計画の修正も含め、柔軟に対応していきます。
1～2歳児で確保数が不足しているエリアを充足するため、公立施設で充足してください。	また、公立保育所、公立幼稚園の公立認定こども園化も含め集約化案を現在検討中です。市民の皆さんにとって公立保育所、公立幼稚園でなければならない理由が何なのかも含め検討します。
3～5歳児で確保数が不足しているエリアを充足するため、公立幼稚園3年保育の実施で充足してください。	公立保育所、公立幼稚園の公立認定こども園化も含め施設数の集約化を図り、施設整備の完了と同時に幼稚園部分の3年保育の実施を検討しています。

意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
5) もりぐち児童クラブ事業について	
学童保育を小1～小6まで対応。設置箇所を各学校の校区内にある商店街の空き店舗などを利用する。(地域の小売店の利用促進を期待。帰りが遅くなると食品スーパーまで立ち寄るのは正直手間だと考える)	- 平成26年7月31日に、厚生労働省及び文部科学省の両省連携により、児童等が安全で安心に過ごすことができる居場所を確保するため「放課後子ども総合プラン」が新たに策定され、その推進事項の一つとして、放課後も児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所である学校施設を徹底的に活用することが明記されました。    - 本市においては、国が示すプランに沿って全児童を対象とした自主的な遊びの提供を目的とする「登録児童室」と、1年生から3年生までの保育に欠ける児童を対象として生活の場を提供する「入会児童室」の二つの機能を有する「も

	りぐち児童クラブ事業」を市立全小学校内で通年実施していることから、全児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所を提供できていると考えております。また、入会児童室の受入学年については、現在の受入状況や施設面積等から勘案すると、その拡充が非常に困難なことから、今後民間事業者の参入も含めて研究する必要があると考えております。   ・今後とも、もりぐち児童クラブ事業におきましては、地域の方々の協力を得ながら現在の形態を基本とした運営に引き続き取り組んで参ります。
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
6) その他について	
・わかくさ・わかすぎ園の定員を増やしてください。	・現状では利用を希望する方すべてを受け入れることができているので、現在の定員を維持したいと考えています。
・加配職員を正規職員で確保してください。	・保育サービスの提供体制を総合的に勘案する中で検討していきます。
・私立保育園は園長先生の特色が強すぎてよくないので、市が対応してください。	・私立保育園では一定の保育水準を担保しつつ、各園の特色を活かした保育をしていただいているところですが、保育内容等に問題がある場合には今後も市が指導していきます。
・ファミリー層が子育てしやすく住みやすい街づくりを期待します。	・住みやすい街づくりを計画していきます。
・時間外保育利用者には利用者負担を徴収してください。	・利用者負担は徴収します。
・全ての子どもを公立が受入れる計画にしてください。	・全ての子どもが希望する施設等を利用できるよう民間と公立とが一体となって進めていきます。
・病児保育の複数設置を希望します。	・平成 28 年度以降、実施施設の設置を見込んでいます。
・病後児保育の拡充を希望します。	・平成 28 年度以降、実施施設の増設を見込んでいます。
・病後児保育のベビーシッター派遣や利用補助の制度を充実してください。	・認定こども園での実施を基本として考えています。
・こんな無責任な計画ならすぐ止めてください。	・無責任な計画をたてたつもりはありませんが、これからの守口市の子育て環境を良くしていく為の計画です。市民の皆さまと共に、進めていきますので、ご協力よろしくお願いします。

## 5. 行政サービス等の状況

### (1) 幼稚園の状況

施設数は平成23年度までは16か所でしたが、平成24年度以降は減少し、14か所となっています。在園児数は減少傾向にあり、平成26年度では1,261人と、平成21年度から193人減少しています。私立幼稚園在園児数はほぼ横ばいですが、公立幼稚園在園児数は減少しています。

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
合計	施設数	16か所	16か所	16か所	14か所	14か所	14か所
	定員	3,084人	3,084人	3,084人	2,860人	2,890人	2,890人
	在園児数	1,454人	1,398人	1,352人	1,343人	1,279人	1,261人
公立幼稚園	施設数	7か所	7か所	7か所	5か所	5か所	5か所
	対象年齢	4・5歳					
	定員	884人	884人	884人	660人	660人	660人
	在園児数	375人	347人	302人	263人	258人	238人
私立幼稚園	施設数	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所
	対象年齢	3～5歳					
	定員	2,200人	2,200人	2,200人	2,200人	2,230人	2,230人
	在園児数	1,079人	1,051人	1,050人	1,080人	1,021人	1,023人
	(市外居住者)	(457人)	(462人)	(485人)	(475人)	(454人)	(439人)

資料: 守口市統計(各年度5月1日現在)

(注) 私立幼稚園の在園児数は守口市内の入園者のみで、他市からの入園者は含みません

### (2) 保育所の状況

#### ① 認可保育所の状況

施設数は平成21年度以降変わらず23か所となっています。入所児童数は平成21年度から平成23年度にかけ増加傾向にありますがその後減少し、平成26年度では2,376人となっています。

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
合計	施設数	23か所	23か所	23か所	23か所	23か所	23か所
	対象児童	0～5歳児					
	定員	2,435人	2,465人	2,475人	2,475人	2,495人	2,485人
	入所児童数	2,364人	2,398人	2,403人	2,430人	2,427人	2,376人
公立保育所	施設数	12か所	12か所	12か所	12か所	12か所	12か所
	対象児童	0～5歳児					
	定員	1,290人	1,290人	1,290人	1,290人	1,290人	1,290人
	入所児童数	1,045人	1,079人	1,076人	1,115人	1,108人	1,081人
私立保育園	施設数	11か所	11か所	11か所	11か所	11か所	11か所
	対象児童	0～5歳児					
	定員	1,145人	1,175人	1,185人	1,185人	1,205人	1,195人
	入所児童数	1,319人	1,319人	1,327人	1,315人	1,319人	1,295人

資料: 守口市統計(各年度4月1日現在)

## ② 家庭保育所（認可外保育施設）の状況

施設数は平成 21 年度から平成 25 年度までは 6 か所でしたが、平成 26 年度には減少し、5 か所となっています。定員は 0 ～ 2 歳までの子どもで、平成 25 年度までは 135 人となっていました。平成 26 年度には減少し、111 人となっています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設数（民間）	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	5 か所
定員	135 人	135 人	135 人	135 人	135 人	111 人
入所児童数	51 人	55 人	56 人	49 人	39 人	55 人

資料：守口市統計（各年度 4 月 1 日現在）

## ③ 待機児童数の状況

平成 21 年度から平成 23 年度にかけて増加傾向にありましたが、その後は横ばいの状態となっています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
待機児童数	22 人	32 人	46 人	45 人	47 人	45 人

資料：守口市統計（各年度 4 月 1 日現在）

## （３）保育サービス等の状況

### ① 一時預かり事業の状況

実施施設数は平成 21 年度以降変わらず、11 か所となっています。延べ利用人数は、平成 25 年度以降、短時間の一時預かり事業を縮小した施設があったため全体として大きく減少しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施施設数	11 か所	11 か所	11 か所	11 か所	11 か所
延べ利用人数	3,538 人	3,556 人	2,417 人	3,463 人	1,001 人

資料：守口市統計

（注）延べ利用人数には、補助対象とならない施設の利用人数は含みません

### ② 病後児保育事業の状況

平成 21 年度から平成 24 年度までは 1 か所で開催していましたが、平成 25 年からは 2 か所で開催しています。延べ利用人数は平成 24 年度までは 50 人以下で推移していましたが、平成 25 年度では大きく増加しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	2 か所
延べ利用人数	16 人	47 人	37 人	29 人	147 人

資料：守口市統計

### ③ 子育て支援センター事業（守口市子育て支援センター）の状況

#### ■親や子どもたちの遊びと交流

子育て支援センター事業については、市民保健センター内で実施しています。

支援センターでの親や子どもたちの遊びと交流についての延べ利用人数は、平成 23 年度の 8,661 人をピークに減少傾向にありますが、平成 25 年度では 7,257 人と、平成 21 年度と比べ 561 人増加しています。また、あそびの広場の参加人数は増減を経て、平成 25 年度では 2,582 人となっています。

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用人数		6,696 人	6,696 人	8,661 人	7,301 人	7,257 人
あそびの広場	開設回数	22 回	28 回	31 回	39 回	34 回
	延べ参加人数	1,787 人	3,054 人	2,974 人	3,308 人	2,582 人

資料：守口市統計

#### ■子育てに関する相談

子育てに関する相談では、毎年度 100 件程度の相談があり、平成 25 年度では 92 件となっています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ相談件数	126 件	126 件	98 件	84 件	92 件

資料：守口市統計

#### ■子育てに関する情報の収集・提供（すこやか☆ネット守口）

子育てに関する情報の収集・提供を行っているホームページ「すこやか☆ネット守口」へのアクセス件数は平成 25 年度では 1 万件を超えています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べアクセス件数	9,162 件	9,162 件	7,537 件	9,038 件	10,142 件

資料：守口市統計

#### ■子育てに関する講座・講演会

子育てに関する講座・講演会は毎年度 20 回前後開催されています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
開催回数	23 回	25 回	27 回	26 回	24 回
延べ参加人数	754 人	786 人	917 人	963 人	760 人
延べ保育児童数	54 人	49 人	33 人	32 人	17 人

資料：守口市統計

## ■子育てサークルへの支援・保育ボランティアの育成

子育てサークル出前講座については平成 25 年度で 2 回、サークル交流会についても平成 25 年度に 2 回開催されています。また、保育ボランティアの講座は、平成 25 年度に 2 回開催されており、ボランティアの登録者数は 221 人となっています。

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
サークル 出前講座	実施回数	5 回	5 回	3 回	2 回	2 回
	延べ参加人数	187 人	142 人	76 人	75 人	99 人
サークル 交流会	実施回数	5 回	2 回	7 回	4 回	2 回
	延べ参加サークル数	8 団体	22 団体	42 団体	18 団体	24 団体
保育 ボランティア	講座開催回数	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回
	登録者数	159 人	168 人	82 人	101 人	221 人

資料:守口市統計

サークル出前講座：サークル活動を支援するため、サークルの依頼により、活動日に支援センターの職員が  
出向き、おもちゃの提供や遊びの指導を行う取組み

サークル交流会：子育てサークル支援の一環として、1 年に数回、支援センターが開催している活動。各  
サークルの活動内容や活動上の悩みなど、サークル間の情報交換を行っている。全体会  
のほか、地域ごと（東部、南部の 2 部）のサークル交流会も開催している

保育ボランティア：支援センター主催講座や公民館等主催の講座・講習会・セミナー等において、集団で子  
どもを見てもらう取組み。

## ④ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）の状況

ファミリー・サポート・センター事業は市民保健センター内で実施しています。

延べ活動件数は平成 23 年度までは減少傾向にありましたが、平成 24 年度から増加しており、  
平成 25 年度では平成 21 年度以来再び 2,000 件を超えました。

会員数は年々増加傾向にあり、平成 25 年度では 421 人となっています。

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ活動件数		2,010 件	1,565 件	1,186 件	1,935 件	2,113 件
会員数	依頼会員	199 人	194 人	196 人	214 人	219 人
	協力会員	128 人	136 人	150 人	182 人	174 人
	両方会員	38 人	38 人	41 人	29 人	28 人
	合計	365 人	368 人	387 人	425 人	421 人

資料:守口市統計

#### (4) 障がい児通園施設の状況

守口市内の障がい児通園施設は、平成 23 年度までは肢体不自由児通園施設「市立わかくさ園」と知的障がい児通園施設「市立わかすぎ園」の 2 か所でしたが、平成 24 年度に統合し、「市立わかくさ・わかすぎ園」の 1 か所となっています。

「市立わかくさ・わかすぎ園」の平成 26 年度の通園児童数は 44 人となっています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設数	2 か所	2 か所	2 か所	1 か所	1 か所	1 か所
対象児	0 ～ 5 歳の肢体不自由児・知的障がい児					
定員	90 人			80 人		
通園児童数	39 人	51 人	48 人	54 人	57 人	44 人

資料: 守口市統計(各年度 4 月 1 日現在)

#### (5) 母子保健事業の状況

妊婦、乳幼児健康診査については、下記の 7 種の健診を実施しており、対象者の 7 割以上が受診しています。

母子保健事業については、各種健診のほか、各種教室や相談事業にも取り組んでいます。また、各種予防接種も実施しています。

			平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
健診	妊婦一般健診	受診率	88.7%	92.0%	89.1%	97.2%	93.7%
	乳児一般健診	受診率	79.2%	76.4%	78.0%	75.2%	76.8%
	4 か月児健診	受診率	95.3%	96.6%	95.9%	94.7%	96.4%
	乳児後期健診	受診率	83.7%	80.9%	85.7%	83.3%	80.0%
	1 歳 6 か月健診	受診率	91.7%	93.2%	94.9%	91.7%	92.1%
	2 歳児歯科健診	受診率	84.8%	87.0%	85.4%	87.7%	86.2%
	3 歳 6 か月健診	受診率	75.3%	77.5%	77.3%	79.8%	80.4%
教室・相談	両親教室	参加者数	373 人	328 人	300 人	306 人	279 人
	新生児訪問指導	参加者数	421 人	435 人	447 人	468 人	475 人
	離乳食講習会	参加者数	311 人	315 人	247 人	280 人	280 人
	1 歳児相談	参加者数	104 人	70 人	55 人	60 人	77 人
	育児教室	参加者数	1,342 人	1,491 人	1,113 人	1,157 人	1,105 人
予防接種	BCG	接種者数	1,151 人	1,074 人	966 人	944 人	892 人
	ポリオ <sup>注 1</sup>	接種者数	2,240 人	2,095 人	1,495 人	3,986 人	2,265 人
	三種混合	幼児期 <sup>注 2</sup>	接種者数	4,400 人	4,471 人	4,286 人	3,823 人
		小学生	接種者数	226 人	377 人	400 人	436 人
	麻疹・風疹 1・2 期		接種者数	1,891 人	2,001 人	1,894 人	2,094 人
	麻疹・風疹 3・4 期 <sup>注 3</sup>		接種者数	1,860 人	2,204 人	2,234 人	2,154 人
	日本脳炎		接種者数	1,159 人	3,444 人	3,886 人	4,053 人

資料: 守口市統計

(注 1) ポリオの予防接種で使用するワクチンは、平成 24 年度より生ワクチンから不活化ワクチンに変わりました。

(注 2) 幼児期の三種混合の平成 25 年度接種者数はポリオ不活化ワクチンを含む 4 種混合ワクチンの接種を含みます。

(注 3) 麻疹・風疹 3・4 期は、平成 23 年度までは経過措置として実施していましたが、平成 24 年度で終了しました。

## (6) 小学校の状況

### ① 学校数と児童数

公立小学校は平成 25 年度までは 18 校でしたが、平成 26 年度に「滝井小学校」と「春日小学校」が統合し、「さつき小学校」となったため、17 校となっています。児童数は平成 21 年度以降年々減少傾向にあり、平成 26 年度では 6,576 人となっています。

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
学校数（公立）		18 校	18 校	18 校	18 校	18 校	17 校
児童数	総数	7,981 人	7,754 人	7,382 人	7,060 人	6,825 人	6,576 人
	1 年生	1,166 人	1,161 人	1,103 人	1,081 人	1,082 人	1,035 人
	2 年生	1,268 人	1,168 人	1,156 人	1,097 人	1,073 人	1,070 人
	3 年生	1,303 人	1,266 人	1,166 人	1,148 人	1,098 人	1,063 人
	4 年生	1,371 人	1,308 人	1,274 人	1,168 人	1,138 人	1,093 人
	5 年生	1,463 人	1,388 人	1,302 人	1,269 人	1,171 人	1,139 人
	6 年生	1,410 人	1,463 人	1,381 人	1,297 人	1,263 人	1,176 人

資料：守口市統計（各年度5月1日現在）

### ② もりぐち児童クラブの状況

もりぐち児童クラブは守口市内すべての小学校で実施しており、登録児童室と入会児童室の 2 つの区分があります。

登録児童室の利用者累計は、平成 21 年度の 163,322 人より減少し、平成 25 年度では 162,621 人となっています。

入会児童室の入会者数は、平成 22 年度以降増加傾向にあり、平成 26 年度で 729 人となっており、登録率（入会者数÷1～3 年生児童数）についても年々高くなっています。

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
開設か所数		18 か所	18 か所	18 か所	18 か所	18 か所	17 か所
児童数	1～6 年生	7,981 人	7,754 人	7,382 人	7,060 人	6,825 人	6,576 人
	1～3 年生	3,737 人	3,595 人	3,425 人	3,326 人	3,253 人	3,168 人
登録児童室 <sup>注1</sup>	登録者数	3,690 人	3,647 人	3,497 人	3,346 人	3,315 人	3,105 人
	利用者累計	163,322 人	163,921 人	159,977 人	160,560 人	162,621 人	—
入会児童室 <sup>注2</sup>	入会者数	666 人	661 人	682 人	697 人	704 人	729 人
	登録率	17.8%	18.4%	19.9%	21.0%	21.6%	23.0%

資料：守口市統計（各年度5月1日現在）

（注1）登録児童室は1～6年生の児童および保護者が同伴する3歳以上の幼児を対象としています。

（注2）入会児童室は1～3年生の児童で、放課後など保護者が就労または疾病その他の事由（月 15 日以上かつ、その状態が3か月以上続く。）で保護育成することができない児童を対象としています。

### ③ 不登校児童数、いじめの報告（国への報告）件数

不登校児童数は平成 23 年度の 37 人が最も多く、平成 25 年度では 30 人となっています。  
いじめ報告件数は平成 24 年度の 9 件が最も多く、平成 25 年度では 4 件となっています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
不登校児童数	22 人	22 人	37 人	17 人	30 人
いじめの報告件数（国への報告）	4 件	5 件	6 件	9 件	4 件

資料：文科省「児童生徒の問題行動等状況調査」への報告

## （７）小学生の安全に関する状況

### ① 交通事故の被害件数

被害件数は平成 22 年度、平成 23 年度での 10 件が最も多く、平成 25 年度では 5 件となっています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
交通事故被害件数	5 件	10 件	10 件	7 件	5 件

資料：小・中学校報告書

### ② 恐喝・脅し・痴漢の被害件数

被害件数は平成 21 年度の 22 件をピークにその後減少し、平成 25 年では 8 件となっています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
恐喝・脅し・痴漢の被害件数	22 件	5 件	10 件	8 件	8 件

資料：小・中学校報告書

## （８）子どもの虐待等の状況

### ① 子どもの虐待件数

0～18 歳未満の子どもに対する虐待は、平成 25 年度児童虐待件数の内訳を見ると、「ネグレクト※」が 145 件と最も多く、次いで「身体的虐待」が 46 件、「心理的虐待」が 23 件の順となっています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
虐待件数	162 件	196 件	150 件	164 件	216 件

資料：守口市児童虐待防止地域協議会資料

#### ■平成 25 年度子どもの虐待件数の内訳

	身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待	合計
0～3 歳未満	13 件	4 件	52 件	0 件	69 件
3 歳～就学前	17 件	8 件	35 件	1 件	61 件
小学生	16 件	8 件	35 件	0 件	59 件
中学生	0 件	3 件	13 件	1 件	17 件
高校・その他	0 件	0 件	10 件	0 件	10 件
合計	46 件	23 件	145 件	2 件	216 件

資料：守口市児童虐待防止地域協議会資料

## ② 子育て支援課相談係への相談（家庭児童相談）件数

相談件数は平成 24 年度に 500 件を超え、平成 25 年度では 573 件となっています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年	平成 24 年度	平成 25 年度
相談件数	354 件	474 件	407 件	522 件	573 件
延べ相談件数	4,075 件	4,451 件	3,502 件	4,897 件	4,525 件

資料：守口市統計

## 6. こんな時の行政サービス等

### (1) 夜間・休日に子どもが急病となった時の連絡先

■ 夜間・休日にご利用いただける診療所 (夜…夜間に利用可 休…休日に利用可)

内科・小児科		診療受付時間	
守口市休日応急診療所（内科・小児科） 住所：守口市大宮通1-13-7 市民保健センター1階 ☎：06-6998-9970	休	土曜日	18：00～20：30
		日曜日・祝日	10：00～12：00、13：30～16：30 18：00～20：30
北河内夜間救急センター（小児科） 住所：枚方市禁野本町2-13-13 枚方市立保健センター4階 ☎：072-840-7555	夜 休	毎日 (365日対応)	受付時間 20：30～翌日5：30 診療時間 21：00～翌日6：00
大阪市中央急病診療所（内科・小児科） 住所：大阪市西区新町4-10-13 ☎：06-6534-0321	夜 休	平日	22：00～翌日5：30
		土曜日	15：00～翌日5：30
		日曜日・祝日	17：00～翌日5：30
歯科		診療受付時間	
守口市休日応急診療所（歯科） 住所：守口市大宮通1-13-7 市民保健センター1階 ☎：06-6998-9945	休	日曜日・祝日	10：00～11：30、13：00～16：30
大阪府歯科医師会 夜間緊急歯科診療所 住所：大阪市天王寺区堂ヶ芝1-3-27 ☎：06-6774-2600	夜 休	毎日 (365日対応)	21：00～翌日3：00

(注) 365日対応と記載のあるもの以外は、年末年始は受付時間が異なります。

■ 判断に迷ったときはこちら！ (☆ただし、緊急時はすぐに「119番」!!!)

救急相談窓口「救急安心センターおおさか」		～ 突然の病気やケガで困ったら ～
■ 24時間365日体制で、市民からの救急医療相談を「相談員」「看護師」「医師」が対応します。 ☎：固定電話 (プッシュ回線)・携帯電話・PHSからは #7119 へコール ☎：固定電話 (ダイヤル回線)・IP電話からは 06-6582-7119 へコール		
小児救急電話相談		～ 子どもの急な病気に困ったら ～
■ 20：00～翌日8：00に、小児科医の支援体制のもと「看護師」が相談に応じます。 ☎：固定電話 (プッシュ回線)・携帯電話・PHSからは #8000 へコール ☎：固定電話 (ダイヤル回線)・IP電話からは 06-6765-3650 へコール		
大阪府医療機関情報システム・守口市門真市消防組合消防本部		～ 救急病院を探すなら ～
■ 大阪府医療機関情報システムのホームページで救急病院が探せます。(www.mfis.pref.osaka.jp) また、24時間365日体制でお電話での問い合わせにも対応します。 ☎：06-6693-1199 大阪府救急医療情報センターへコール ■ 守口市門真市消防組合消防本部では、対応可能な救急病院を24時間365日体制でお伝えします。 ☎：06-6906-1122 守口市門真市消防組合消防本部へコール		

## (2) 子どもや子育ての相談窓口

### ■ どこへ相談してよいかわからないときはまずこちら！

利用者支援事業	
保育・幼稚園課 <b>☎</b> ：未定	■ 子育てに関する相談の総合窓口です。子育てに関することで、どこへ相談してよいかわからないという場合にご利用ください。     ■ 教育・保育に関する情報や地域子ども・子育て支援事業等に関する情報等の提供を行い、必要なサービスが円滑に利用できるよう支援します。

(注) 平成 27 年度より設置予定です。

### ■ こんな時！の子育て相談

#### ☆ 0～18 歳までの子どものことで相談したい！

子どもについての悩みや問題について相談をしたいとき	
子育て支援課 相談係 ☎：06-6992-1655	■ 子育ての不安やしつけに悩むなど、子どもに関する様々な問題についての相談を電話や来所で受け付けています。    ■ 悩みはひとりで抱え込まずに相談ください。    ■ 児童虐待の通告・相談の窓口です。
大阪府 中央子ども家庭センター ☎：072-828-0161	
少年の非行問題等について相談したいとき	
枚方少年サポートセンター ☎：072-843-2000	■ 少年の問題行動等に関する相談に応じ、少年の非行防止や犯罪被害防止のため、助言や指導、立ち直り支援活動等を行っています。
障がいのある子どもの発達や福祉サービスについての相談をしたいとき	
市立わかくさ・わかすぎ園 ☎：06-6996-0050	■ 在園児に限らず、障がいのある子どもの発達や福祉サービスの利用等について相談・情報提供を行っています。

#### ☆ 就学前の子どものことで相談したい！

子どもの健康や言葉の遅れなど発達に関することの相談をしたいとき	
市民保健センター <b>☎</b> ：06-6992-2217	■ 子どもの健康のことや言葉の遅れなどの発達に関することで不安があるときなどに、電話や来所で相談を受け付けています。
子育てに困ったときの相談をしたいとき	
認定こども園 幼稚園 保育所 <b>☎</b> ：(各施設の連絡先は「P118」へ)	■ 各園で、在園児に限らず園庭開放などの機会を通して、子育て相談を行っています。     ■ 私立認定こども園や私立保育園では、スマイルサポーターを配置し、地域の子育て家庭への相談活動の充実を図っている園もあります。     ■ 私立幼稚園では、教育相談や臨床心理士によるカウンセリング等を行っている園もあります。
守口市子育て支援センター <b>☎</b> ：06-6995-7833	■ 子育てに困ったときや悩みがあるときなどに、子育てアドバイザーが面談や電話、FAX、メール等で相談に応じます。     ■ 必要に応じて専門相談員が対応します。(予約制です。休業日は FAX やメールで相談を受け付けています。)

☆ 小・中学生の子どものことで相談したい！

いじめや不登校など、教育に関する相談をしたいとき	
守口市教育センター ☎：06-6997-0703	■ 小・中学生や保護者等を対象にいじめや不登校、学習、特別支援教育等に関する相談を電話やメールで受け付けています。     ■ 相談内容により、教育専門相談やスクールカウンセラーなどの臨床心理士等が対応する相談、また、学生フレンドや適応指導教室といった支援にもつなげます。
電話相談 ☎：06-6992-6346	■ 相談のための専用ダイヤルです。
いじめホットライン ☎：06-6992-0177	■ いじめについての相談に特化した専用ダイヤルです。
メール相談 soudan@moriguchi-osk.de.jp	■ 電話で相談しにくいという場合には、メールでの相談も受け付けています。返信には日数がかかることもあります。
教育専門相談（要予約）	■ 相談の内容により、臨床心理士や家族療法家等の専門相談員が対応いたします。
スクールカウンセラー	■ 各中学校区に配置された臨床心理士の資格を持つスクールカウンセラーが相談に対応します。     ■ お問い合わせは、各小・中学校でも受け付けています。
学生フレンド	■ 心の悩みや不安で、外出や登校がしにくい小・中学生に対して、学生フレンド（学生ボランティア）が週一回程度家庭訪問等を行い、話し相手・相談相手となって、学校復帰に向けての支援を行います。     ■ お問い合わせは、各小・中学校でも受け付けています。
適応指導教室	■ 心理的又は情緒的な原因により登校できない状況にある、不登校で悩む小・中学生の援助を行います。     ■ 適応指導教室の専門指導員が一人一人にあった支援プログラムを組み、指導にあたります。在籍する学校とのつながりを大切に、出席の取り扱いや学校復帰のための支援方法について学校と話し合いを行います。

■ 虐待を受けているかもしれない子どもを見つけたときはこちら！！

児童虐待に関する相談・通告先はこちら
■ 虐待と思われる子どもがいたら…、子育てに悩む親がいたら…、ご自身が出産や子育てに悩んだら…、すぐにご連絡ください。（匿名での連絡も可能です。秘密は守られます。）     ■ 平日      ☎：06-6992-1655 子育て支援課 相談係へコール（9：00～17：30 で対応）     ☎：072-828-0190 大阪府中央子ども家庭センターへコール（9：00～17：45 で対応）           ■ 夜間・休日（平日 17：45～翌日 9：00 および土曜日・日曜日・祝日 24 時間体制で対応）      ☎：072-295-8737 大阪府中央子ども家庭センターへコール           ■ 24 時間 365 日体制      ☎：0570-064-000 児童相談所全国共通ダイヤルへコール     ☎：06-6943-7076 チャイルドレスキュー110 番（大阪府警本部）へコール

### (3) こんな時の子育て情報や子育てサービス

#### ■ 認定こども園、幼稚園、保育所および地域型保育事業についての情報が知りたい！

認定こども園、保育所および地域型保育事業について	～ 保育・幼稚園課 保育係 へ～
「保育所等入所（園）案内」（守口市のホームページに掲載しています。）       ■ 守口市内の認定こども園、保育所および地域型保育事業の施設・入所（園）・利用に関する情報を掲載しています。案内は、保育・幼稚園課や守口市子育て支援センターに備えてあります。       ☎：06-6992-1637 保育・幼稚園課 保育係へコール（各施設の連絡先は「P118」へ）	
公立幼稚園について	～ 保育・幼稚園課 幼稚園係 へ ～
「市立幼稚園園児入園案内」（守口市のホームページに掲載しています。）       ■ 守口市内の公立幼稚園の施設・入園に関する情報を掲載しています。案内は、保育・幼稚園課の窓口および各公立幼稚園に備えてあります。       ☎：06-6992-1658 保育・幼稚園課 幼稚園係へコール（各施設の連絡先は「P118」へ）	
私立幼稚園について	～ 各私立幼稚園 へ ～
「私立幼稚園ガイドブック」（大阪府私立幼稚園連盟のホームページ <a href="http://www.kinder-osaka.or.jp">www.kinder-osaka.or.jp</a>）       ■ 私立幼稚園（守口市・門真市・大東市・四條畷市）の施設・入園・利用に関する情報を掲載しています。ガイドブックは、各私立幼稚園や保育・幼稚園課、守口市子育て支援センター、守口市内の小児科・歯科の診療所等に備えてあります。       ☎：問い合わせは各私立幼稚園へコール（各施設の連絡先は「P118」へ）   ☆私立幼稚園に就園する園児の保護者に対する補助金があります。   「私立幼稚園等就園奨励費補助金」       ■ 現行制度では、市内に在住する者のうち、私立幼稚園等に就園する満3歳児、3～5歳児の保護者を対象に、保護者の所得に応じて保育料および入園料の一部を補助します。なお、補助金交限度額が実際に支払った保育料および入園料を上回るときは、当該支払額が限度となります。       ☎：06-6992-1658 保育・幼稚園課 幼稚園係へコール   「私立幼稚園保護者補助金」       ■ 現行制度では、市内に在住する者のうち、市内の私立幼稚園に在園する4・5歳児の保護者を対象に補助します。なお、補助金には交付限度額があります。       ☎：06-6992-1658 保育・幼稚園課 幼稚園係へコール	

#### ■ 子どもを一時的に預かって欲しい！

ファミリー・サポート・センター事業
■ 子どもを一時的に預かってほしい人（依頼会員）と子どもを預かることができる人（協力会員）が会員となり、両者の希望をセンターが調整して、会員同士が育児の援助活動を行っています。     ■ 保護者が就労や病気等により一時的に預かって欲しい時だけでなく、認定こども園や幼稚園、保育所、習い事等への送迎にもご利用いただけます。ただし、子どもが病気のときはご利用いただけません。     ■ 対象年齢…生後3か月から小学校3年生まで       利用料金…平日7：00～20：00 1時間あたり700円   土日祝や年末年始、上記以外の時間帯 1時間あたり800円   受付日時…月曜日～土曜日9：00～17：00（祝日・年末・年始を除く）   ☎：06-6995-7877 もりぐちファミリー・サポート・センターへコール

■ 子育て中の人同士で交流したい！子どもが安全に遊べる場所を知りたい！

地域子育て支援拠点事業		～ 就学前の子とその保護者の交流の場 ～
■ 地域子育て支援拠点事業では、子育て中の親が出会い、情報交換や相談ができる場となっており、子育てに関する情報提供や子育て講座や講演会などを行っています。     ■ 守口市内では、守口市子育て支援センター、一乗寺学園、土居ひまわり保育園、八雲中しろはと保育園および錦保育園が地域子育て支援拠点となっています。       ☎：06-6995-7833 守口市子育て支援センターへコール（各施設の連絡先は「P118」へ）		
子育てサークル		～ 就学前の子とその保護者の交流の場 ～
■ 守口市内には公民館や会館などを拠点にお母さんたちが自主的に集まって独自の工夫をこらした活動をしている子育てサークルがあり、子ども同士を遊ばせながら、子育てについての情報交換等を行っています。     ■ 子育てサークルの情報は、子育て支援センター内の情報コーナーの掲示板や「子育て支援センター機関紙0歳からの子育てつうしん『もりっこ』」に掲載しています。       ☎：06-6995-7833 守口市子育て支援センターへコール		
市立児童センター		～ 3歳以上の幼児とその保護者の交流および小学生の遊び場 ～
■ 地域社会における子どものレクリエーションセンターとして、子どもに健全で楽しい遊び場を提供し、心身の発達向上を図り、子どもの健やかな育ちを支援するための施設です。     ■ 対象年齢…保護者が同伴する3歳以上の幼児および小学生       開館日時…毎週月曜日～土曜日 10：00～17：00（日曜日・祝日・年末年始は休館）   住所：守口市金田町1-4-1   ☎：06-6902-1006 市立児童センターへコール		

■ 就学前の子どもと一緒に出かけるときに知っておきたい公立施設の状況

施設 設備	守口市役所	市立わかさ・わかすぎ園	市民保健センター	守口市子育て支援センター	市立児童センター	ムーブ 21 (生涯学習情報センター)	エナジーホール (守口文化センター)	もりぐち歴史館「旧中西家住宅」	大日駅前交通広場トイレ	三郷公民館	西部公民館	東部公民館	南部公民館	錦公民館	庭窪公民館	庭窪公民館分室	北部公民館	八雲東公民館
授乳スペース	○	○	○		○	○												
ベビーベッド	○	○	○	○		○	○		○	○	○		○		○		○	○
幼児コーナー						○	○				○	○	○	○		○	○	○
おむつ交換台	○	○	○			○	○	○	○									
幼児用便器		○	○		○		○	○	○									
トイレ内乳児イス		○	○						○									
乳母車置き場			○		○	○												

(4) 教育・保育施設等の連絡先

公立保育所		☎
東部	大久保保育所	06-6902-1400
	梶保育所	06-6902-0383
	金田保育所	06-6902-1170
	佐太保育所	06-6902-1160
	藤田保育所	06-6903-8406
中部	外島保育所	06-6997-0484
	西保育所	06-6991-2901
	八雲東保育所	06-6909-3344
南部	大宮保育所	06-6996-2070
	北寺方保育所	06-6998-7424
	寺方保育所	06-6996-9381
	南保育所	06-6993-8845
	あおぞら保育所	未定

小規模保育事業所		☎
東部	グレース保育園	06-6901-8880
	とも共同保育所 ともっこ園	06-6901-2377
中部	コスモス共同保育所	06-6992-7249
	大日サンフレンズ保育園	06-6905-8776
	武下家庭保育所	06-7501-4466
	ナースリーさくら	06-6993-3553
南部	ひよどり保育園	06-6993-1125
	くろしお保育園	06-6996-1177

寺方保育所と南保育所が統合し、  
平成27年6月よりあおぞら保育所が  
開所予定です。

私立認定こども園		☎
東部	一乗寺学園 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">地</span>	06-6901-2400
	大阪国際大和田幼稚園	06-6902-7329
	白ばら保育園	06-6902-2250
	たちばな東保育園	06-6901-2763
	守口中央保育園	06-6901-0521
	らいこうじ学園	06-6902-3173
中部	土居ひまわり保育園 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">地</span>	06-6991-2441
	御幸幼稚園	06-6991-1822
	八雲中しろはと保育園 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">地</span>	06-6909-0061
南部	高瀬ひまわり保育園	06-6991-0301
	寺内さくら保育園	06-6991-0497
	錦保育園 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">地</span>	06-6997-4008
	橋波保育園	06-6998-5321

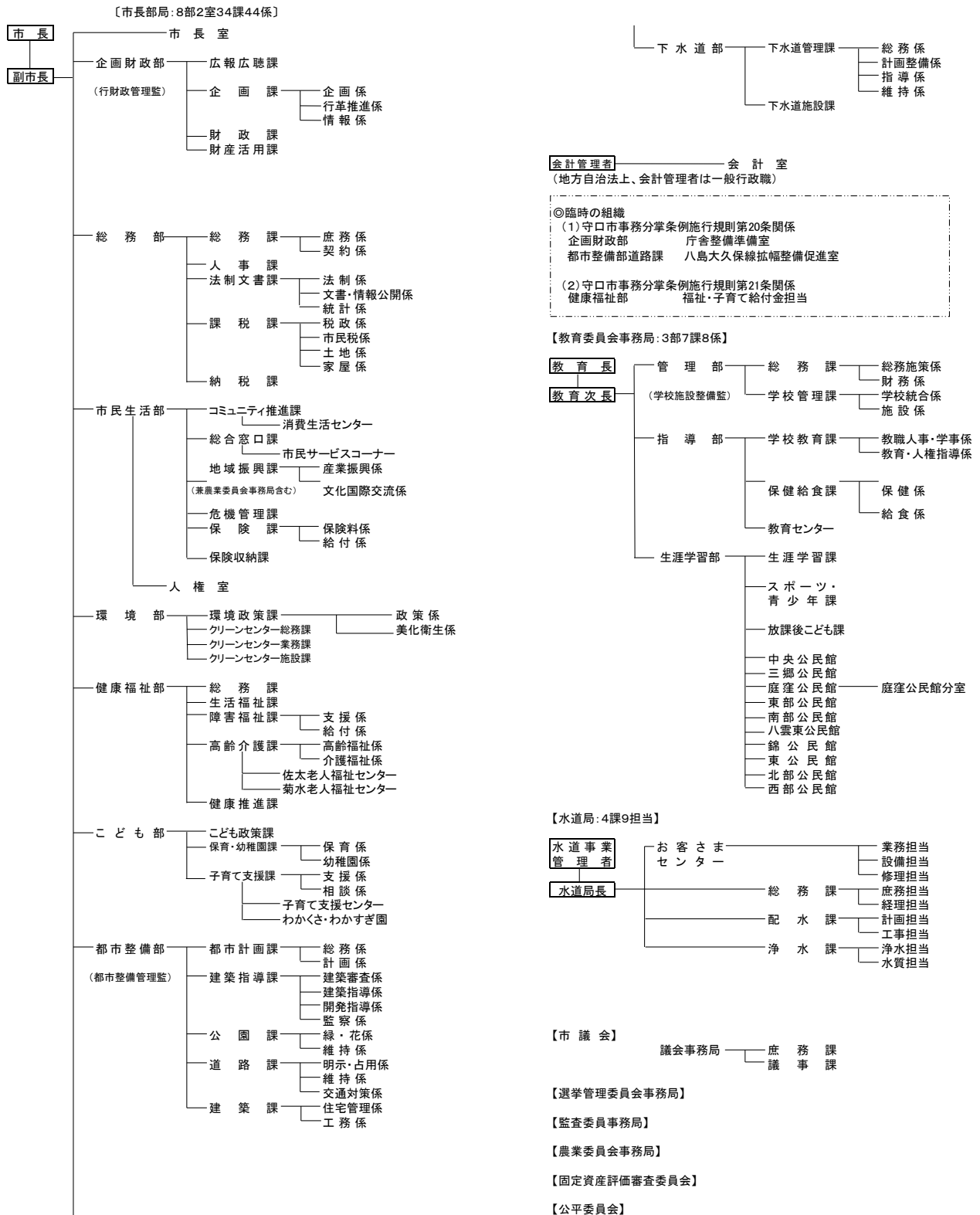
(地…地域子育て支援拠点事業を実施)

公立幼稚園		☎
東部	おおくぼ幼稚園	06-6902-1163
	とうだ幼稚園	06-6903-0226
	にわくぼ幼稚園	06-6902-0700
中部	やくも幼稚園	06-6992-3000
南部	とうこう幼稚園	06-6992-0800

私立幼稚園		☎
東部	金田幼稚園	06-6901-8873
	白百合幼稚園	06-6901-2881
中部	早苗幼稚園	06-6991-2595
	守口幼稚園	06-6992-0109
南部	三郷幼稚園	06-6991-1881
	寺方幼稚園	06-6992-7090
	守口東幼稚園	06-6996-8787

平成27年2月末現在

## 7. 守口市機構図（平成26年4月1日現在）



## 8. 守口市の子どもの人口実績と推計

### 【平成 22～26 年人口実績】

年齢		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
人口 実績	0 歳	1,088	1,059	1,022	975	1,027
	1 歳	1,163	1,109	1,050	1,044	1,002
	2 歳	1,134	1,151	1,082	1,061	1,036
	3 歳	1,165	1,115	1,126	1,082	1,040
	4 歳	1,124	1,147	1,104	1,123	1,076
	5 歳	1,148	1,118	1,145	1,093	1,102
	6 歳	1,195	1,142	1,111	1,134	1,064
	7 歳	1,205	1,194	1,137	1,109	1,123
	8 歳	1,313	1,210	1,182	1,136	1,092
	9 歳	1,335	1,320	1,210	1,176	1,133
	10 歳	1,421	1,329	1,313	1,211	1,170
	11 歳	1,498	1,416	1,321	1,307	1,216
	合計（0～11 歳）	14,789	14,310	13,803	13,451	13,081
	（1・2 歳）	2,297	2,260	2,132	2,105	2,038
	（3～5 歳）	3,437	3,380	3,375	3,298	3,218
	（0～5 歳）	6,822	6,699	6,529	6,378	6,283
	（6～11 歳）	7,967	7,611	7,274	7,073	6,798

資料：守口市統計（各年4月1日現在）

### 【平成 22～26 年人口実績に基づく人口推計】

年齢		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
人口 推計	0 歳	921	900	888	876	866
	1 歳	1,055	946	925	913	901
	2 歳	994	1,046	938	917	905
	3 歳	1,015	974	1,025	920	899
	4 歳	1,034	1,009	968	1,019	915
	5 歳	1,055	1,013	988	948	998
	6 歳	1,073	1,027	986	961	922
	7 歳	1,054	1,062	1,017	977	952
	8 歳	1,106	1,038	1,045	1,001	962
	9 歳	1,089	1,103	1,035	1,042	998
	10 歳	1,127	1,083	1,097	1,029	1,036
	11 歳	1,175	1,132	1,088	1,102	1,034
	合計（0～11 歳）	12,698	12,333	12,000	11,705	11,388
	（1・2 歳）	2,049	1,992	1,863	1,830	1,806
	（3～5 歳）	3,104	2,996	2,981	2,887	2,812
	（0～5 歳）	6,074	5,888	5,732	5,593	5,484
	（6～11 歳）	6,624	6,445	6,268	6,112	5,904

資料：守口市統計データより推計（各年4月1日現在）

## 9. ニーズ調査の結果

### (1) ニーズ調査の結果について

#### ① 掲載データについて

今回の調査項目のうち、主な調査結果のみを掲載している。

#### ② 結果の見方

- ・ 回答は、各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で示してある。小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%にならない場合がある。
- ・ 複数回答を求めた質問では、回答比率の合計が100.0%を上回る。なお、グラフに次のような表示がある場合、複数回答を依頼した質問である。

MA% (Multiple Answer) = 回答選択肢の中からあてはまるものをすべて選択する場合

- ・ 回答があっても、小数点第2位を四捨五入して0.1%に満たない場合は、図表には「0.0」と表記している場合がある。
- ・ 回答者数（n）が少ない場合は、比率の数字に偏りが生じやすく、厳密な比較をすることは難しいので、おおよその回答の傾向をみることになる。
- ・ グラフにおいて、コンピュータの入力の都合上、回答選択肢の見出しを簡略化している場合がある。
- ・ 割合の表記における「弱」や「強」などは、5割弱(47.0～48.9%)、約5割(49.0～51.0%)、5割強(51.1～53.0%)、5割台半ば(53.1～56.9%)としている。

#### ③ 前回調査との比較

今回の調査項目のうち、次世代育成支援後期行動計画の策定に際して平成21年度に実施したニーズ調査と同一の項目については、当該調査結果も合わせて表示している。

### (2) 回答者の属性

#### ① 回答者

##### 【就学前調査】

調査数	2,817	100.0%
お母さん	2,664	94.6%
お父さん	132	4.7%
その他	15	0.5%
無回答	6	0.2%

##### 【就学後調査】

調査数	390	100.0%
お母さん	355	91.0%
お父さん	31	7.9%
その他	3	0.8%
無回答	1	0.3%

## ②居住エリア

### 【就学前調査】

調査数	2,817	100.0%
東部エリア	1,087	38.6%
中部エリア	750	26.6%
南部エリア	944	33.5%
太子橋小学校	12	0.4%
無回答	24	0.9%

### 【就学後調査】

調査数	390	100.0%
東部エリア	141	36.2%
中部エリア	83	21.3%
南部エリア	164	42.1%
太子橋小学校	—	—
無回答	2	0.5%

## ③子どもの年齢

### 【就学前調査】

調査数	2,817	100.0%
0歳	344	12.2%
1歳	346	12.3%
2歳	337	12.0%
3歳	543	19.3%
4歳	627	22.3%
5歳	562	20.0%
無回答	58	2.1%

### 【就学後調査】

調査数	390	100.0%
小学1年生（6歳）	49	12.6%
小学2年生（7歳）	69	17.7%
小学3年生（8歳）	64	16.4%
小学4年生（9歳）	63	16.2%
小学5年生（10歳）	70	17.9%
小学6年生（11歳）	62	15.9%
無回答	13	3.3%

## ④子どもの同居状況（複数回答あり）

### 【就学前調査】

調査数（MA%）	2,817	100.0%
お父さんとお母さんと一緒に住んでいる	2,474	87.8%
お父さんと一緒に住んでいる（父子家庭）	24	0.9%
お母さんと一緒に住んでいる（母子家庭）	223	7.9%
おじいちゃんと一緒に住んでいる	147	5.2%
おばあちゃんと一緒に住んでいる	252	8.9%
おじいちゃんが近所に住んでいる	932	33.1%
おばあちゃんが近所に住んでいる	1,155	41.0%
その他	77	2.7%
無回答	15	0.5%

### 【就学後調査】

調査数（MA%）	390	100.0%
お父さんとお母さんと一緒に住んでいる	340	87.2%
お父さんと一緒に住んでいる（父子家庭）	6	1.5%
お母さんと一緒に住んでいる（母子家庭）	38	9.7%
おじいちゃんと一緒に住んでいる	30	7.7%
おばあちゃんと一緒に住んでいる	54	13.8%
おじいちゃんが近所に住んでいる	102	26.2%
おばあちゃんが近所に住んでいる	144	36.9%
その他	13	3.3%
無回答	2	0.5%

### (3) 保護者の就労状況

#### ①母親の就労状況

##### 【就学前調査】

調査数	2,793	100.0%
フルタイムで就労	674	24.1%
フルタイムで就労（産休・育休・介護休業中）	110	3.9%
パート・アルバイトなどで就労	862	30.9%
パート・アルバイトなどで就労（産休・育休・介護休業中）	63	2.3%
以前は働いていたが、今は就労していない	871	31.2%
これまで就労したことがない	172	6.2%
無回答	41	1.5%

##### 【就学後調査】

調査数	384	100.0%
フルタイムで就労	95	24.7%
フルタイムで就労（産休・育休・介護休業中）	2	0.5%
パート・アルバイトなどで就労	155	40.4%
パート・アルバイトなどで就労（産休・育休・介護休業中）	4	1.0%
以前は働いていたが、今は就労していない	97	25.3%
これまで就労したことがない	30	7.8%
無回答	1	0.3%

#### ②母親の就労希望

##### 【就学前調査】

調査数	925	100.0%
フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある	53	5.7%
フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない	242	26.2%
パート・アルバイトなどで働き続けることを希望	460	49.7%
パート・アルバイトなどをやめて子育てや家事に専念したい	60	6.5%
無回答	110	11.9%

##### 【就学後調査】

調査数	159	100.0%
フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある	9	5.7%
フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない	40	25.2%
パート・アルバイトなどで働き続けることを希望	99	62.3%
パート・アルバイトなどをやめて子育てや家事に専念したい	2	1.3%
無回答	9	5.7%

#### ③父親の就労状況

##### 【就学前調査】

調査数	2,594	100.0%
フルタイムで就労	2,482	95.7%
フルタイムで就労（育休・介護休業中）	6	0.2%
パート・アルバイトなどで就労	34	1.3%
パート・アルバイトなどで就労（育休・介護休業中）	-	-
以前は働いていたが、今は就労していない	37	1.4%
これまで就労したことがない	-	-
無回答	35	1.3%

##### 【就学後調査】

調査数	352	100.0%
フルタイムで就労	343	97.4%
フルタイムで就労（育休・介護休業中）	2	0.6%
パート・アルバイトなどで就労	2	0.6%
パート・アルバイトなどで就労（育休・介護休業中）	-	-
以前は働いていたが、今は就労していない	3	0.9%
これまで就労したことがない	1	0.3%
無回答	1	0.3%

#### ④ 母親の就労意向

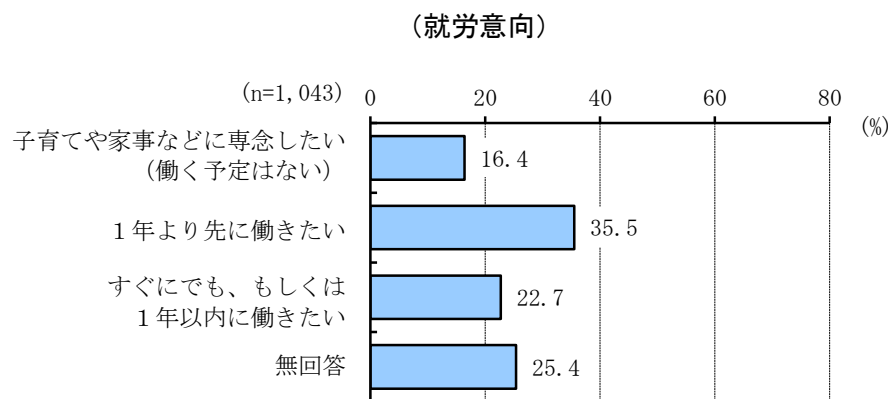
現在就労していない母親の今後の就労希望をみると、就学前、就学後調査とも、『働きたい』（「1年より先に働きたい」＋「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」）の割合が6割前後となっています。そのうち「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」の割合は、就学前調査で2割強、就学後調査で4割強となっています。

一番下の子どもが何歳頃に働きたいかについては、就学前、就学後調査とも「6歳以上」の割合が最も高く、特に就学後調査では約7割と高くなっています。

1年以内に就労したい人の希望する就労形態については、就学前、就学後調査とも「パートタイム・アルバイトなど」の割合が高く、就学前調査では7割台半ば、就学後調査では9割台半ばとなっています。

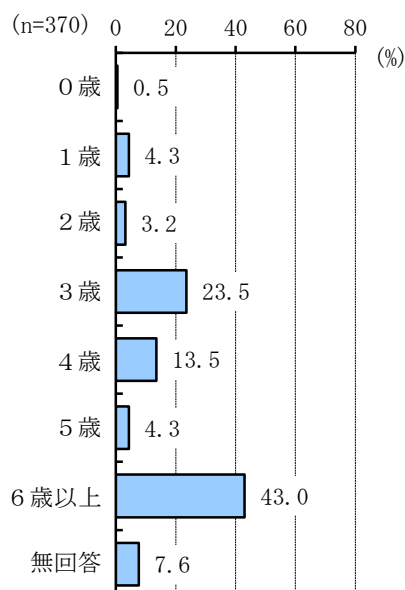
##### 【就学前調査】

※母親が就労していない人のみ回答



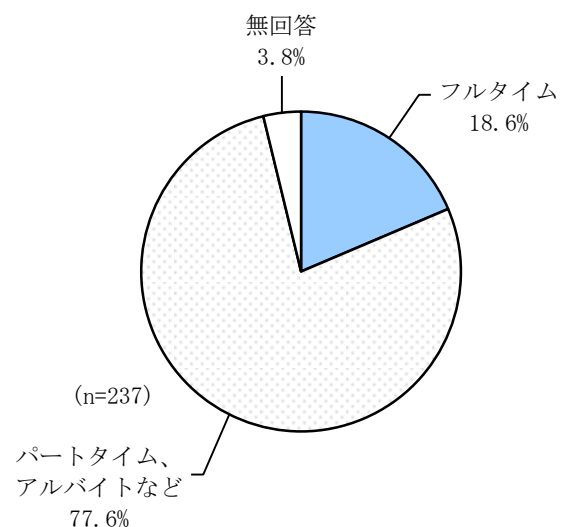
##### (一番下の子どもが何歳頃に働きたいか)

※1年以上先に就労したい人のみ



##### (希望する就労形態)

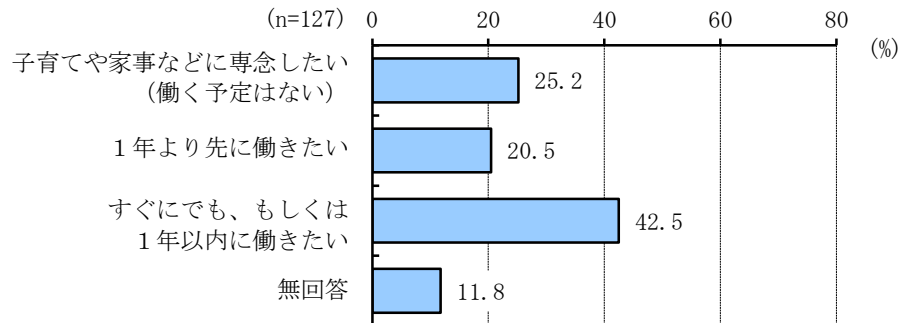
※1年以内に就労したい人のみ



# 【就学後調査】

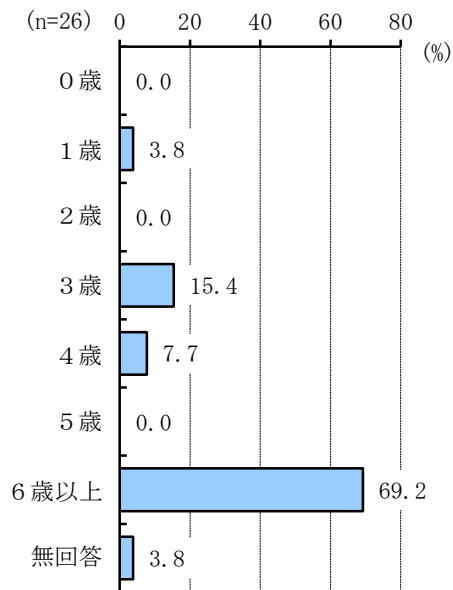
※母親が就労していない人のみ回答

## (就労意向)



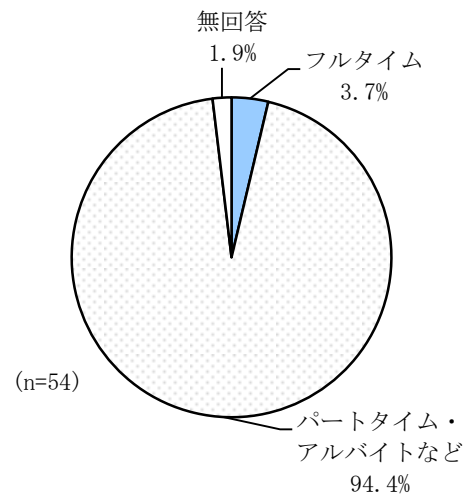
## (一番下の子どもが何歳頃に働きたいか)

※1年以上先に就労したい人のみ



## (希望する就労形態)

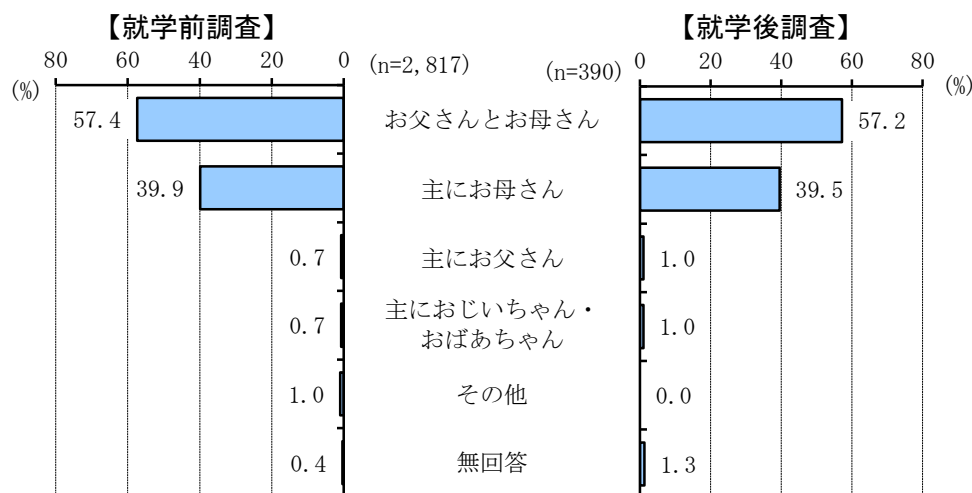
※1年以内に就労したい人のみ



#### (4) 子育ての状況

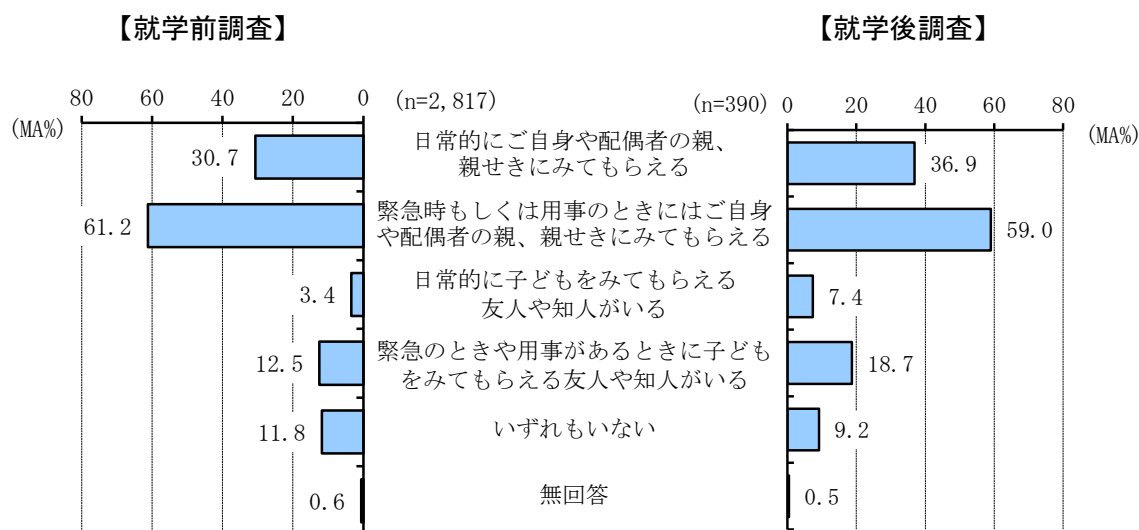
##### ① 主に子育てを行っている人

就学前、就学後調査とも、保護者の6割弱が「お父さんとお母さん」と回答しており、約4割が「主にお母さん」と回答しています。



##### ② 子どもをみてもらえる親族や友人・知人の有無

就学前、就学後調査とも「緊急時もしくは用事のあるときにはご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」の割合が最も高く、6割前後となっています。一方、「いずれもない」の割合は、就学前、就学後調査とも1割前後となっています。



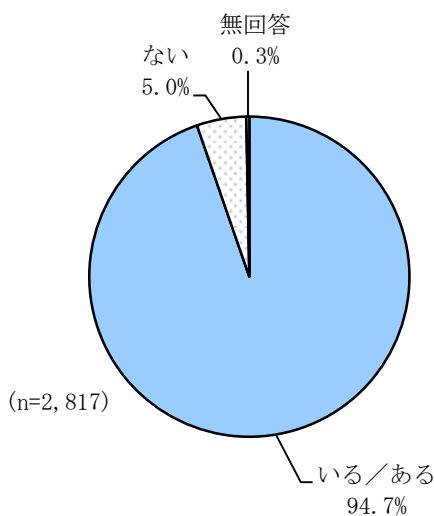
### ③ 子育てに関する相談相手・場所の有無、相談先

相談相手・場所の有無をみると、就学前、就学後調査とも、保護者の9割以上が「いる／ある」と回答しています。

相談先については、就学前、就学後調査とも、「配偶者」、「ご自身や配偶者の親、親せき、（同居している）家族」、「友人や知人」の割合が高くなっています。「配偶者」、「ご自身や配偶者の親、親せき、（同居している）家族」、「友人や知人」の割合を就学前、就学後調査で比べると、すべての項目において就学前調査の割合が高い傾向にあります。

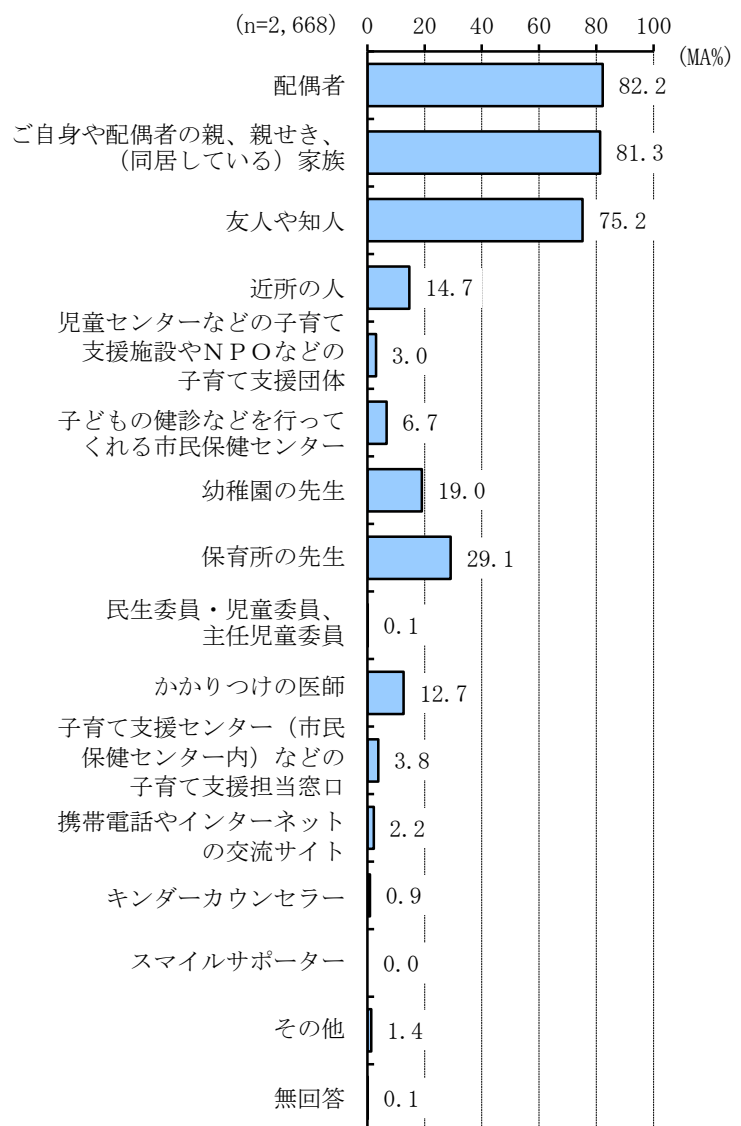
#### 【就学前調査】

（相談できる人・場所の有無）



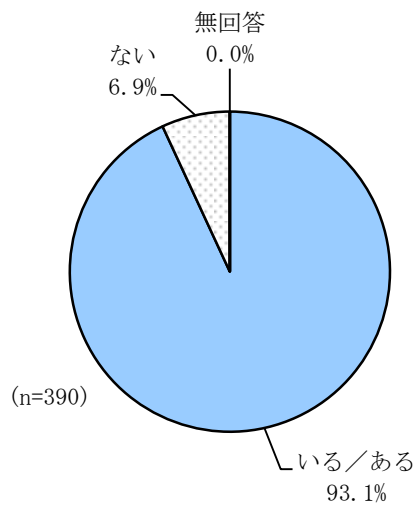
（相談先）

※相談先が「いる／ある」人のみ回答



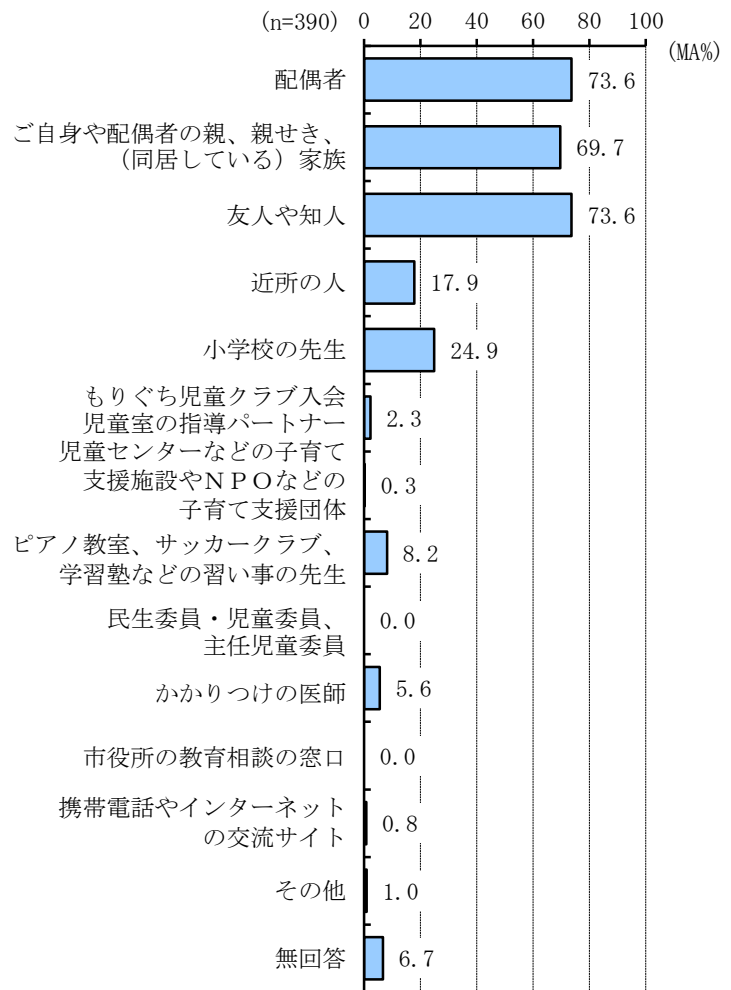
# 【就学後調査】

(相談できる人・場所の有無)



(相談先)

※相談先が「いる／ある」人のみ回答



#### (4) 定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望

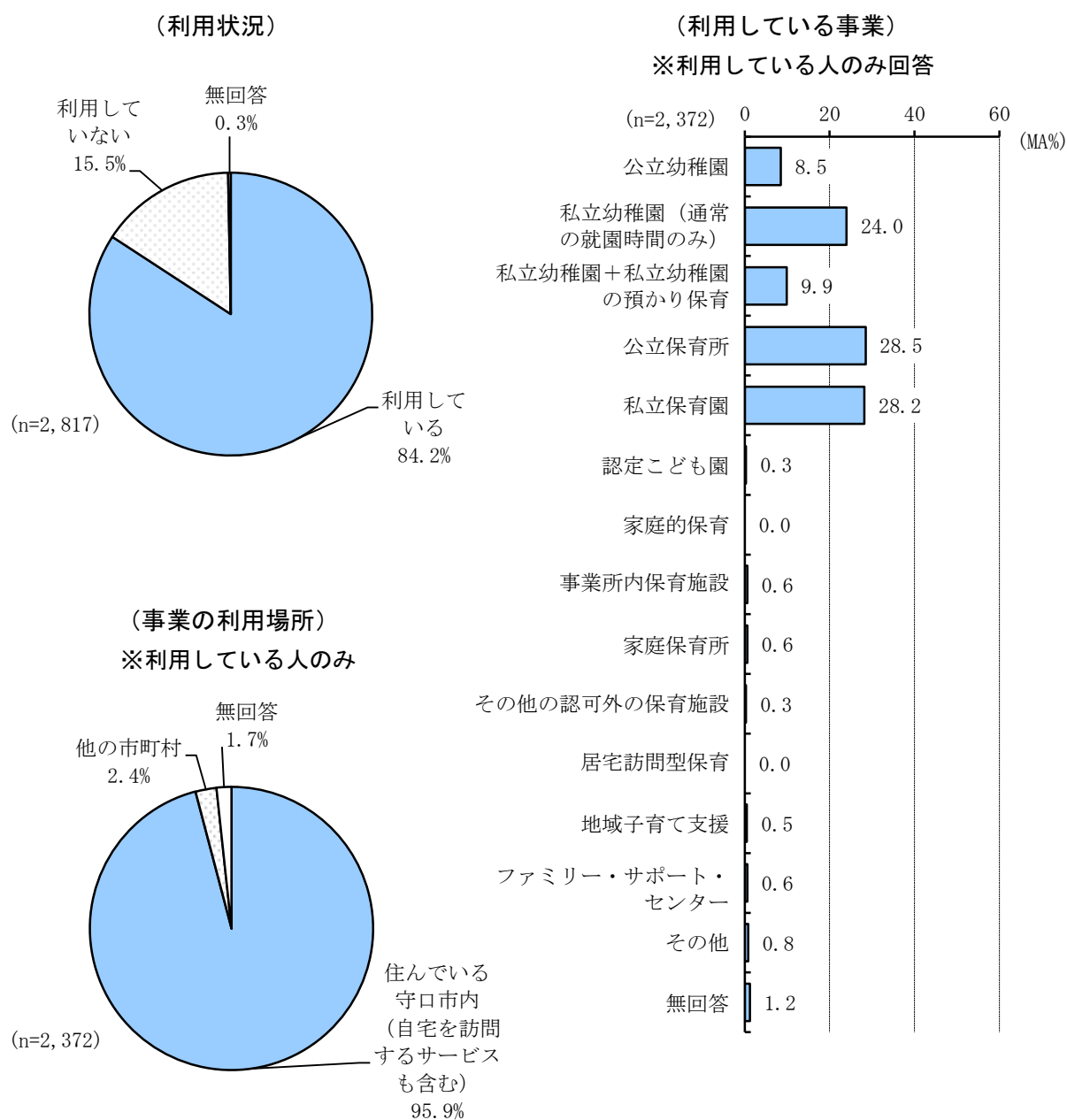
##### ① 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育事業の利用状況をみると、保護者の8割以上が「利用している」と回答しています。

利用している事業の内容については、「公立保育所」、「私立保育園」の割合が3割弱、「私立幼稚園（通常の就園時間のみ）」の割合が2割台半ばとなっています。

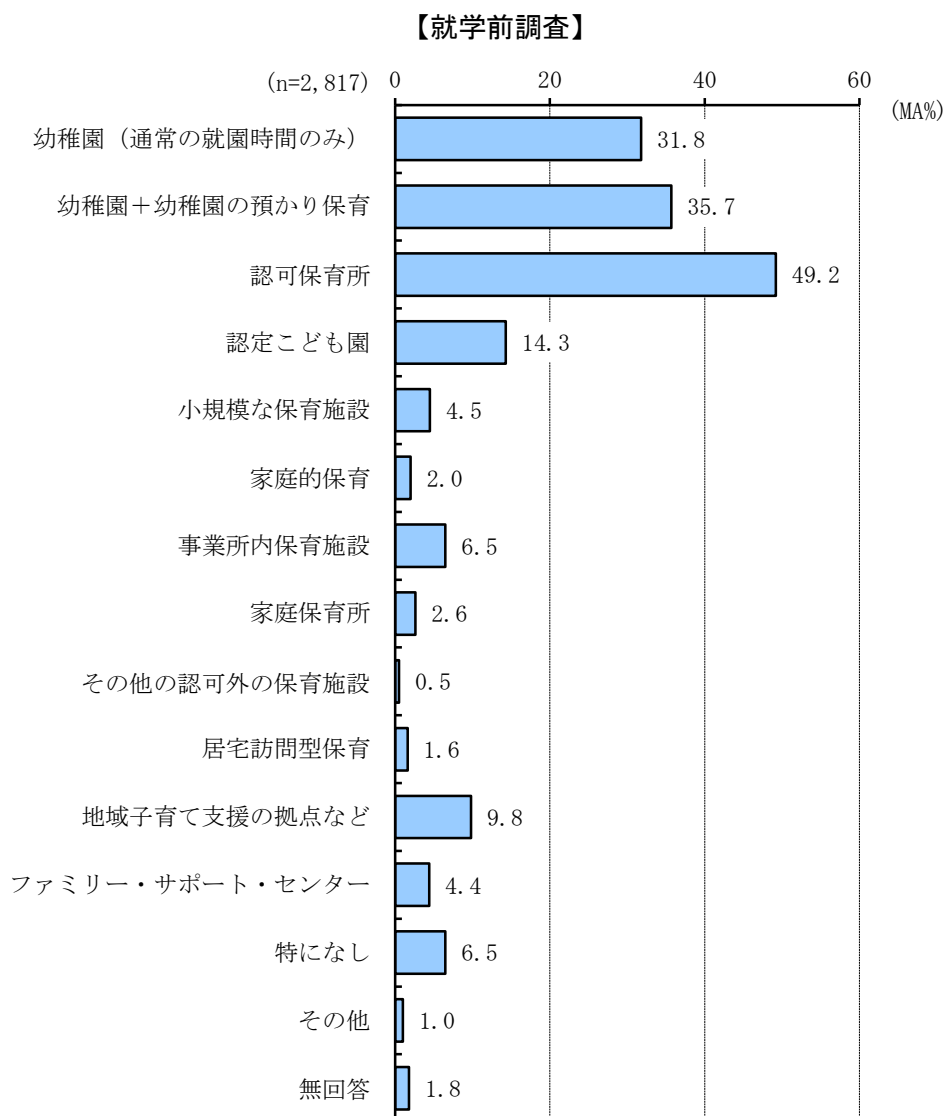
事業の利用場所については、保護者の9割以上が「守口市内」と回答しています。

##### 【就学前調査】



## ② 平日の定期的な教育・保育事業の利用希望

「認可保育所」の割合が約5割と最も高くなっています。次いで「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」の割合が3割半ば、「幼稚園（通常の就園時間のみ）」の割合が3割強となっています。



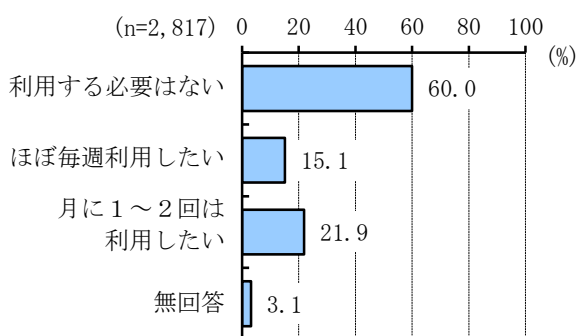
### ③ 土曜日、日曜・祝日、長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望

土曜日、日曜・祝日の利用希望をみると、『利用したい』（「ほぼ毎週利用したい」＋「月に1～2回は利用したい」）の割合は、土曜日が4割弱であるのに対し、日曜・祝日は1割台半にとどまっています。

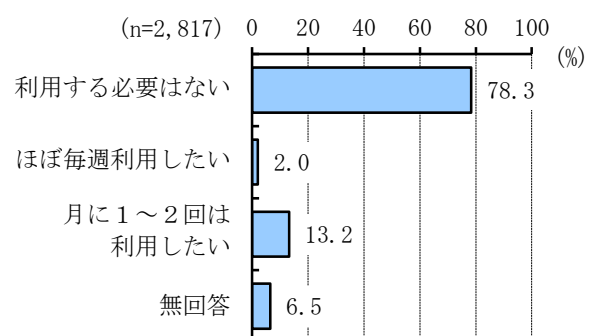
長期休暇中の利用希望については、『利用したい』（「休みの期間中、ほぼ毎週利用したい」＋「休みの期間中、週に数日利用したい」）の割合は4割台半ばとなっていますが、「休みの期間中、ほぼ毎週利用したい」の割合は1割未満と低くなっています。

#### 【就学前調査】

（土曜日の利用希望）

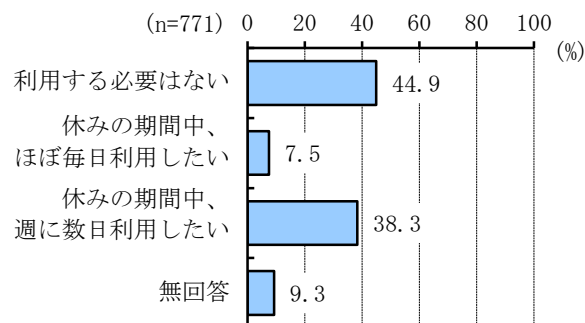


（日曜・祝日の利用希望）



（長期休暇中の利用希望）

※幼稚園を利用している人のみ回答



## (5) もりぐち児童クラブ入会児童室について

### ① もりぐち児童クラブ入会児童室の利用状況と利用希望

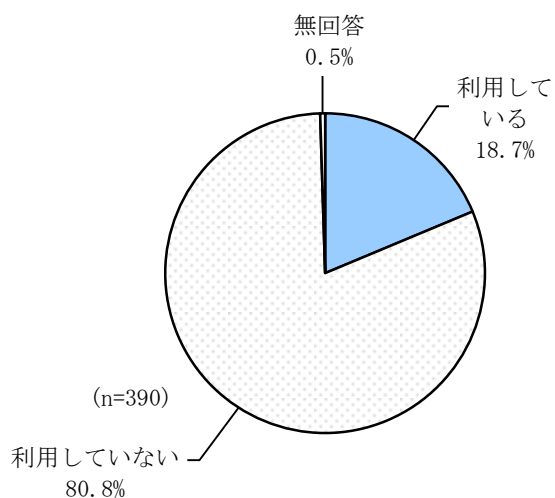
利用状況をみると、保護者の2割弱が「利用している」と回答しています。

利用している理由については、「保護者が働いている」の割合が7割台半ばと最も高くなっています。

利用希望についてみると、『利用したい』（「ほぼ毎週利用したい」＋「月に1～2回は利用したい」）の割合は、土曜日が3割台半ば、日曜・祝日が2割台半ばとなっています。

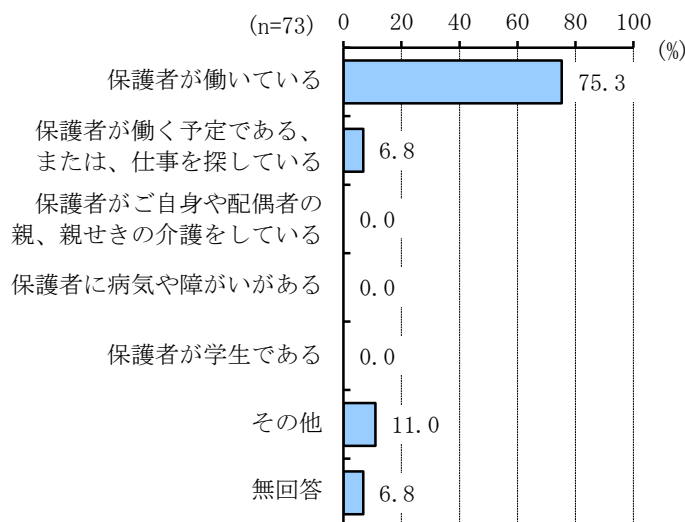
#### 【就学後調査】

(利用状況)



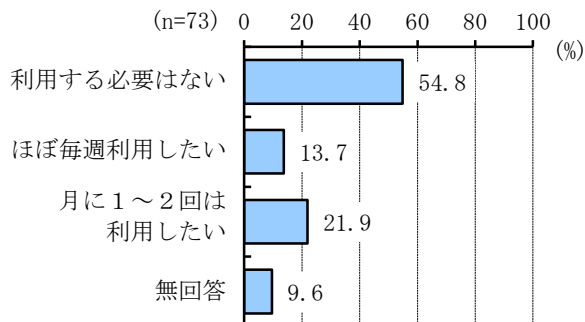
(利用している理由)

※利用している人のみ回答



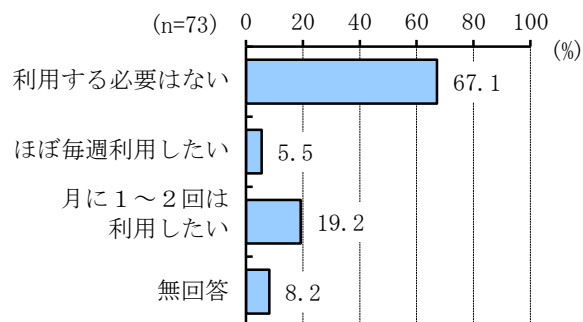
(土曜日の利用希望)

※利用している人のみ回答



(日曜・祝日の利用希望)

※利用している人のみ回答



## ② もりぐち児童クラブ入会児童室の利用希望

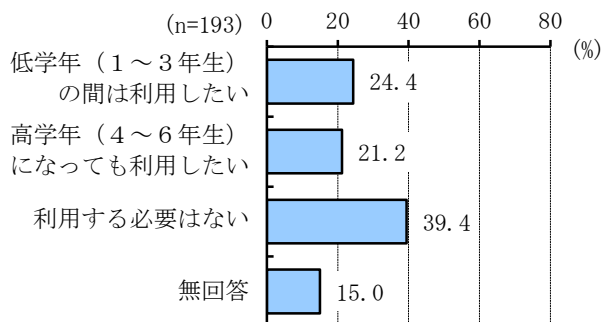
土曜日、日曜・祝日の利用希望をみると、土曜日、日曜・祝日のどちらとも「利用する必要はない」の割合が最も高く、土曜日が約4割、日曜・祝日が約6割となっています。利用を希望する割合についてみると、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」の割合はともに、土曜日では2割台、日曜・祝日では1割未満となっています。

一方、長期休暇中の利用希望については、「利用する必要はない」の割合が1割未満となっており、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」は約4割、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」の割合は3割強となっています。

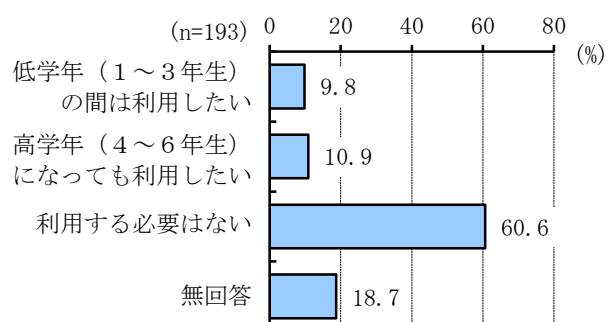
### 【就学前調査】

※就学後にもりぐち児童クラブ入会児童室を利用したい人のみ回答

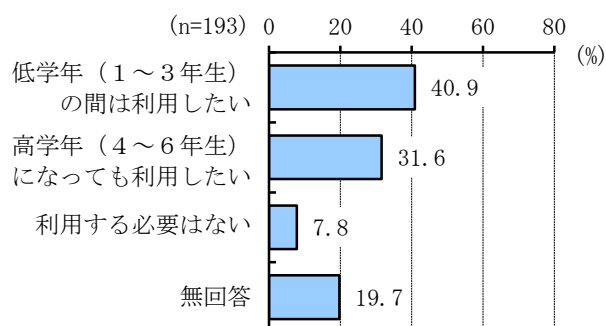
（土曜日の利用希望）



（日曜・祝日の利用希望）



（長期休暇中の利用希望）



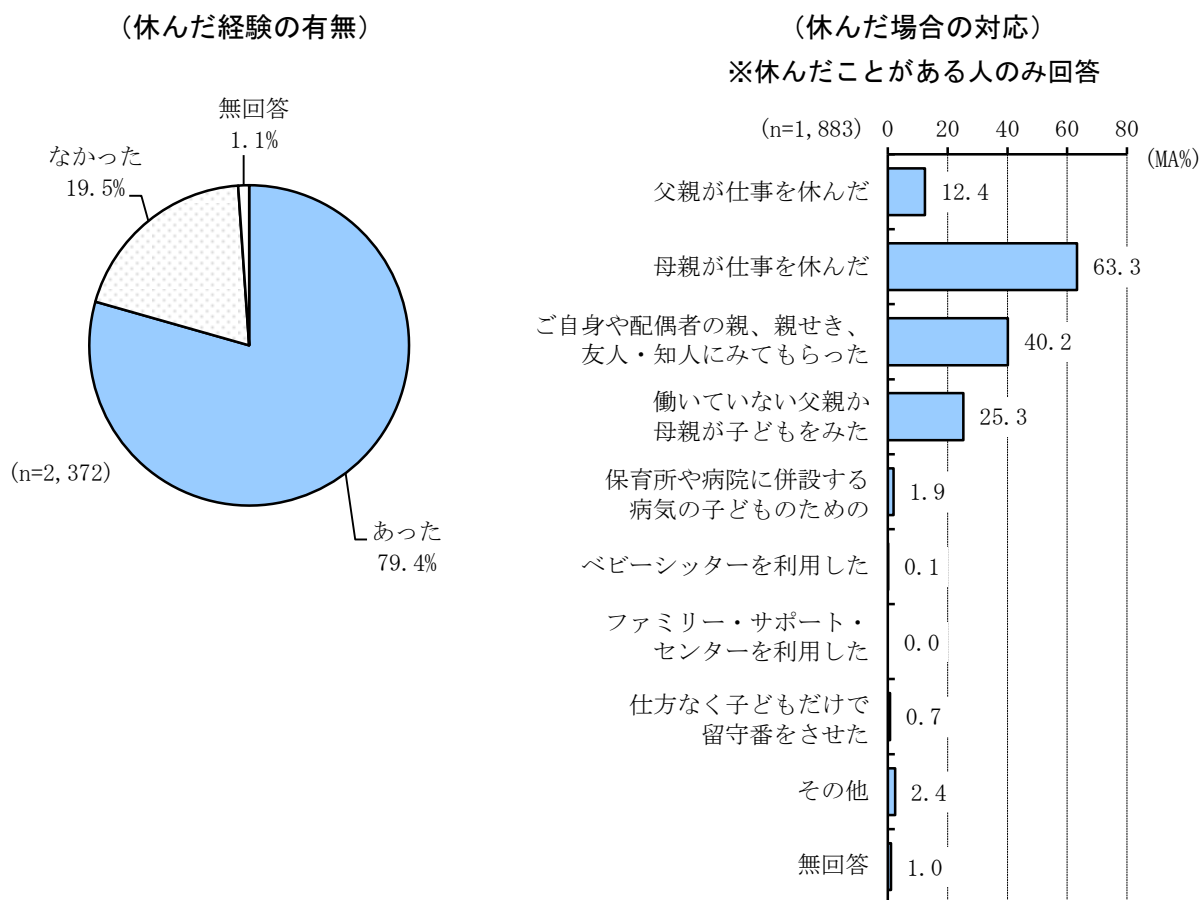
## (6) 病児・病後児保育について

### ① この1年間に子どもが病気・ケガで教育・保育事業や学校を休んだ経験の有無とその対応

休んだ経験の有無をみると、「あった」と回答した割合は、就学前調査が約8割、就学後調査が6割台半ばとなっています。

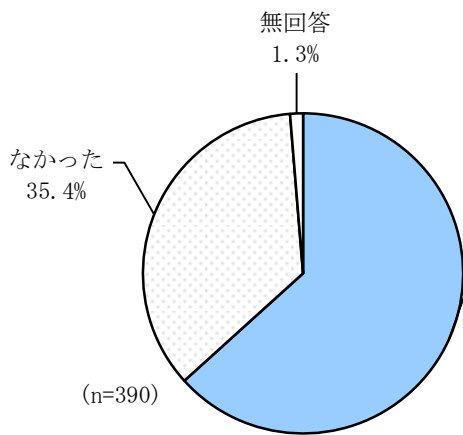
休んだ場合の対応については、就学前、就学後調査とも「母親が仕事を休んだ」の割合が最も高く、就学前調査では6割台半ば、就学後調査では4割台半ばとなっています。また、「仕方なく子どもだけで留守させた」の割合は、就学後調査で1割台半ばとなっています。

#### 【就学前調査】



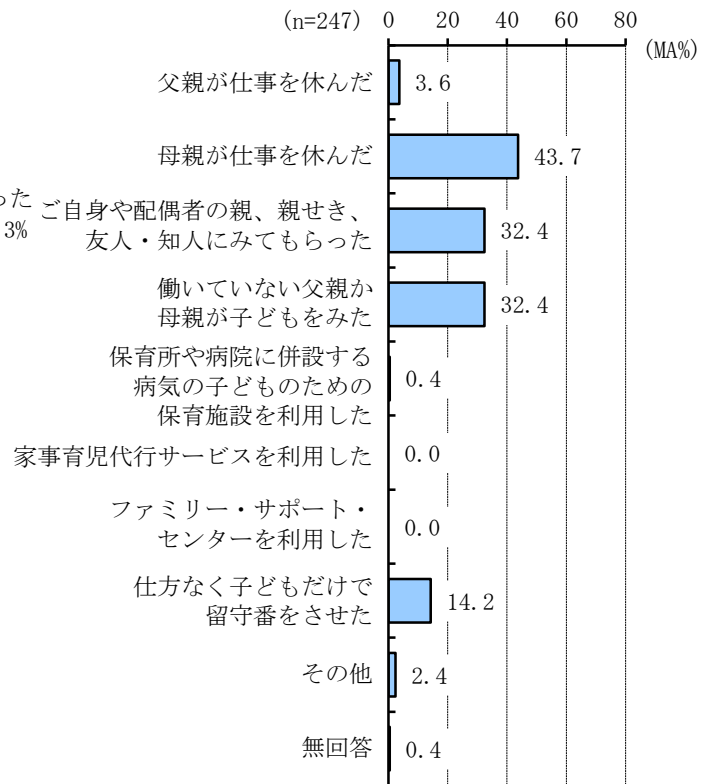
【就学後調査】

(休んだ経験の有無)



(休んだ場合の対応)

※休んだことがある人のみ回答

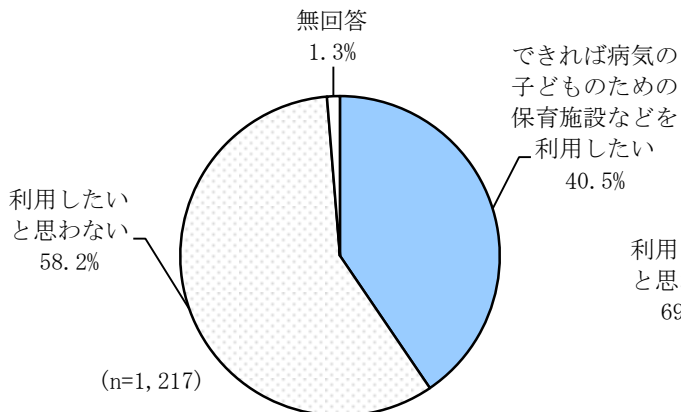


## ② 病児・病後児のための保育施設等の利用希望

就学前、就学後調査とも「利用したいと思わない」の割合が「できれば病気の子どものための保育施設などを利用したい」の割合を上回り、就学前調査では6割弱、就学後調査では約7割となっています。

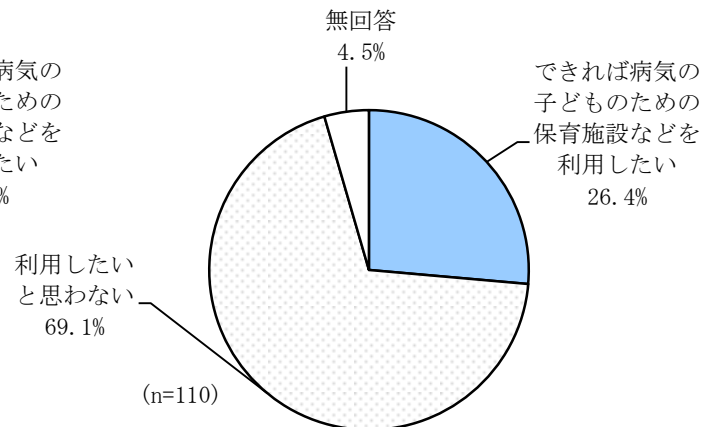
### 【就学前調査】

※父親もしくは母親が休んだ人のみ回答



### 【就学後調査】

※父親もしくは母親が休んだ人のみ回答

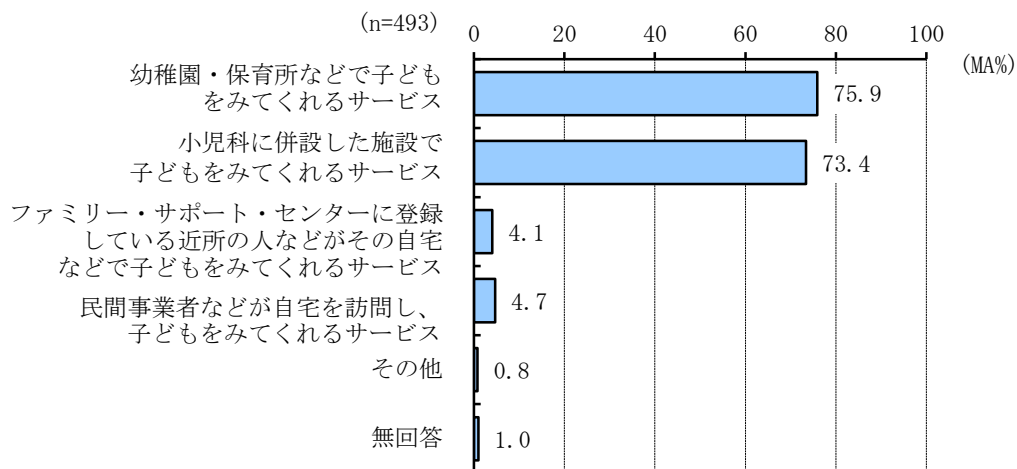


## ③ 病児・病後児保育事業として望ましい形態

「幼稚園・保育所などで子どもをみてくれるサービス」と「小児科に併設した施設で子どもをみてくれるサービス」の割合が7割台半ばとなっています。

### 【就学前調査】

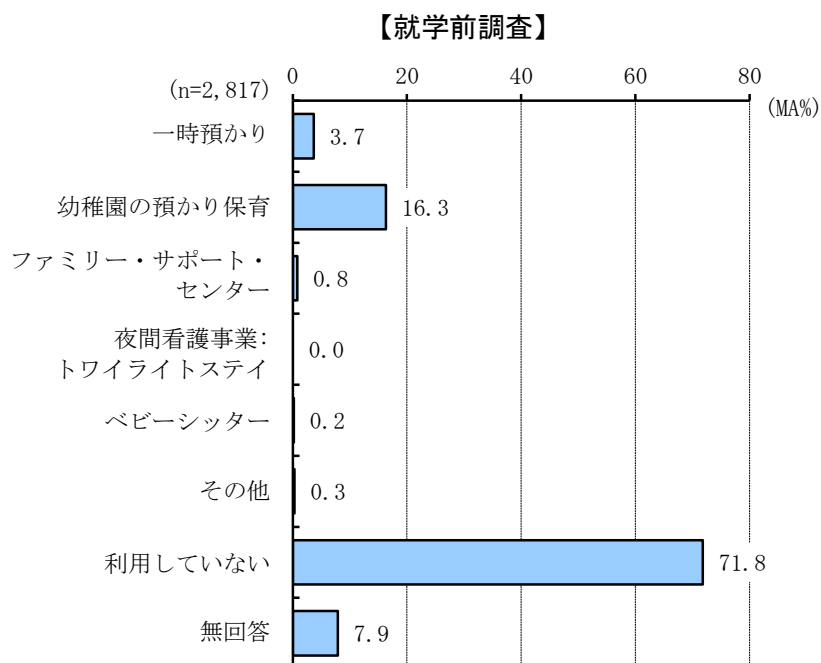
※父親もしくは母親が休んだ人のみ回答



## (7) 一時預かりについて

### ① この一年間に不定期に子どもを預かる事業の利用状況

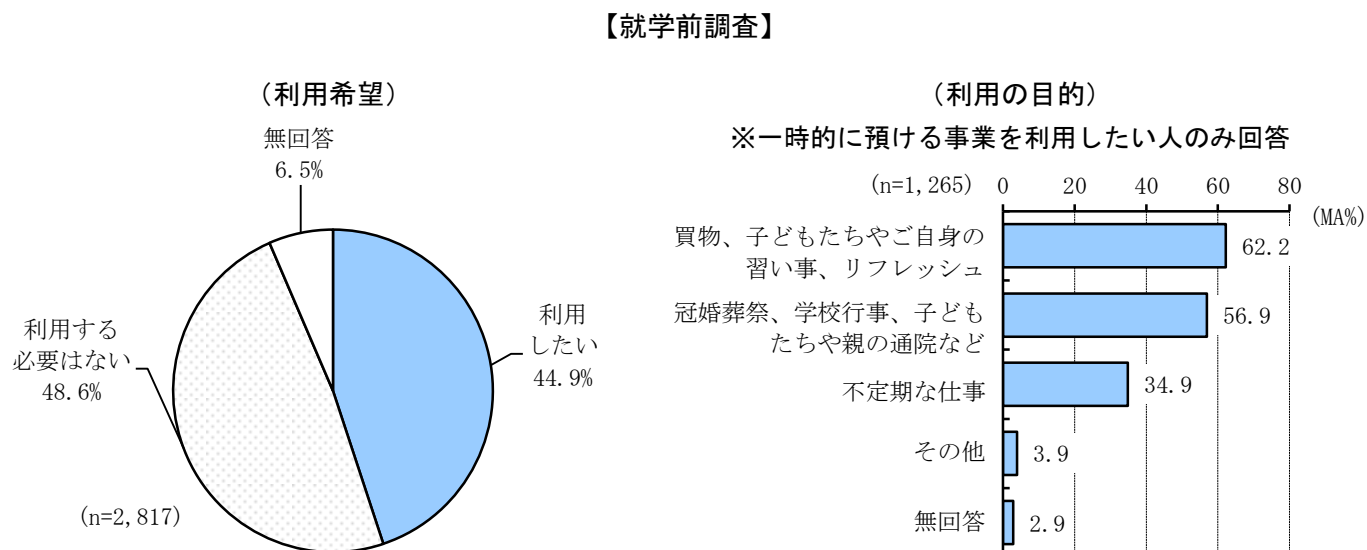
「利用していない」の割合が7割強と最も高くなっています。利用しているものについてみると「幼稚園の預かり保育」が最も高く、1割台半ばとなっています。



### ② 子どもを一時的に預ける事業の利用希望とその目的

利用希望をみると、「利用する必要はない」、「利用したい」の割合がともに4割台半ばとなっており、「利用する必要はない」の割合が「利用したい」の割合をわずかに上回っています。

利用目的については、「買物、子どもたちやご自身の習い事、リフレッシュ」の割合が6割強と最も高くなっています。そのほかについては、「冠婚葬祭、学校行事、子どもたちや親の通院など」の割合が5割台半ば、「不定期な仕事」の割合が3割台半ばとなっています。

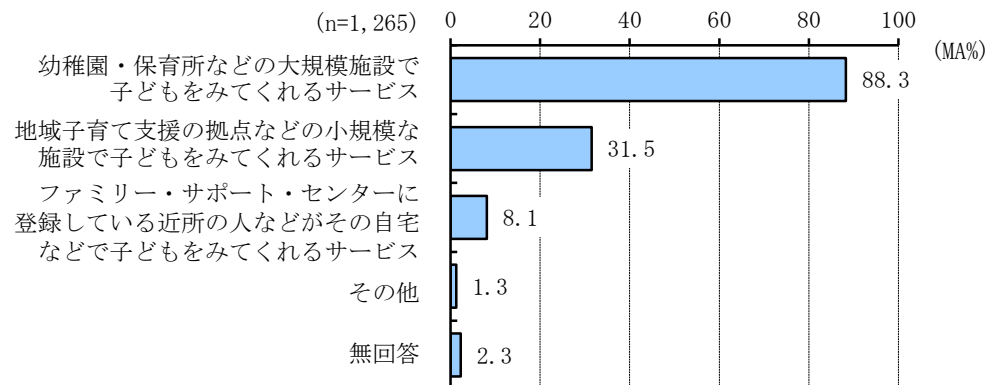


### ③ 子どもを一時的に預ける事業として望ましい形態

「幼稚園・保育所などの大規模施設で子どもをみてるサービス」が全体の約9割を占めています。次いで「地域子育て支援の拠点などの小規模な施設で子どもをみてるサービス」の割合が高く、3割強となっています。

#### 【就学前調査】

※一時的に預ける事業を利用したい人のみ

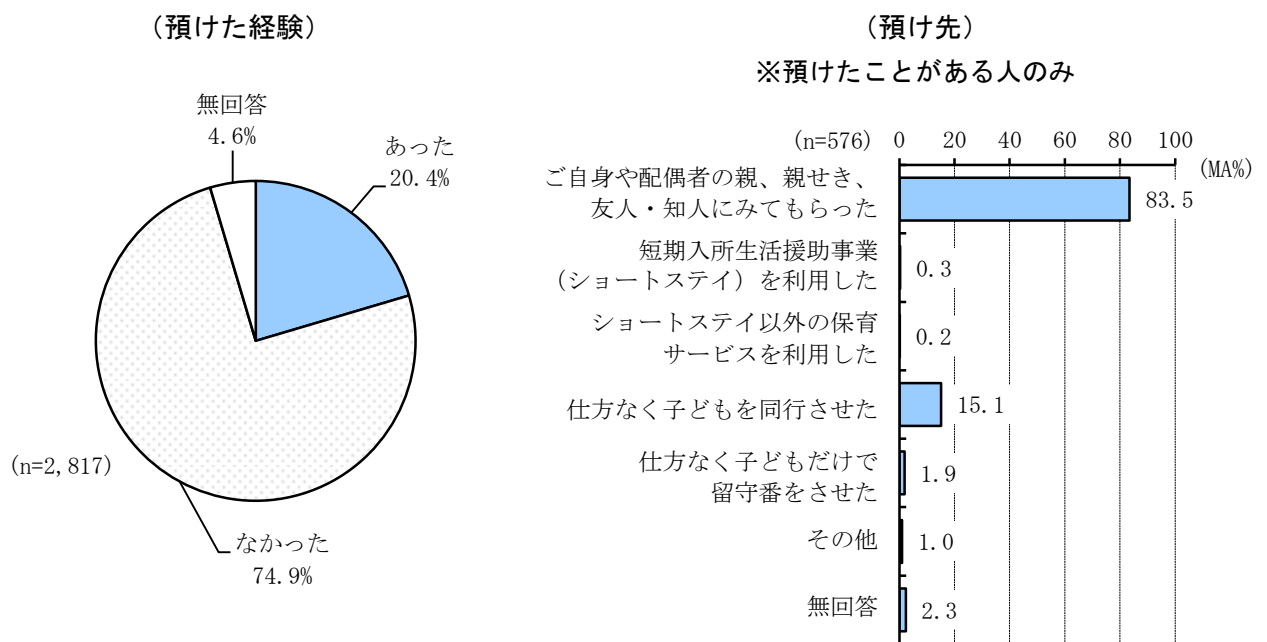


#### ④ この１年間に子どもを泊まりがけで家族以外に預けた経験の有無とその対応

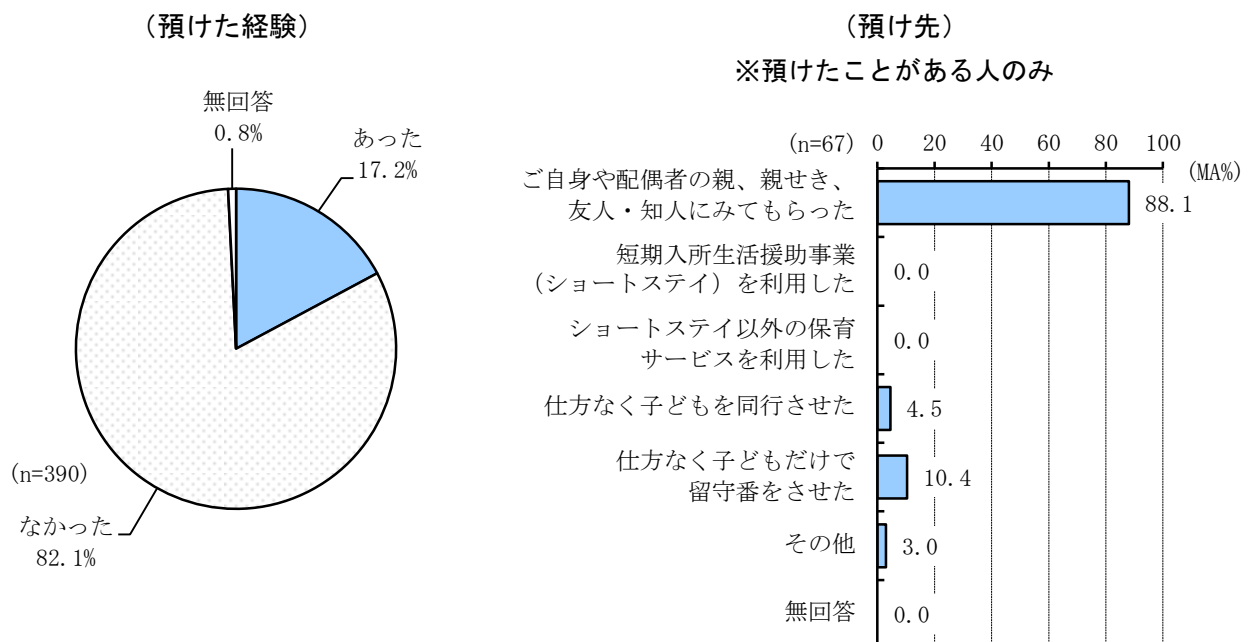
預けた経験の有無をみると、就学前、就学後調査とも２割前後の保護者が「あった」と回答しています。

預け先については、就学前、就学後調査とも「ご自身や配偶者の親、親せき、友人・知人にみてもらった」が８割台と最も高くなっています。一方で預け先がなかったという回答もみられ、就学前調査での「仕方なく子どもを同行させた」の割合は１割台半ば、就学後調査での「仕方なく子どもだけで留守番させた」の割合は約１割となっています。

##### 【就学前調査】



##### 【就学後調査】

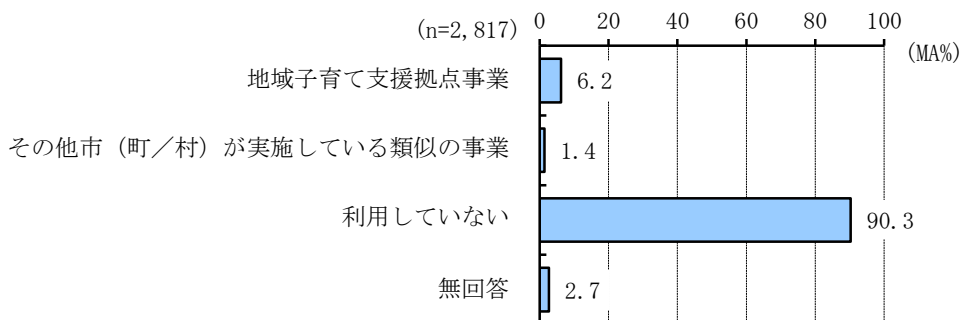


## (8) 地域子育て支援拠点事業について

### ① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用していない」の割合が全体の約9割を占めています。

#### 【就学前調査】



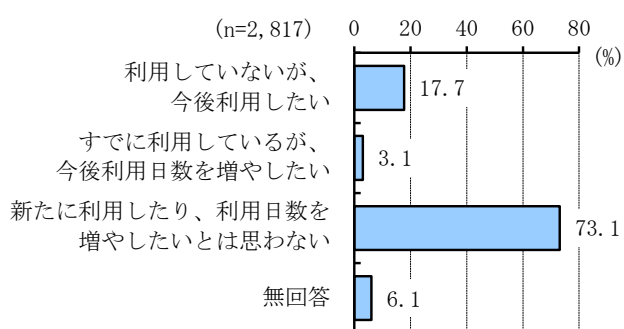
### ② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

今後の利用希望をみると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいとは思わない」の割合が7割台半ばと最も高くなっています。

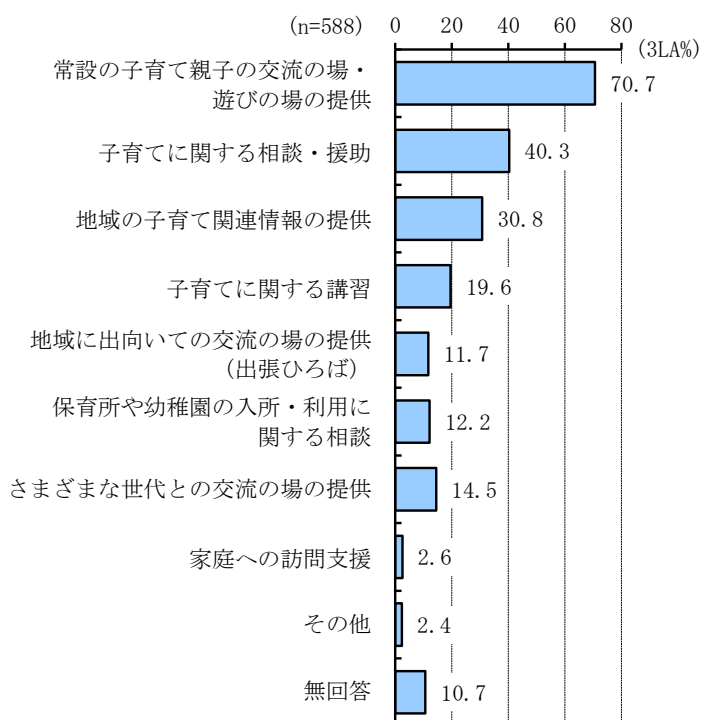
利用したいサービスについては、「常設の子育て親子の交流の場・遊びの場の提供」の割合が約7割と最も高くなっています。次いで「子育てに関する相談・援助」の割合が約4割、「地域の子育て関連情報の提供」の割合が約3割となっています。

#### 【就学前調査】

##### (今後の利用希望)



##### (利用したいサービス)

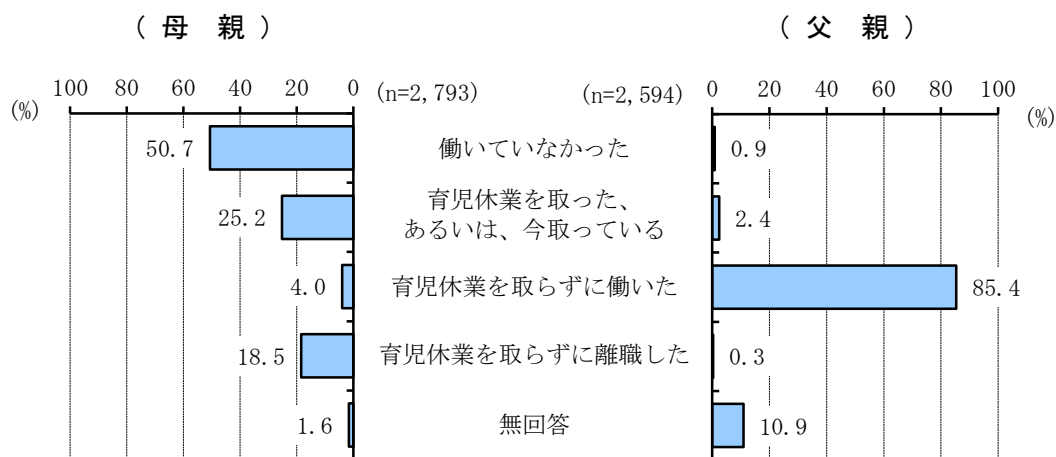


## (9) 子育てと仕事の両立について

### ① 育児休業取得状況

母親についてみると、「働いていなかった」の割合が約5割、「育児休業を取った、あるいは、今取っている」の割合が2割台半ばとなっています。一方、父親では「育児休業を取った、あるいは、今取っている」の割合は数パーセントにとどまり、「育児休業を取らずに働いた」の割合が8割台半ばとなっています。

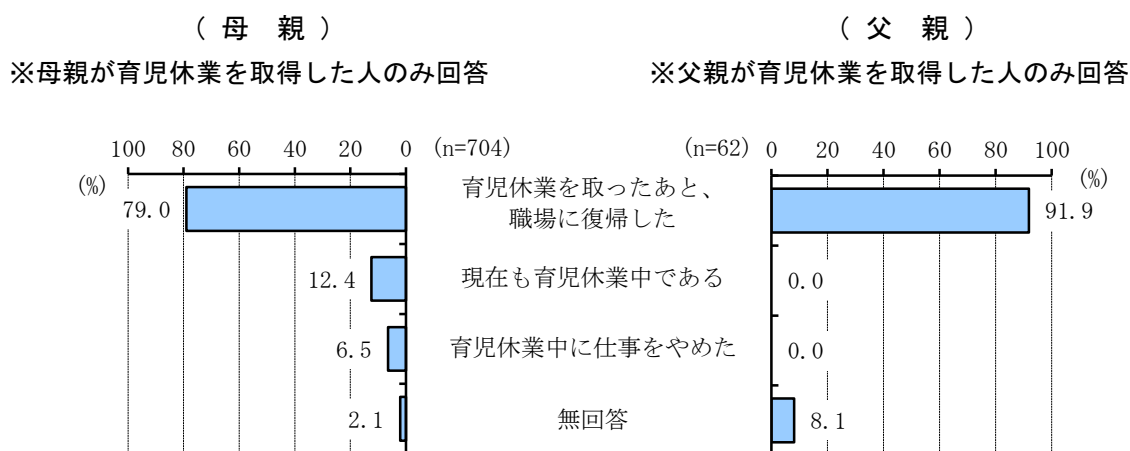
#### 【就学前調査】



### ② 育児休業取得後の職場復帰状況

「育児休業を取ったあと、職場に復帰した」の割合は、母親で約8割、父親で9割強となっています。

#### 【就学前調査】



### ③ 育児休業を取得しなかった理由

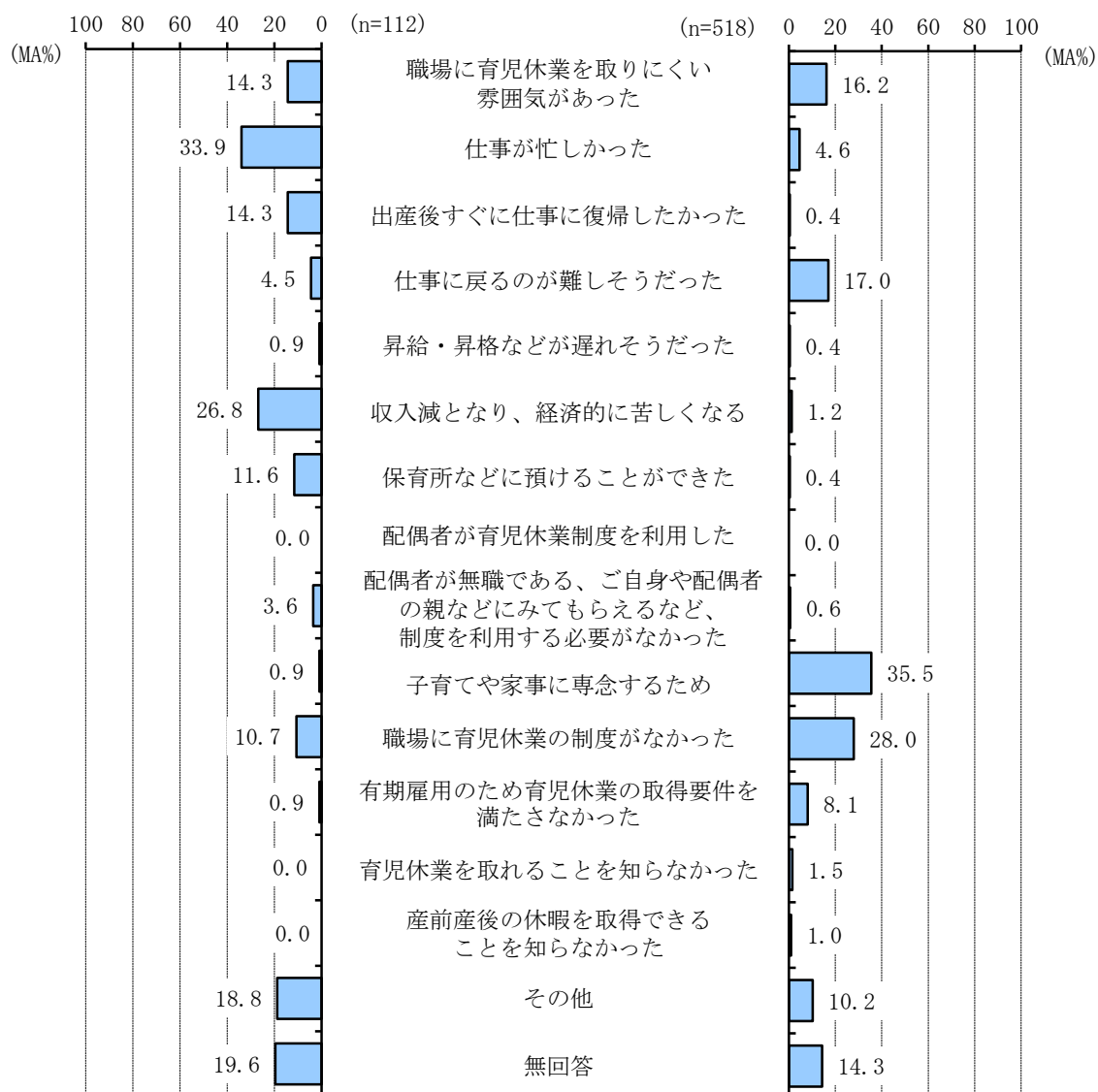
母親が育児休業を取得しなかった理由をみると、育児休業を取得せず働いた人については「仕事が忙しかった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が高く、3割前後となっています。育児休業を取得せず退職した人については、「子育てや家事に専念するため」、「職場に育児休業の制度がなかった」の割合が高く、3割前後となっています。

#### 【就学前調査】

( 母 親 )

※育休を取得せず働いた人のみ回答

※育休を取得せず退職した人のみ回答

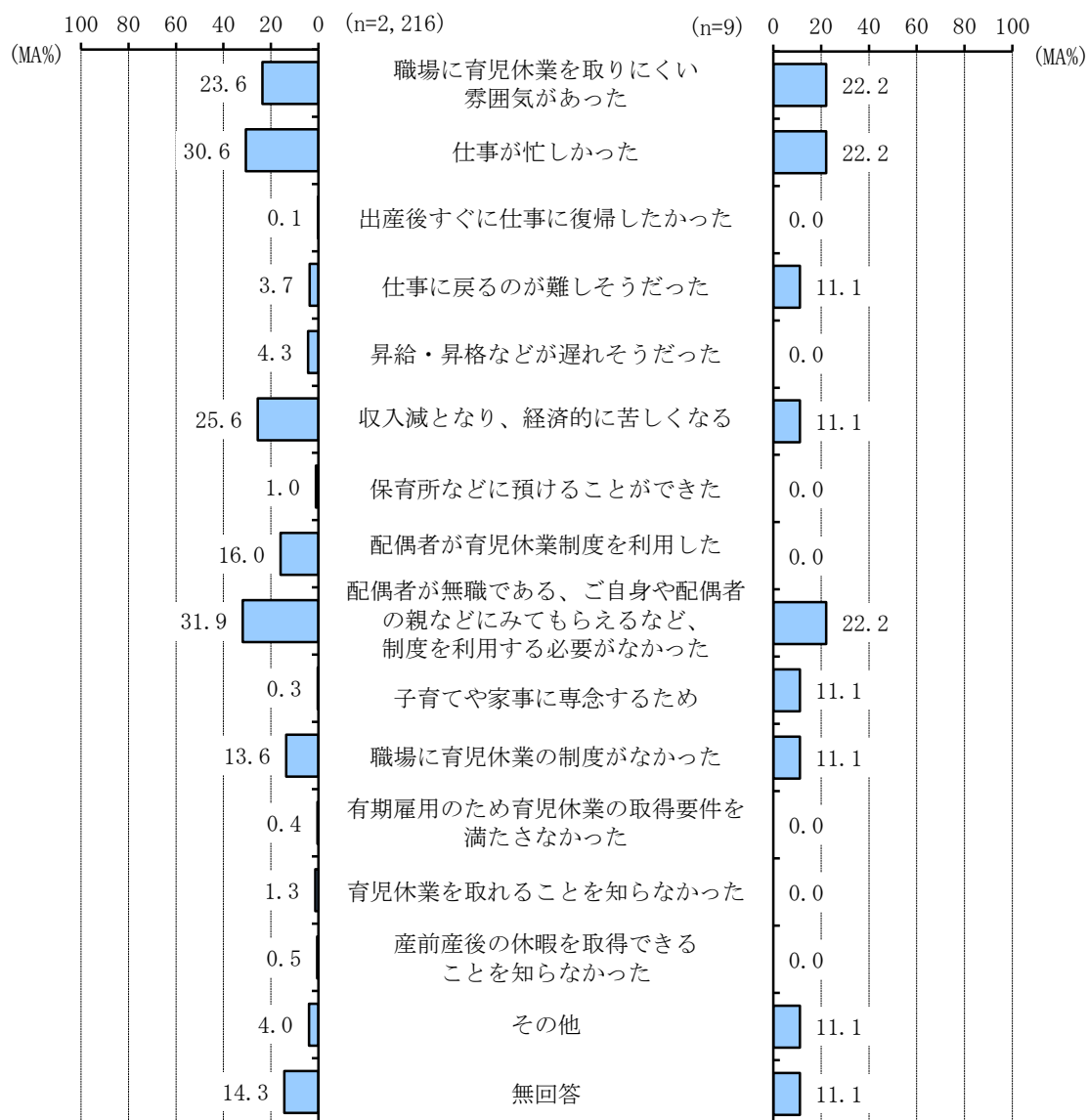


父親については、育児休業を取得せず働いた人がほとんどで、その理由は「配偶者が無職である、ご自身や配偶者の親などにみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」、「仕事が忙しかった」の割合が3割以上、「収入減となり、経済的に苦しくなる」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が2割台半ばとなっています。

# ( 父 親 )

※育児休業を取得せず働いた人のみ回答

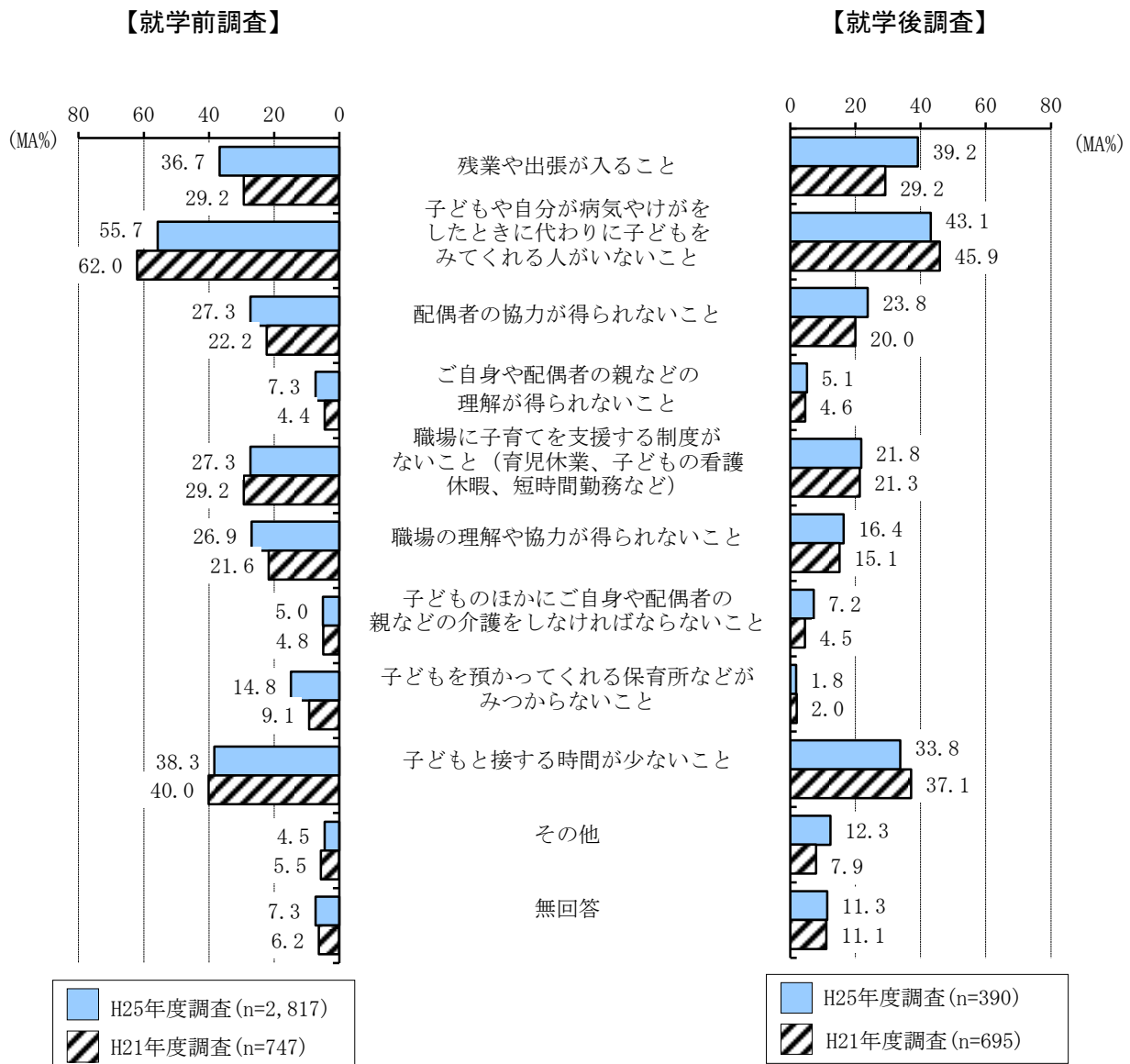
※育児休業を取得せず退職した人のみ回答



#### ④ 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること

就学前調査では、「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてくれる人がいないこと」の割合が5割台半ばと最も高くなっています。次いで「子どもと接する時間が少ないこと」の割合が4割弱、「残業や出張が入ること」の割合が3割台半ばとなっています。前回調査結果と比べると、上位3位について順位の変動はないものの、「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてくれる人がいないこと」の割合が6.3ポイント低下し、「残業や出張が入ること」の割合が7.5ポイント上昇しています。

就学後調査では、「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてくれる人がいないこと」が4割台半ばと最も高くなっています。次いで「残業や出張が入ること」の割合が約4割、「子どもと接する時間が少ないこと」の割合が3割台半ばとなっています。前回調査結果と比べると、上位3位にあがっている内容は変わらないものの、前回調査で2番目に割合が高かった「子どもと接する時間が少ないこと」と3番目に割合が高かった「残業や出張が入ること」の順位が入れ替わっています。



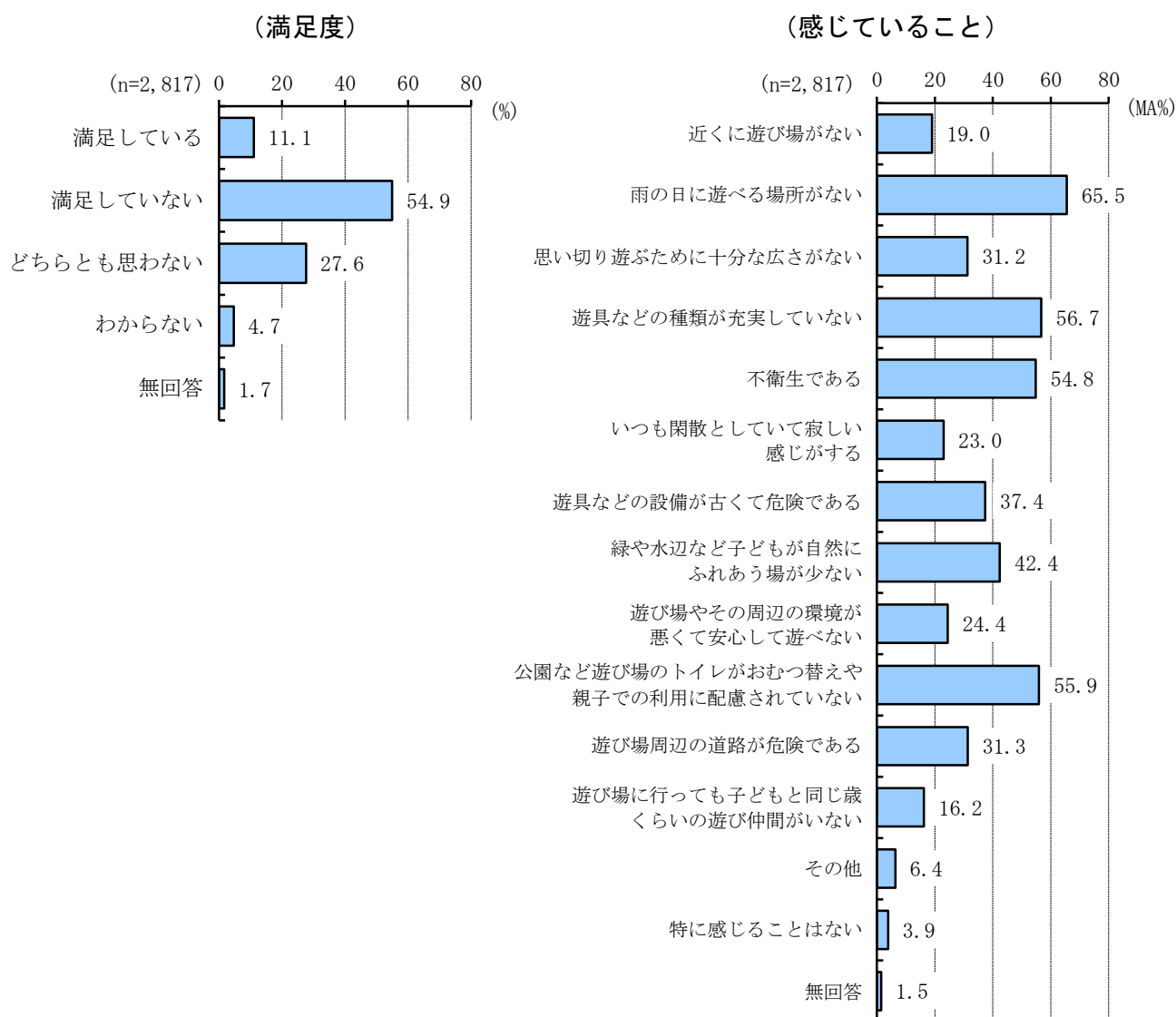
## (10) 地域の子育て環境について

### ① 子どもの遊び場に対する満足度、遊び場について日頃感じていること

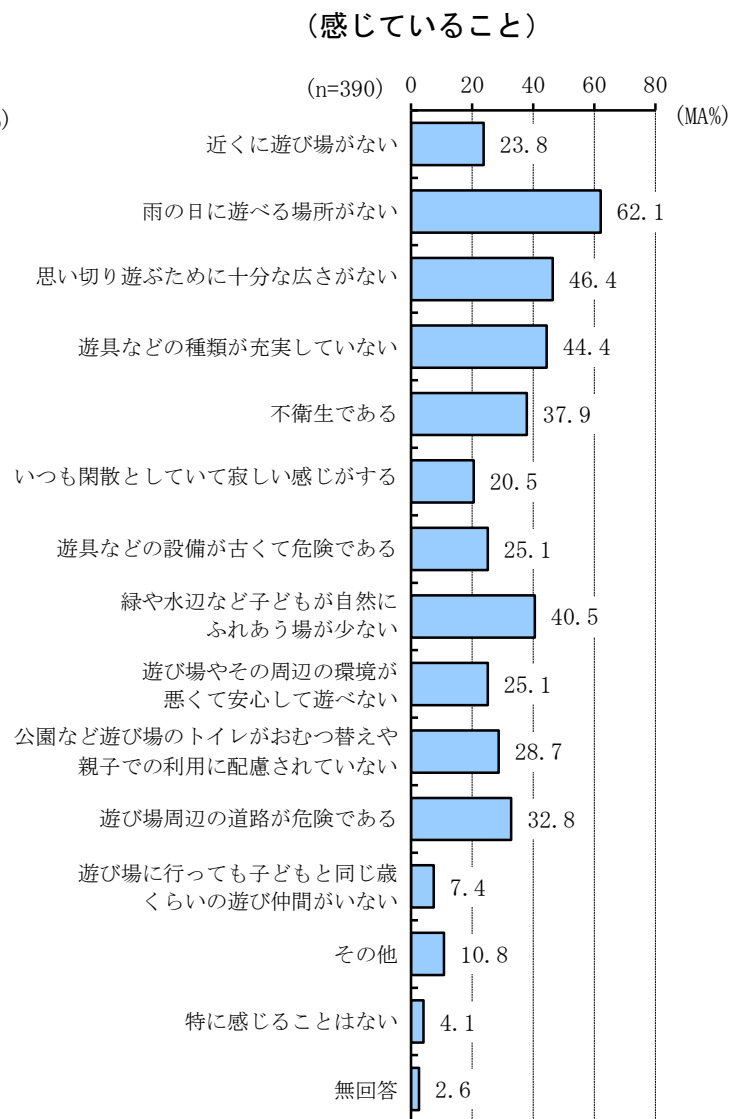
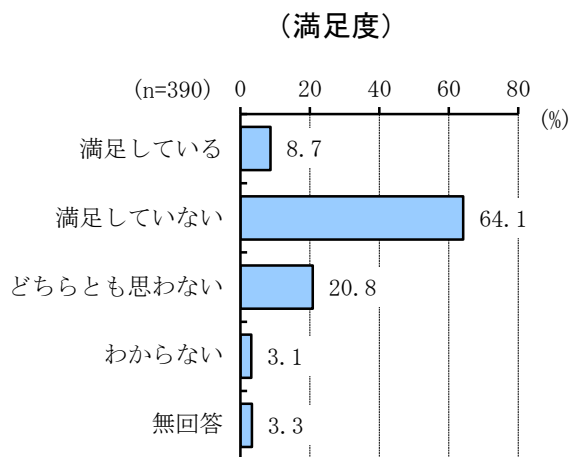
満足度をみると、就学前、就学後調査とも「満足していない」の割合が最も高く、就学前調査では5割台半ば、就学後調査では6割台半ばとなっています。一方、「満足している」の割合は就学前、就学後調査とも1割前後となっています。

日頃感じていることについては、就学前、就学度調査とも「雨の日に遊べる場所がない」が6割以上と最も高くなっています。そのほかについては、就学前調査では「遊具などの種類が充実していない」、「不衛生である」、「公園など遊び場のトイレがおむつ替えや親子での利用に配慮されていない」の割合が5割台となっています。就学後調査では「思い切り遊ぶために十分な広さがない」、「遊具などの種類が充実していない」、「緑や水辺など子どもが自然にふれあう場が少ない」の割合が4割台となっています。

#### 【就学前調査】



【就学後調査】



## ② 子育てが地域の人に支えられている実感の有無、支えてくれている（支えて欲しい）人

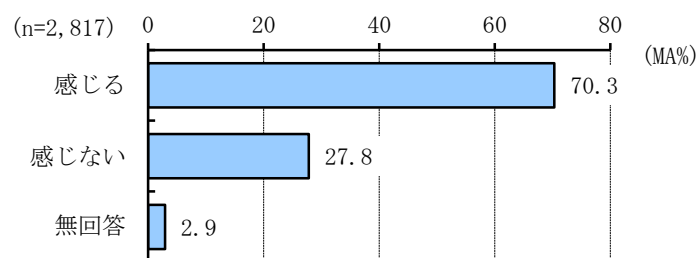
支えられている実感の有無をみると、就学前、就学後調査とも「感じる」の割合が7割以上となっています。

誰に支えられているかについては、就学前調査では「幼稚園、保育所、地域子育て支援の拠点などの職員」の割合が7割弱と最も高くなっています。次いで「同じ世代の子どもを持つ保護者」の割合が約6割、「近所の人」の割合が約4割となっています。就学後調査では「同じ世代の子どもを持つ保護者」の割合が7割と最も高くなっています。次いで「近所の人」の割合が約4割、「学校の先生」の割合が4割弱となっています。

誰に支えてほしいかについてみると、就学前調査では「同じ世代の子どもを持つ保護者」の割合が約3割と最も高くなっています。次いで「幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点などの職員」の割合が3割弱、「近所の人」の割合が2割台半ばとなっています。就学後調査では「学校の先生」の割合が2割強と最も高くなっています。

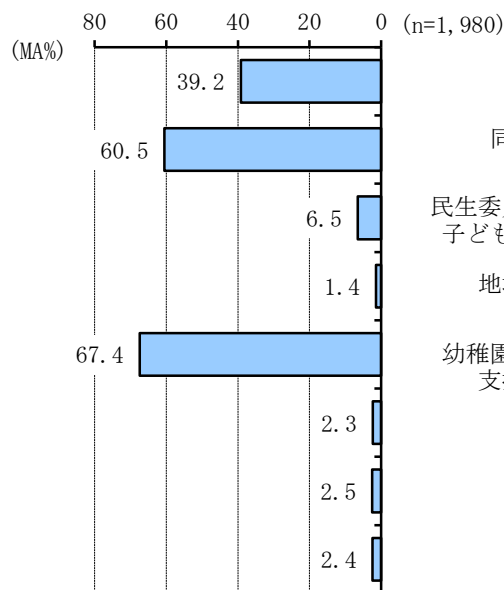
### 【就学前調査】

#### （支えられている実感の有無）



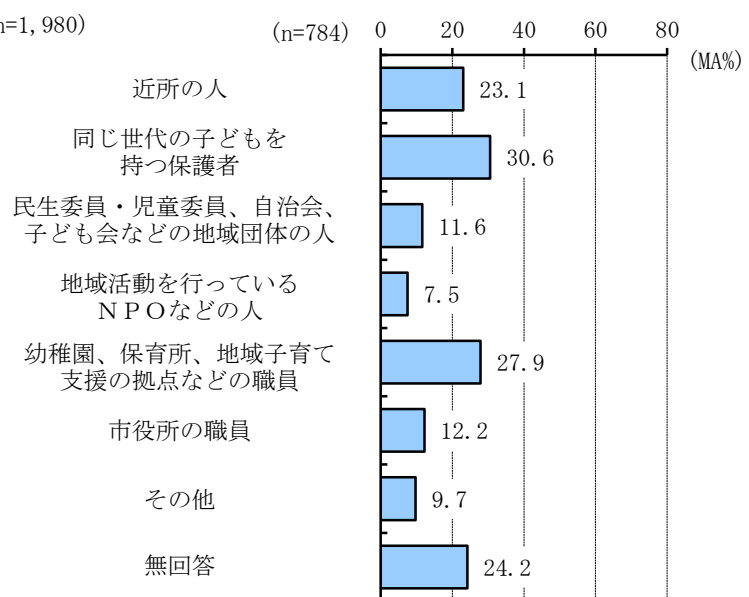
#### （誰から支えられているか）

※支えられていると感じる人のみ回答



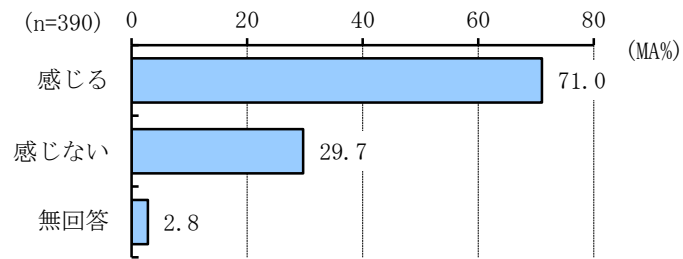
#### （誰に支えてほしいか）

※支えられていると感じない人のみ回答



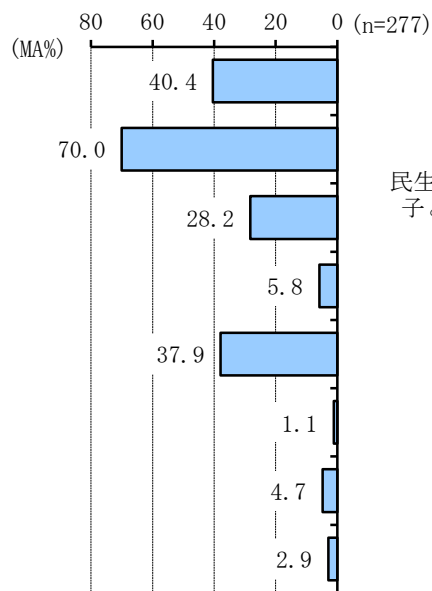
# 【就学後調査】

## (支えられている実感の有無)



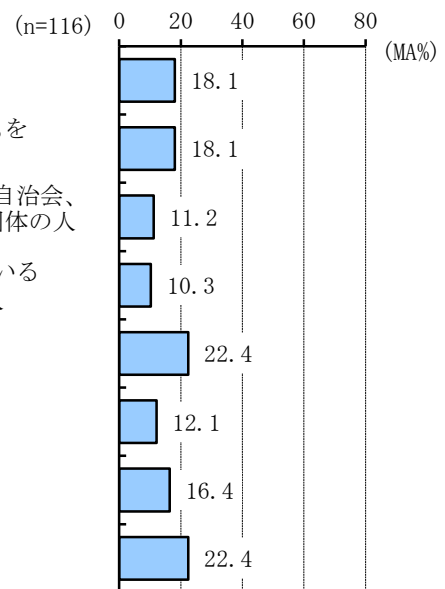
## (誰から支えられているか)

※支えられていると感じる人のみ回答



## (誰に支えてほしいか)

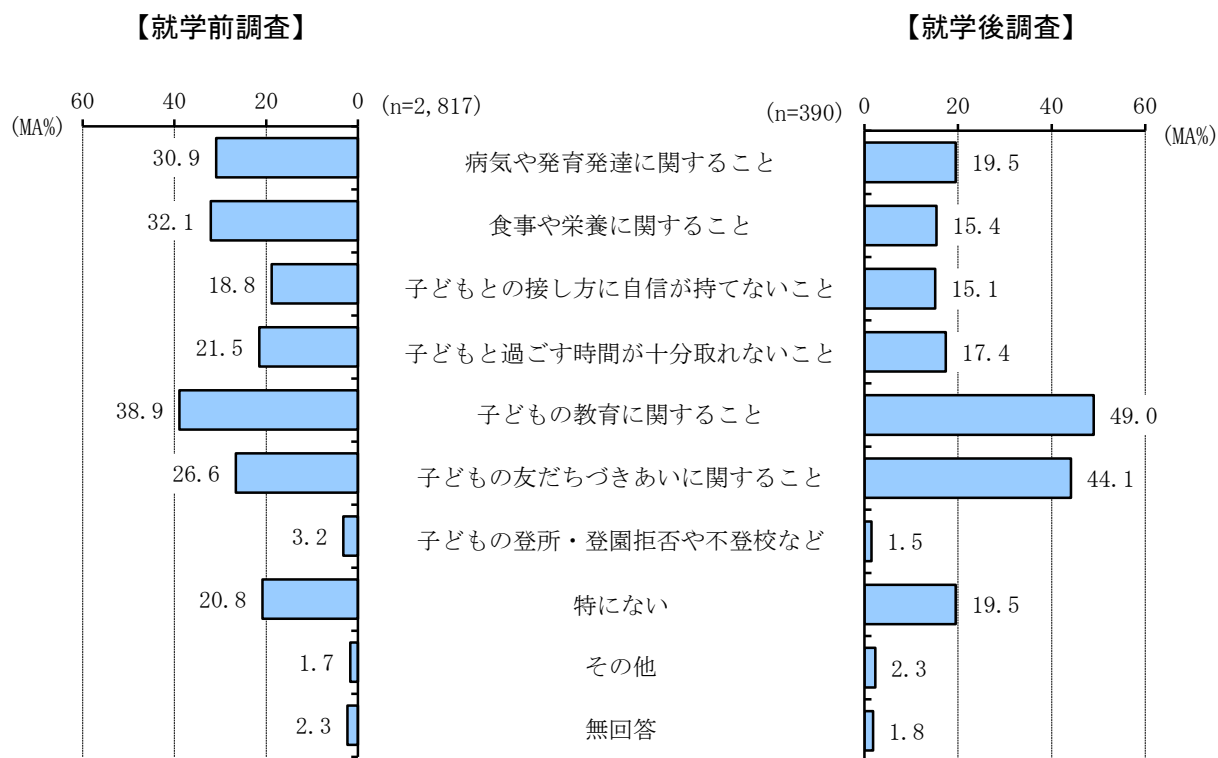
※支えられていると感じない人のみ回答



## (11) 子育て全般について

### ① 子育てに関する悩み（子どもに関すること）

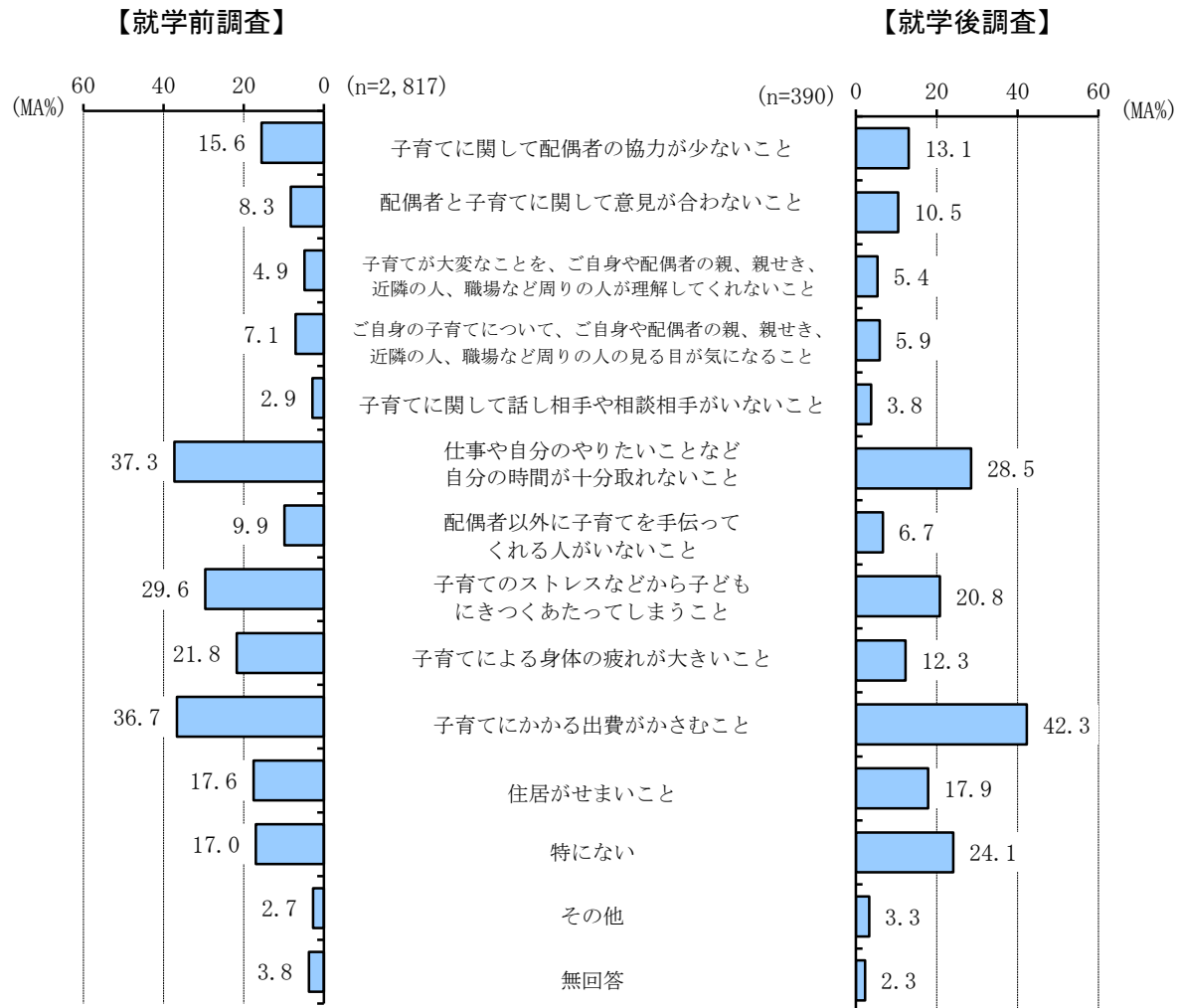
就学前、就学後調査とも「子どもの教育に関すること」の割合が最も高く、就学前調査では約4割、就学後調査では約5割となっています。そのほかについては、就学前調査では「病気や発育発達に関すること」、「食事や栄養に関すること」の割合が3割台となっています。就学後調査では「子どもの友達づきあいに関すること」の割合が4割台半ばとなっています。



## ② 子育てに関する悩み（保護者に関すること）

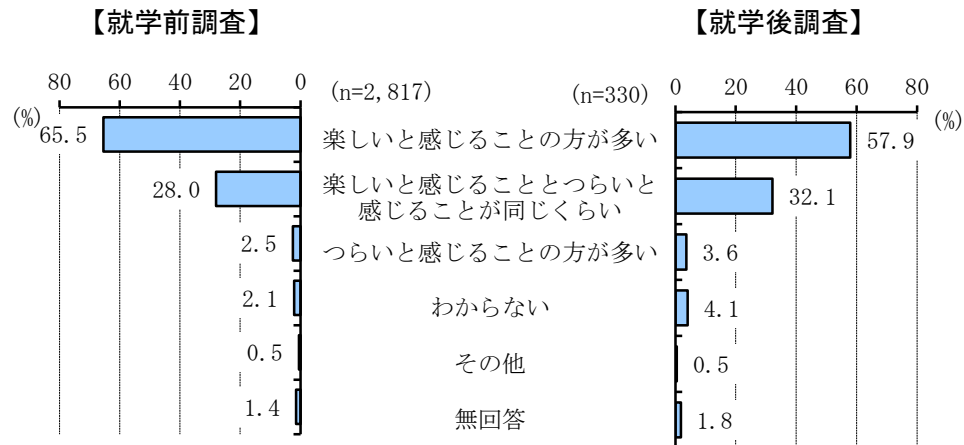
就学前調査では「仕事や自分のことなど自分の時間が十分取れないこと」の割合が4割強で最も高くなっています。次いで「子育てにかかる出費がかさむこと」の割合が3割台半ば、「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」の割合が約3割となっています。

就学後調査では「子育てにかかる出費がかさむこと」の割合が4割強と最も高くなっています。次いで「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」の割合が3割弱、「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」が約2割となっています。



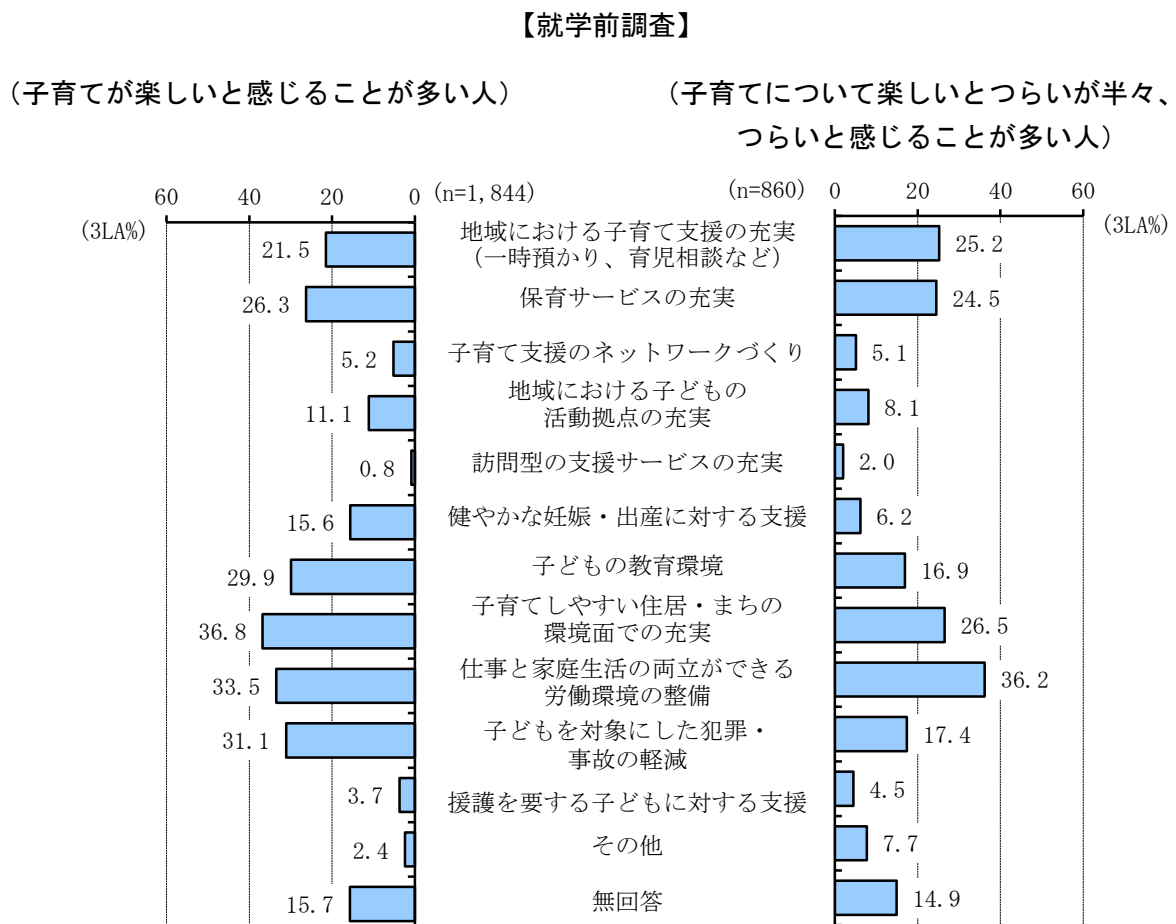
### ③ 子育てについての気持ち

就学前、就学後調査とも「楽しいと感じることの方が多い」の割合が最も高く、就学前調査では6割台半ば、就学後調査では6割強となっています。



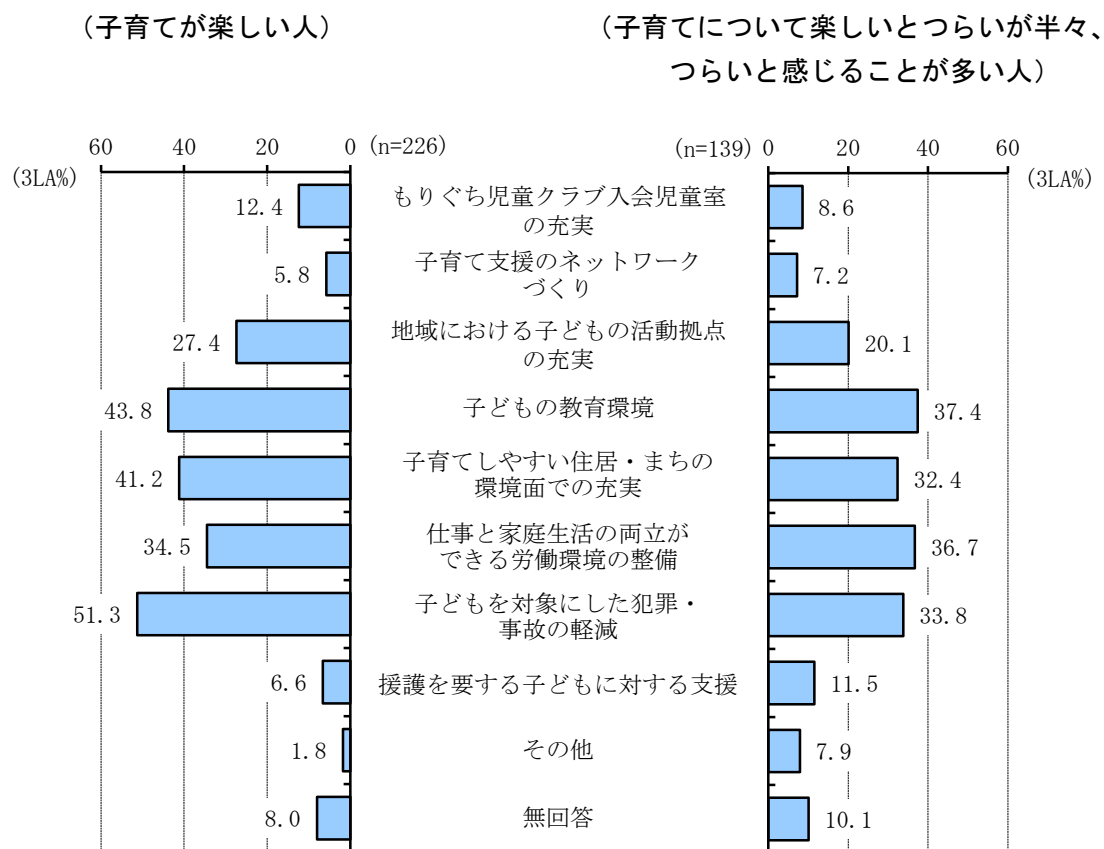
### ④ 有効だと考える子育て支援施策

就学前調査では、子育てが楽しいと感じる人、子育てについて楽しいとつらいが半々、つらいと感じることが多い人とも、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」と「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」の割合が上位を占めています。



就学後調査では、子育てが楽しいと感じる人、子育てについて楽しいとつらいが半々、つらいと感じることが多い人とも、「子どもの教育環境」、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」、「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」、「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」の割合が上位を占めています。

### 【就学後調査】

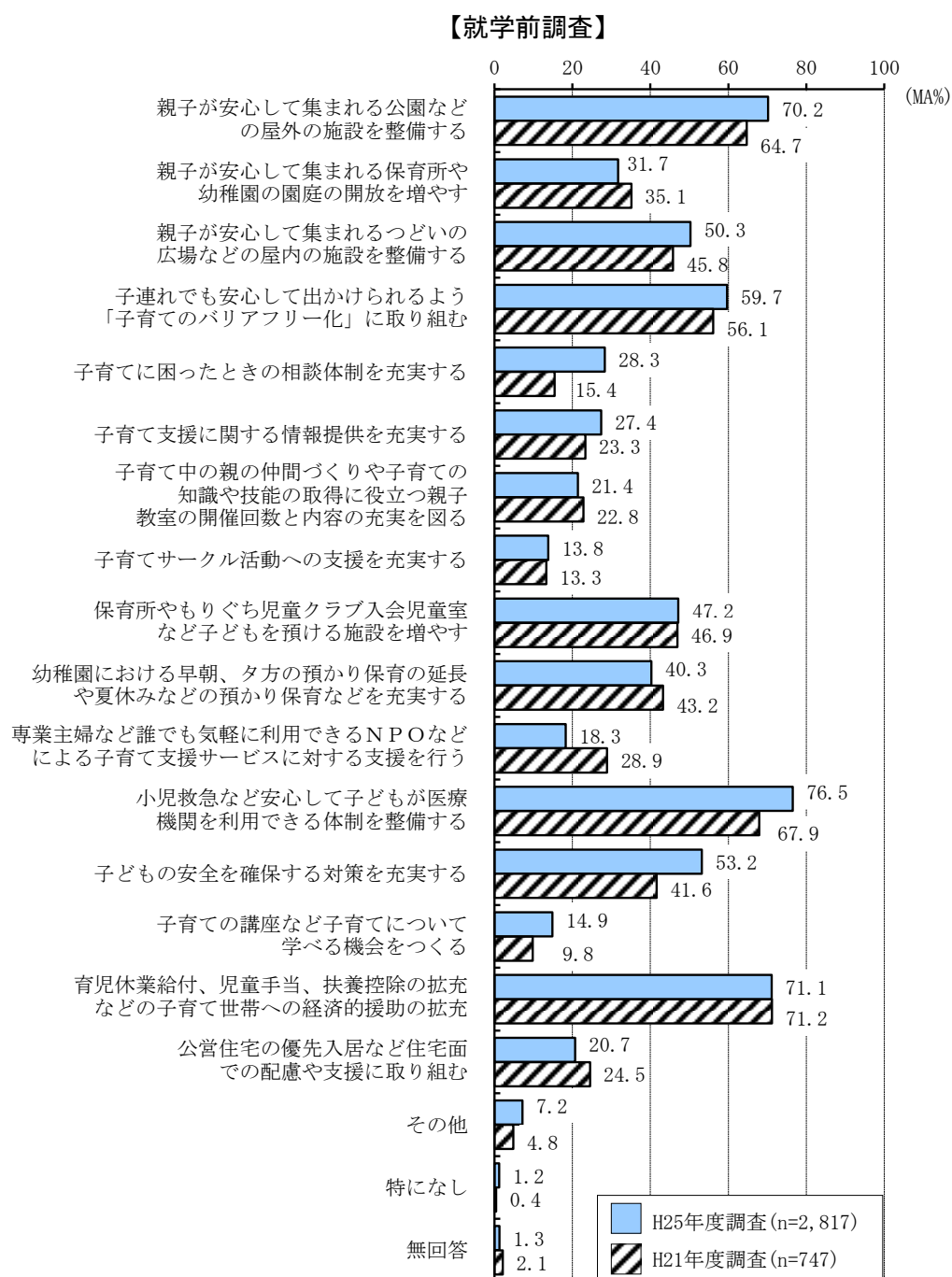


## (12) 行政への要望

### ① 充実してほしい子育て支援サービス

就学前調査では「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」の割合が7割台半ばと最も高くなっています。次いで「育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充などの子育て世帯への経済的援助の拡充」の割合が7割強、「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」の割合が約7割となっています。

前回調査結果と比べると、上位3位にあがっている内容は変わらないものの、前回調査で最も割合が高かった「育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充などの子育て世帯への経済的援助の拡充」と2番目に割合が高かった「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」の順位が入れ替わっています。



就学後調査では「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」、「育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充などの子育て世帯への経済的援助の拡充」の割合が同率で最も高く、6割台半ばとなっています。次いで「子どもの安全を確保する対策を充実する」の割合が5割、「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」の割合が5割弱となっています。

前回調査結果と比べると、上位3位の順位、割合に大きな差はみられません。

### 【就学後調査】



(8) 自由意見（主な意見の抜粋）

■ 就学前の教育・保育サービスについて

就学前調査	件数
待機児童の解消、保育施設を拡充させてほしい	90
夜間保育、休日保育、一時預かり等の施設を充実させてほしい、料金を下げてほしい	65
保育園、幼稚園に満足している、感謝している	60
病児・病後児保育施設を充実させてほしい	48
保育園・幼稚園で最低限のしつけをしてほしい、教育内容を充実させてほしい	42
公立保育園・幼稚園の保育料金を下げてほしい、延長料金を下げてほしい、補助金の所得格差を無くしてほしい	38
保育士、幼稚園教諭の質の向上、人員確保を図ってほしい	34
安心して預けられる保育環境を整えてほしい、施設整備・改修をしてほしい	31
公立保育所の保育時間を長くしてほしい、土曜日にも利用しやすくしてほしい	29
公立幼稚園でも預かり保育を実施してほしい	22
公立幼稚園・保育所をなくさないでほしい、民営化しないでほしい	20
公立幼稚園の3年保育を実施してほしい	16

就学後調査	件数
待機児童の解消、保育施設を拡充させてほしい	4
病児・病後児保育施設を充実させてほしい	2
公立保育所・幼稚園の保育料金を下げてほしい、補助金の所得格差を無くしてほしい、所得の不正を調査してほしい	2

## ■ 市の子育て支援サービスについて

就学前調査	件数
他市に比べて子育て支援が遅れている、子育てしにくい、もっと支援を充実させてほしい	59
市民保健センター、守口市子育て支援センターは遠くて利用しにくい、身近な地域で増やしてほしい	32
気軽に相談できる窓口を増やしてほしい、色々な相談内容に対応してほしい、平日以外も相談窓口を開設してほしい	27
習い事等、学習面の支援をしてほしい、身近で安価な習い事を市が提供してほしい	27
親同士、子ども同士の交流の場やイベントを増やしてほしい、平日以外も実施してほしい	26
子育て支援の内容や利用可能な施設等、市のサービスについての情報を増やしてほしい、分かりやすくしてほしい	22
公民館、図書館を充実させてほしい	22
仕事と子育てを両立できる環境を整えてほしい	18
子どもが色々な経験を積めるイベント（教室）を増やしてほしい	17

就学後調査	件数
他市に比べて子育て支援が遅れている、子育てしにくい、もっと支援を充実させてほしい	10
子ども（親子）が色々な経験を積めるイベント（教室）を増やしてほしい	6
公民館、図書館を充実させてほしい	5

## ■ 遊びの環境について

就学前調査	件数
公園の充実、安全面・衛生面の確保、遊具やトイレ等の整備をしてほしい、未就園児の安全も確保してほしい	216
ボール遊び等禁止行為が多い、のびのび遊べる広い公園がほしい、緑豊かな家族連れで楽しめる公園がほしい	74
休日・雨の日の子どもの遊び場、屋内施設を充実させてほしい	31

就学後調査	件数
ボール遊び等禁止行為が多い、のびのび遊べる広い公園がほしい、緑豊かな家族連れで楽しめる公園がほしい	15
公園の充実、安全面・衛生面の確保、遊具やトイレ等の整備をしてほしい、未就園児の安全も確保してほしい	10
子ども同士で安心して集える場所を充実させてほしい	6

## ■ 地域環境について

就学前調査	件数
歩道のない道が多く危険である、段差の解消、道路・歩道の整備をしてほしい	55
不審者・犯罪・事故が多いのが心配である、安心安全な地域づくりをしてほしい	39
地域住民が子育てに理解・協力できる体制を整えてほしい、地域住民との関わりが持てるような環境にしてほしい	38
車・バイク・自転車、公共マナーやルールを守らない人が多い、講習会を開いてほしい	30
緑・自然の多い環境にしてほしい、街をきれいにしてほしい	17

就学後調査	件数
不審者・犯罪・事故が多いのが心配である、防犯カメラの設置・街灯を増やす等安心安全な地域づくりをしてほしい	10
地域住民が子育てに理解・協力できる体制を整えてほしい、地域住民との関わりが持てるような環境にしてほしい	4
車・バイク・自転車、公共マナーやルールを守らない人が多い、講習会を開いてほしい	3
通学路の安全を確保してほしい	3

## ■ ワーク・ライフ・バランスについて

就学前調査	件数
働いているため育児に時間が取れずストレスがある、仕事と子育ての両立が難しい	23
働いているため育児に時間が取れないが、一緒にいる時は充実した時間を過ごせるように心掛けている	17
各職場が子育てしている母親や家庭にもっと理解・配慮してほしい、休日出勤やサービス残業がある	6

## ■ 経済的負担の軽減について

就学前調査	件数
乳幼児医療の期間を伸ばしてほしい、所得制限をなくしてほしい、予防接種の補助または無料にしてほしい	142
経済支援を充実させ子育てしやすい市にしてほしい、所得制限なしの経済的支援をしてほしい	25
もっと子どもがほしいが経済的な理由で困難である、諦めた	10

就学後調査	件数
乳幼児医療の期間を伸ばしてほしい、所得制限をなくしてほしい、予防接種の補助または無料にしてほしい	15
児童手当の支給額を増やしてほしい	5
教育費等の支援をしてほしい	2

## ■ 子育てに関する不安、負担などについて

就学前調査	件数
育児に不安・悩み・ストレスがある、相談相手がいない	35
子どもが小さいうちは出来る限り仕事をせずに育児に専念したい、できれば育児に専念したいが経済的な理由から働かざるを得ない	18
育児・家事は母親の負担が大きい	2

就学後調査	件数
育児に不安・悩み・ストレスがある、相談相手がいない	5
育児・家事は母親の負担が大きい	2

## ■ 小・中学校について

就学前調査	件数
小・中学校の学力向上を図ってほしい、守口市の学力レベルが低いため公立では不安がある	66
中学校での給食を実施してほしい	23
小・中学校の耐震工事等、施設・設備整備をしてほしい	19
小・中学校教員の質の向上を図ってほしい、教員は威厳を持ってほしい	19
小・中学校の統廃合に不安・不満がある、再編成してほしい、情報がほしい	18

就学後調査	件数
小・中学校の学力向上を図ってほしい、守口市の学力レベルが低いため公立では不安がある、塾に行かなくてもいいようにしてほしい、教育環境の改善を図ってほしい、放課後学習を増やしてほしい	26
小・中学校教員の質の向上を図ってほしい、教員は威厳を持ってほしい	8
中学校での給食を実施してほしい	7

## ■ もりぐち児童クラブについて

就学前調査	件数
学童保育の時間を延長してほしい、開始時間を早くしてほしい	35
学童保育は低学年だけでなく高学年まで受け入れてほしい	19
学童保育を充実させてほしい、質の向上を図ってほしい	14

就学後調査	件数
学童保育・児童クラブの時間を延長してほしい、開始時間を早くしてほしい	6
学童保育・児童クラブは低学年だけでなく高学年まで受け入れてほしい	5
児童クラブは外で遊べない・厳しく言われる等の理由で子どもが行きたがらない	2

## 10. 用語集

	用語	解説
ア行	安まちメール	犯罪発生情報とその被害を防止するための防犯対策情報に関する警察署からのリアルタイムによる情報提供サービス。
	育児教室	乳幼児健康診査の結果等で経過観察が必要とされた子や子どもに発達の遅れがあるのではないかと心配している保護者に対して、遊びを仲立ちとして、子どもの健全な発達を促すことや子どもに応じて適切な対応ができるよう、保護者がかかわり方を集团的に学ぶ場。
	一般事業主	従業員 101 人以上の事業主。（事業を経営する主体。）
	M字カーブ	日本人女性の年齢階級別の労働力率（15 歳以上の人口に占める求職中の人も含めた働く人の割合）をグラフで表した場合に、学校卒業後の 20 歳代でピークに達し、その後、出産・育児期にあたる 30 歳代で落ち込み、子育てが一段落した 40 歳代で再上昇し、アルファベットの「M」のかたちに似た曲線を描くこと。
	大阪府中央子ども家庭センター	0 歳から 18 歳未満の子どものため、児童福祉法に基づいて設けられた専門の相談機関。
カ行	学生フレンド	心の悩みや不安で、外出や登校がしにくい小・中学生の話し相手・相談相手となる学生ボランティアのこと。学生フレンド事業は、週一回程度学生ボランティアが家庭訪問等を行い、学校復帰に向けての支援を行う事業。
	学校評議員	学校運営に関して意見を述べる人員のこと。学校評議員制度は保護者や地域住民が学校運営に参画するためのシステムで、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 1 号）の第 49 条に定められている。これにより、地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進し、学校が家庭や地域と連携協力しながら、特色ある教育活動を展開することができる。
	家庭的保育事業	地域型保育事業の 1 つで、家庭的保育者の自宅等において行う定員規模 5 人以下の保育事業。家庭的保育者の資格その他設備及び運営に関する基準は子ども・子育て支援法の規定に基づき市が条例で定めている。
	家庭保育所	3 歳未満の乳幼児を、その保護者が市内に居住し就労などのため保育できないものを保育する認可外施設で、守口市が定める一定の基準を満たすもののうち、守口市の指定を受けたもの。保護者は認可保育所と同水準の負担で利用できる。守口市内においては 5 カ所の家庭保育所がある。（平成 26 年 4 月現在）

	用語	解説
力行	教育標準時間	■ 保育の必要性を認定する場合の基準となる区分のひとつ。教育標準時間の認定を受けた場合、給付の範囲内で利用できる幼児教育時間は3～4時間となっている。
	教育・保育提供区域	■ 子ども・子育て支援新制度において「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として設定される区域。
	居宅訪問型保育事業	■ 地域型保育事業の1つで、子どもの自宅等に保育士等が訪問して行う保育事業。1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施するもの。
	言語聴覚士	■ 国家資格をもつ医療専門職の1つで、リハビリテーションに関連する専門職。音声、言語又は聴覚機能に障害のある人に対し、それらの機能の維持向上を図るため、適切な検査と訓練を行い、日常生活や社会復帰のサポートを行う。
	合計特殊出生率	■ 15歳から49歳までの女性の年齢別（年齢階級別）出生率を合計したもので、1人の女性が一生に産む子どもの平均数。
	高齢化率	■ 総人口に占める65歳以上人口の割合。
	コーホート変化率法	■ ここでいうコーホートとは、同じ年に生まれた人々の集団のことで、各コーホートの過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。
	子育て支援センター	■ 子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点（地域子育て支援拠点）。地域子育て支援拠点事業とは、乳幼児の保護者を対象にした交流の場を提供する事業のことで、地域子育て支援センターでは、子育て相談、情報の提供、子育て講座の実施等を行っている。
	子ども虐待防止アドバイザー（子ども家庭サポーター）	■ 虐待に関する専門的な医学知識や経験に基づき、児童相談所など助言を行なうボランティア。虐待防止に努めるため地域に密着した活動を行っている。
	子ども・子育て関連3法	■ 平成24年8月に可決・成立した以下の3つの法律。この法律に基づき、平成27年度より子ども・子育て新制度が開始される。     ①子ども・子育て支援法     ②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律     ③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

	用語	解説
カ行	子ども・子育て支援新制度	■ 平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」に基づく、子ども・子育て支援に関する新たな制度。この制度の施行により、市町村では「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て支援サービスに関する見込み量に対する提供量を確保していくことになる。
	子ども・子育て支援法	■ 平成 24 年 8 月に成立・公布された、新たな子ども・子育て支援の仕組みに関する新法。市町村子ども・子育て支援事業計画の策定、子どものための教育・保育給付、子どものための現金給付（児童手当）などが規定されている。
	婚姻率	■ 総人口に占める人口年間婚姻届出件数の割合。通常は人口 1,000 人当りの婚姻件数として表される。
サ行	事業所内保育事業	■ 企業内または事業所の近辺に用意された育児中の従業員向けの託児施設。新制度での給付対象となるには、従業員の子ども以外に、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施する必要がある。
	次世代育成支援行動計画	■ 次世代育成支援対策推進法に基づき、市町村・都道府県、一般事業主が策定する子育て環境の整備や、仕事と子育ての両立のための取組みについての計画。
	次世代育成支援対策推進法	■ 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を進めるために制定された法律。次世代育成支援対策推進法は平成 26 年度までの時限立法であったが、有効期限が 10 年間延長されている。（平成 37 年 3 月 31 日まで）
	施設型給付	■ 教育・保育のニーズに応じて必要となる経常的経費を、保護者に対する個人給付として施設が代理受領し給付する制度。
	児童虐待	■ 保護者や養育者が、子どもの心や身体を傷つけ、子どもの健やかな発育や発達に悪い影響を与える行為。児童虐待は身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の 4 種類に分類される。     ■ 用語集「ネグレクト」を参照。
	児童相談所	■ 児童に関するあらゆる問題について地域住民からの相談に応じ、児童や保護者に最も適した援助や指導を行う行政機関。
	児童手当	■ 日本国内に住民登録がある中学校修了までの児童に支給される手当。
	児童発達支援事業	■ 児童福祉法に基づき、身体や知的な発達の遅れのある就学前児童（発達障害児を含む）を対象とした保育・療育・訓練を行う事業。

	用語	解説
サ行	主任児童委員	児童委員とは、地域住民の福祉の増進を図る重要な担い手として、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行っている。主任児童委員は、児童委員の中から選任され、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、各児童委員との連絡調整や活動に対する援助・協力を行っている。
	需給計画	需要に対する供給を整備するための計画。子ども・子育て支援事業計画は、地域の子ども・子育て支援に関する需給計画として、地域の実情を踏まえた上で、教育・保育に対するニーズ量や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を見積もり、見積もった量に対し、どのような提供体制を整備するかを明らかにするもの。
	障がい児相談支援事業	児童福祉法を基本として障がい児が自立した日常生活または、社会生活を営むことが出来るよう適正な相談支援を行う事業。
	小規模保育事業	地域型保育事業の1つで、主に満3歳未満の乳児・幼児を対象として行う定員規模6人以上19人以下の保育事業。多様なスペースにおいて、家庭的保育に近い雰囲気のもとで、きめ細やかな保育を実施している。
	商工会議所	主に中小企業などの活動を支援するために設けられた公益法人。
	市立わかくさ・わかすぎ園	用語集「ネグレクト」を参照。
タ行	待機児童	保育所等への入所申請をしながらも満員のために入所できない児童。
	第五次守口市総合基本計画	守口市における行政運営の総合的な指針となるもの。第五次守口市総合基本計画の対象期間は平成32年度までとなっている。
	地域型保育給付	地域型保育事業（用語集「地域型保育事業」を参照。）を対象に給付される給付費。
	地域型保育事業	子ども・子育て支援新制度において公費負担の対象となる事業で、0～2歳の保育の必要性が認定された児童を保育する小規模な保育事業。（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育事業）
	地域子育て支援センター	用語集「子育て支援センター」を参照。
	中学校校区連携推進協議会（すこやかネット）	小・中学校、幼稚園・保育所、PTA、自治会、青少年育成団体、子育てグループ、NPOの関係者など、地域の幅広い人々が構成員となり、学校と地域との橋渡しをする、「教育コミュニティ」づくりの推進組織。
	通常保育事業	通常の開所時間（11時間）に行われる保育。

	用語	解説
タ行	適応指導教室	■ 不登校の児童・生徒の学校復帰の支援を目的に、学習、創作活動、スポーツなどを行う場を提供する事業。
	テレワーク	■ 情報通信技術(ICT= Information and Communication Technology)を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。
	統合教育	■ 障がい児と健常児と一緒に教育すること。
	統合保育	■ 障がい児と健常児と一緒に保育すること。
	登録児童室	■ 1～6年生の児童と保護者等同伴の3歳以上の幼児を対象とした放課後の居場所で、各家庭の責任で利用することを基本とした自主的な遊び場を提供する事業。
	特定事業主	■ 国の各府省や地方公共団体等。
	特定保育サービス	■ 次世代育成支援後期行動計画において、ニーズ量の把握や目標事業量設定が期待されると位置づけられた重点事業。
	特別保育事業	■ 家庭での保育が困難な子どもに対し、必要に応じて柔軟に保育サービスを提供する事業。
ナ行	入会児童室	■ 保護者が就労等で昼間家庭にいない1～3年生の児童を対象とした安全確保と保護機能を持たせた生活の場を提供する事業。
	乳幼児	■ 乳児と幼児を合わせた呼び方。児童福祉法では乳児は出生から満1歳未満の子、幼児は満1歳から小学校就学までの子と定義されている。
	乳幼児医療費助成	■ 乳幼児が病院・診療所などで診療を受けた場合に、保険診療が適用された医療費の自己負担の一部を助成する制度。
	認可外保育施設	■ 児童福祉法上の保育所に該当しない（都道府県知事の認可を受けていない）保育施設。認可外保育所・認可外保育施設とも呼ばれる。
	認定こども園	■ 就学前の子どもに教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設として、都道府県の認定を受けた施設。保護者が働いている、いないにかかわらず利用できる。認定こども園には以下の4つの種類がある。   ①幼保連携型：認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ   ②幼稚園型：認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ   （次項へ続く）

	用語	解説
ナ行	認定こども園	(前項より続き)   ③保育所型：認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもの受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ   ④地方裁量型：幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ
	ネグレクト	■ 幼児・高齢者などの社会的弱者に対し、その保護・養育義務を果たさず放任する行為のこと。
ハ行	発達障がい	■ 主に脳の機能的な問題が原因で子供の発育や成長に遅れや歪みが生じるもの。代表的なものとして、広汎性発達障害(PDD)、学習障害(LD)、注意欠陥／多動性障害(AD／HD)があげられる。
	保育教諭	■ 幼保連携型認定こども園における中心職員。「幼稚園教諭免許」と「保育士資格」の両方を持つことが原則となっている。
	保育士	■ 保育所など児童福祉施設において、子どもの保育を行う職員。
	保育所	■ 就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設。そのうち、児童福祉法に基づき都道府県又は政令指定市又は中核市が設置を認可した施設を認可保育所という。
	保育所等訪問支援事業	■ 保育所等を利用中（利用予定）の障がい児が保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援等を供与し、安定した利用を促進する事業。
	保育短時間	■ 保育の必要性を認定する場合の基準となる区分のひとつ。保護者の就労が短時間の場合を想定しており、保育短時間の認定を受けた場合、給付の範囲内で利用できる保育時間は一日最大8時間となる。
	保育の必要性	■ 就学前の教育・保育のうち、利用可能な施設を判断する基準となるもの。子ども・子育て新制度では、「事由」「区分」「優先利用」の3点において市町村が認定基準を設定することになっており、子どもの年齢や保護者の就労の状況によって保育の必要性が判定される。
	保育標準時間	■ 保育の必要性を認定する場合の基準となる区分のひとつ。保護者の就労がフルタイム等の長時間の場合を想定しており、保育標準時間の認定を受けた場合、給付の範囲内で利用できる保育時間は一日8時間、最長11時間となる。

	用語	解説
ハ行	母子家庭等日常生活支援事業制度	■ 現在は「ひとり親家庭等日常生活支援事業」の名称となっており、ひとり親家庭等を対象に、技能習得のための通学・就職活動等や疾病等により、一時的に保育や家事・介護を必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣したり、家庭生活支援員の居宅で子どもを保育するなどの生活支援を行う制度。
	母子保健計画	■ 効果的な母子保健施策の推進に向けて、母子の心身の健康の確保と増進、生活環境の向上のための体制の確立に向けた取り組み指針。
	母子・父子自立支援員	■ ひとり親家庭等に関してその実情を把握し、個々のケースに応じて自立に必要な各種の相談や指導を行う人。
マ行	守口市企業人権推進連絡会	■ さまざまな人権問題解決のため、市内の事業所で構成された組織。人権啓発について意見交換や情報交換を行い、人権啓発活動を行っている。
	守口市子育て支援センター	■ 用語集「子育て支援センター」を参照。
	守口市子ども・子育て会議	■ 子ども・子育て支援法において設置が規定されている機関（努力義務）。子どもの保護者を含む子育て支援当事者から構成される。本計画の策定・進捗管理などについて、子育て支援の当事者などの意見を聴くための会議。
	守口市次世代育成支援後期行動計画	■ 用語集「守口市次世代育成支援行動計画」を参照。
	守口市次世代育成支援行動計画	■ 平成 15 年 7 月制定の「次世代育成支援対策推進法」に基づき、守口市が策定した行動計画（計画期間は平成 17 年度～平成 21 年度）。全ての子育て家庭が、子どもを持つこと、育てることに楽しみや喜びを持ち、家族のきずな、地域のきずなを一層深め、安心して子育てができる社会の実現をめざしたものを前期計画と言う。守口市次世代育成支援行動計画（前期計画）の後継計画（計画期間は平成 22 年度～平成 26 年度）を後期計画と言い、すべての子どもたちが、安心して心豊かにたくましく生きていける環境を整備するための計画。
	守口市次世代育成支援行動計画（前期計画）	■ 用語集「守口市次世代育成支援行動計画」を参照。
	守口市児童虐待防止地域協議会	■ 児童虐待を防止するための協議会。守口市設置。
	守口市男女共同参画推進計画	■ 男女共同参画社会の実現に向けて、守口市の男女共同参画にかかる施策を総合的に推進するための取り組み指針。

	用語	解説
マ行	もりぐち児童クラブ	■ 地域との交流や遊び等を通じた異年齢児童間の交流活動を通じて、子どもの創造性・自主性及び協調性を育むことを目的とした事業。もりぐち児童クラブは「登録児童室」と「入会児童室」の二つの機能があり、各小学校内に設けている。
ヤ行	夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)	■ 保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日に家庭において子どもを養育することが困難となった場合、児童養護施設等において児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。
	幼稚園	■ 小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校。
	幼稚園教諭	■ 幼稚園において、3歳～就学前子どもを学校教育法に基づき教育を行う教員。
	要保護児童対策地域協議会	■ 虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童を早期に発見し、保護や適切な支援につなぐための機関。
ラ行	離婚率	■ 総人口に占める人口年間離婚届出件数の割合。通常は人口1,000人当りの離婚件数として表される。
	離乳食講習会	■ 離乳時の乳児の保護者に対し、離乳の基本に基づき、離乳食の料理の実演及び試食などを通して、離乳食に関する講習を行なう事業。
	療育支援施設	■ 障がいのある子どもを対象とした施設で、子どもやその家族の地域生活や活動を支えることを目的としている。
	量の見込み	■ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に対するニーズ量の見込み。
	労働力人口	■ 15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたもの。
	労働力率	■ 15歳以上人口に占める労働力人口の割合。
ワ行	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	■ 「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。
	わかくさ・わかすぎ園	■ 児童発達支援事業・障がい児相談支援事業・保育所等訪問支援事業を行っている守口市立の施設。     ■ 用語集「児童発達支援事業」、「障がい児相談支援事業」、「保育所等訪問支援事業」を参照。



守口市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

発行：守口市

〒570-8666 守口市京阪本通2丁目2番5号

電話（06）6992-1665

企画編集：守口市こども部こども政策課